

# 環境影響評価調査計画書

— 目黒清掃工場建替事業 —

平成 26 年 9 月

東京二十三区清掃一部事務組合



## 目 次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2 対象事業の名称及び種類	1
3 対象事業の内容の概略	1
4 対象事業の目的及び内容	2
4.1 事業の目的	2
4.2 事業の内容	2
4.2.1 位置及び区域	2
4.2.2 計画の内容	6
4.3 施工計画及び供用計画	20
4.3.1 施工計画	20
4.3.2 供用計画	26
5 事業計画の策定に至った経過	31
6 地域の概況	32
6.1 一般項目	35
6.1.1 人口	35
6.1.2 産業	38
6.1.3 交通	39
6.1.4 土地利用	45
6.1.5 水域利用	56
6.1.6 気象	58
6.1.7 関係法令の指定・規制等	63
6.1.8 環境保全に関する計画等	65
6.1.9 公害に関する苦情件数	71
6.2 環境項目	72
6.2.1 大気汚染	72
6.2.2 悪臭	92
6.2.3 騒音・振動	92
6.2.4 水質汚濁	96
6.2.5 土壌汚染	106
6.2.6 地盤	108
6.2.7 地形・地質	109
6.2.8 水循環	114
6.2.9 生物・生態系	116

6.2.10	日影	123
6.2.11	電波障害	124
6.2.12	風環境	124
6.2.13	景観	124
6.2.14	史跡・文化財	125
6.2.15	自然との触れ合い活動の場	128
6.2.16	廃棄物	128
6.2.17	温室効果ガス	130
7	環境影響評価の項目	132
7.1	選定した項目及びその理由	132
7.1.1	選定した項目	132
7.1.2	選定した理由	134
7.2	選定しなかった項目及びその理由	137
7.2.1	選定しなかった項目	137
7.2.2	選定しなかった理由	137
8	調査等の手法	140
8.1	調査等の概要	140
8.2	項目別の調査等の方法	146
8.2.1	大気汚染	146
8.2.2	悪臭	150
8.2.3	騒音・振動	153
8.2.4	土壌汚染	159
8.2.5	地盤	162
8.2.6	水循環	165
8.2.7	日影	168
8.2.8	電波障害	171
8.2.9	景観	174
8.2.10	廃棄物	179
8.2.11	温室効果ガス	180
9	当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される 地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名	182
10	その他	184
10.1	対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	184
10.2	調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	184
10.3	調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録	185

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 : 管理者 西川 太一郎  
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

## 2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 目黒清掃工場建替事業  
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

## 3 対象事業の内容の概略

目黒清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都目黒区三田二丁目19番43号に位置する既存の目黒清掃工場（平成2年度しゅん工、処理能力600トン/日）の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都目黒区三田二丁目19番43号
敷地面積	約29,000㎡
工事着工年度	平成29年度（予定）
工場稼働年度	平成34年度（予定）
処理能力	可燃ごみ 600トン/日 (300トン/日・炉×2基)
主な建築物等	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ：約24m
	管理棟 鉄筋コンクリート造 高さ：約14m
	煙突 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 高さ：約150m

## 4 対象事業の目的及び内容

### 4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の「一般廃棄物処理基本計画」（平成 22 年 2 月策定）では、循環型ごみ処理システムの推進に向け、効率的で安定した中間処理体制を確保するために、計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めることとしている。

本事業は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型ごみ処理システムを推進するための施設整備の一環として、目黒清掃工場を建替えるものである。

### 4.2 事業の内容

#### 4.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 4-1 及び図 4-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 4-3 に示すとおりである。

計画地は、目黒区三田に位置しており、敷地面積約 29,000m<sup>2</sup>の区域である。

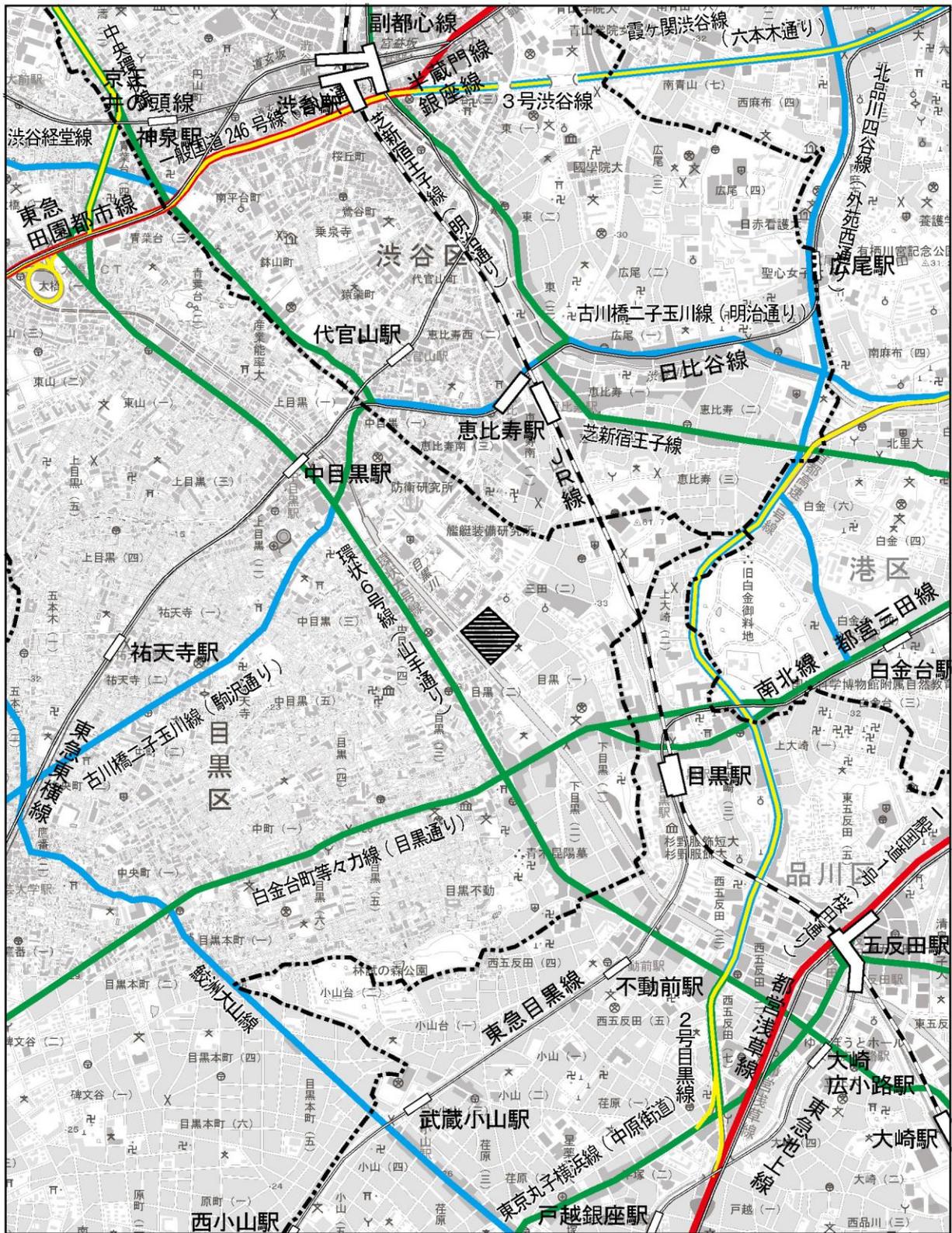


図 4-1 対象事業の位置



S=1:25,000

0 500 1,000M

凡例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : 駅
-  : JR線
-  : 私鉄・地下鉄線

-  : 首都高速道路
-  : 一般国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都県道



図 4-2 上空から見た対象事業の位置

凡 例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : 町界
-  : 駅
-  : JR線
-  : 私鉄・地下鉄線
-  : 主要地方道
-  : 一般都県道



S=1:10,000  
0 200 400M

「この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである (2009 年撮影)。」

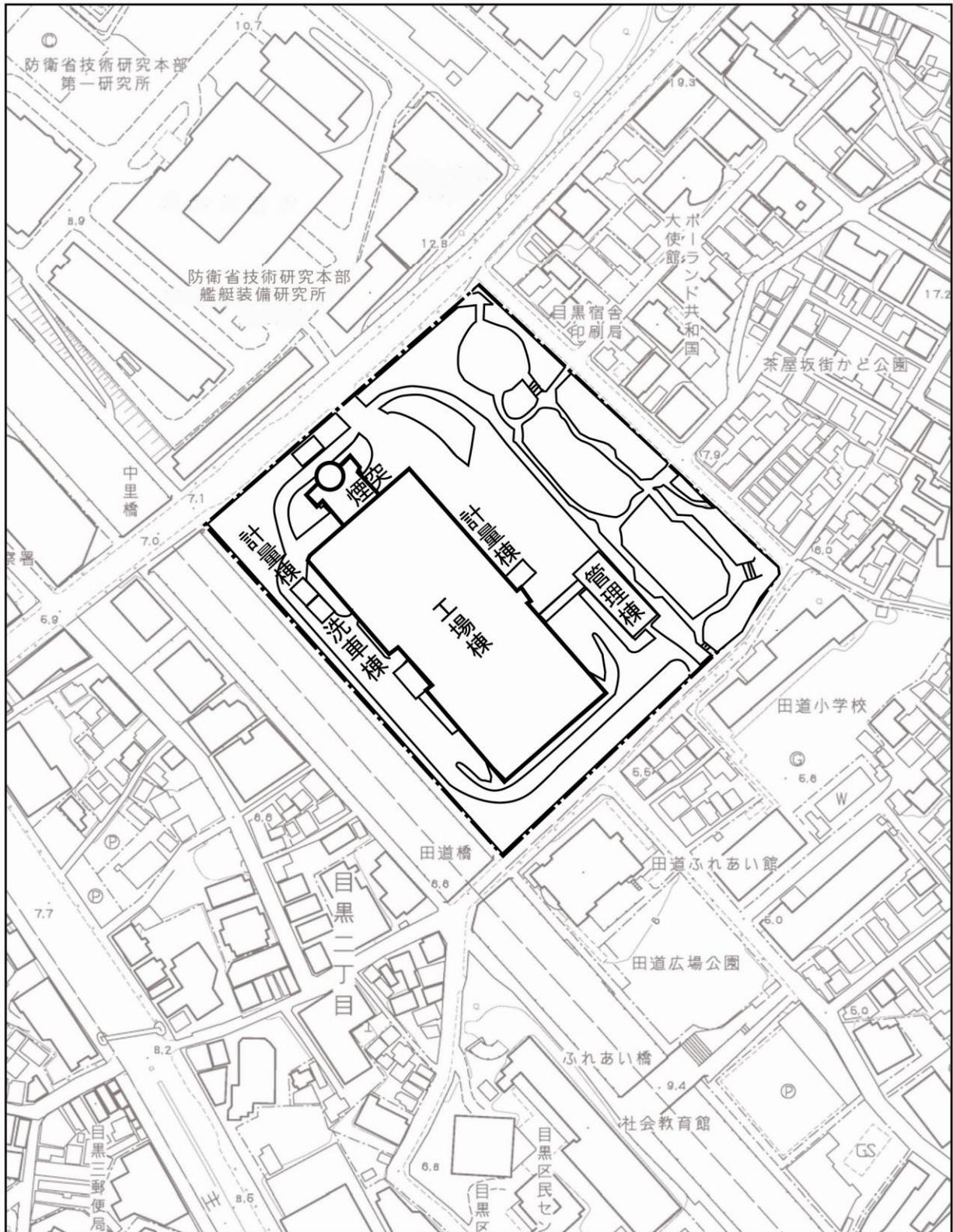


図4-3 対象事業の区域

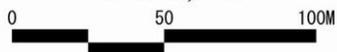
凡例

——— : 計画地

注) 計画地内の施設配置は、既存施設を表す。



S=1:2,500



#### 4.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

建替え後の主な施設としては、工場棟、管理棟、附属施設及び煙突がある。

##### (1) 施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2 に示すとおりである。

既存の清掃工場は高さ約 27m であるが、新たに建設する工場棟は、東京都市計画高度地区（目黒区決定）の認定による特例を踏まえ高さ約 24m とする。

また、建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 150m とし、ステンレス製の内筒 2 本を鉄筋コンクリート製の外筒 1 本の中に収めるものとする。

なお、駐車場は 14 台（大型バス 2 台、車いす用 1 台を含む。）分を設ける。

表 4-1 既存及び建替え後の施設概要：構造等

施設区分		既存	建替え後
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
	高さ	約 27m	約 24m
	深さ	約-10m	約-20m
管理棟	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	高さ	約 14m	約 14m
附属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 150m	約 150m

建築面積については、既存が約 8,500m<sup>2</sup>、建替え後が約 11,250m<sup>2</sup>となる。

表 4-2 既存及び建替え後の施設概要：建築面積

施設区分	既存	建替え後
工場棟	約 7,200m <sup>2</sup>	約 9,700m <sup>2</sup>
管理棟	約 600m <sup>2</sup>	約 1,450m <sup>2</sup>
附属施設	約 700m <sup>2</sup>	約 100m <sup>2</sup>
合計面積	約 8,500m <sup>2</sup>	約 11,250m <sup>2</sup>

建替工事は平成 29 年度に着手し、同 34 年度に完了する予定である。建替事業の工程を表 4-3 に示す。

表 4-3 建替事業の工程（予定）

事業年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
建替計画策定	■										
環境影響評価 手続き	■										
解体前清掃					■						
解体・建設工事					▼ 着工	■					

既存施設配置は図 4-4、施設計画は図 4-5、設備配置計画は図 4-6 に示すとおりである。また、建築物の計画立面は図 4-7 (1) 及び (2)、完成予想図は図 4-8 に示すとおりである。



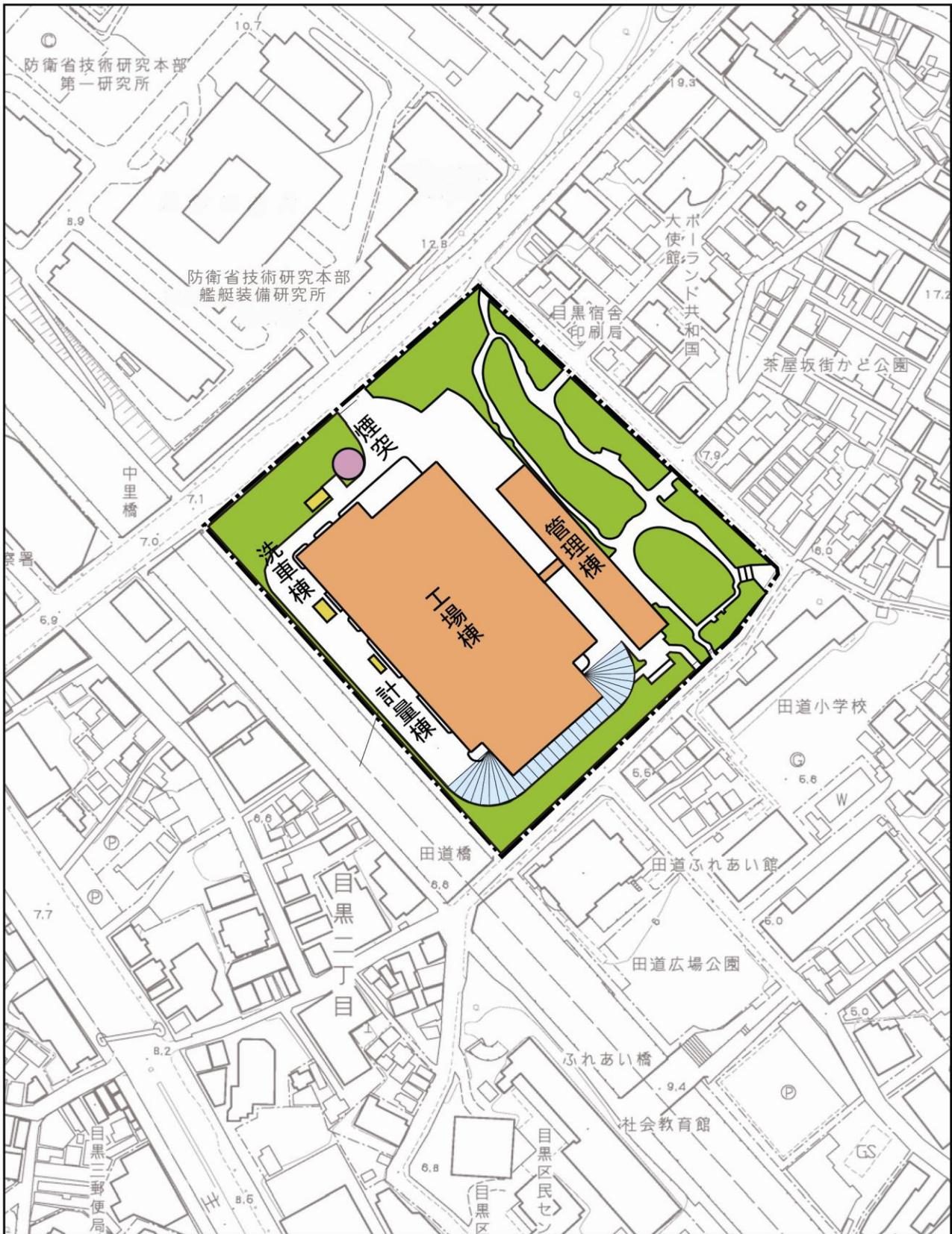
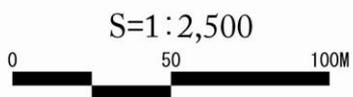


図4-5 施設計画図

凡例

- — — : 計画地
- (orange) : 工場棟、管理棟
- (yellow) : 計量棟、洗車棟等
- (pink) : 煙突
- (green) : 緑地
- (blue) : ふくがい  
: 覆蓋 (周回道路の覆い)



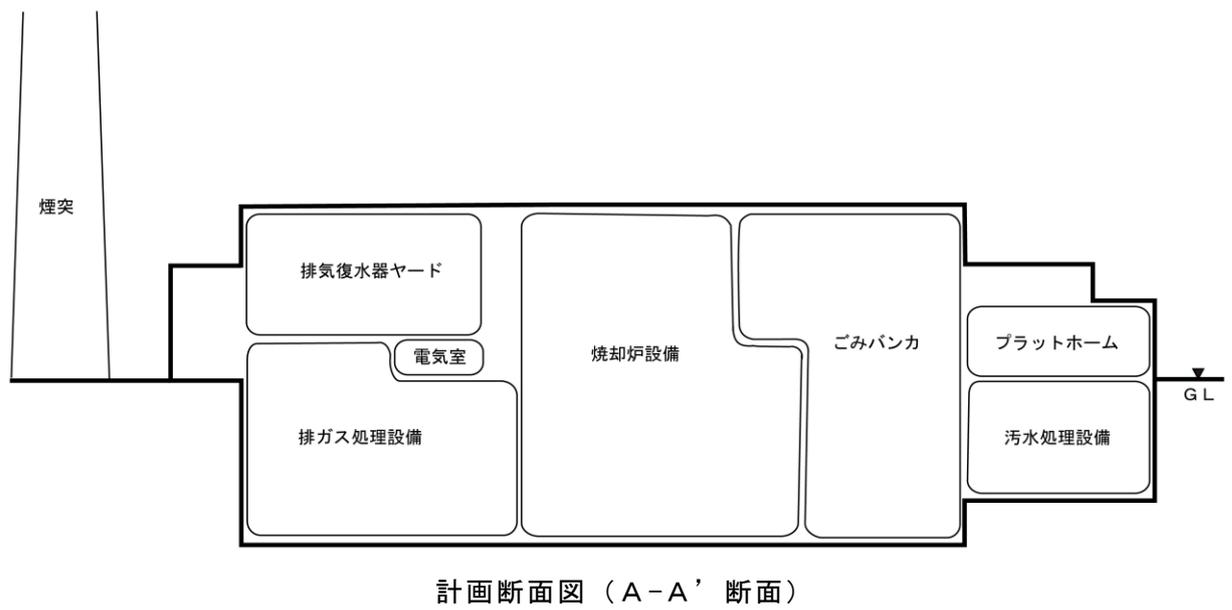
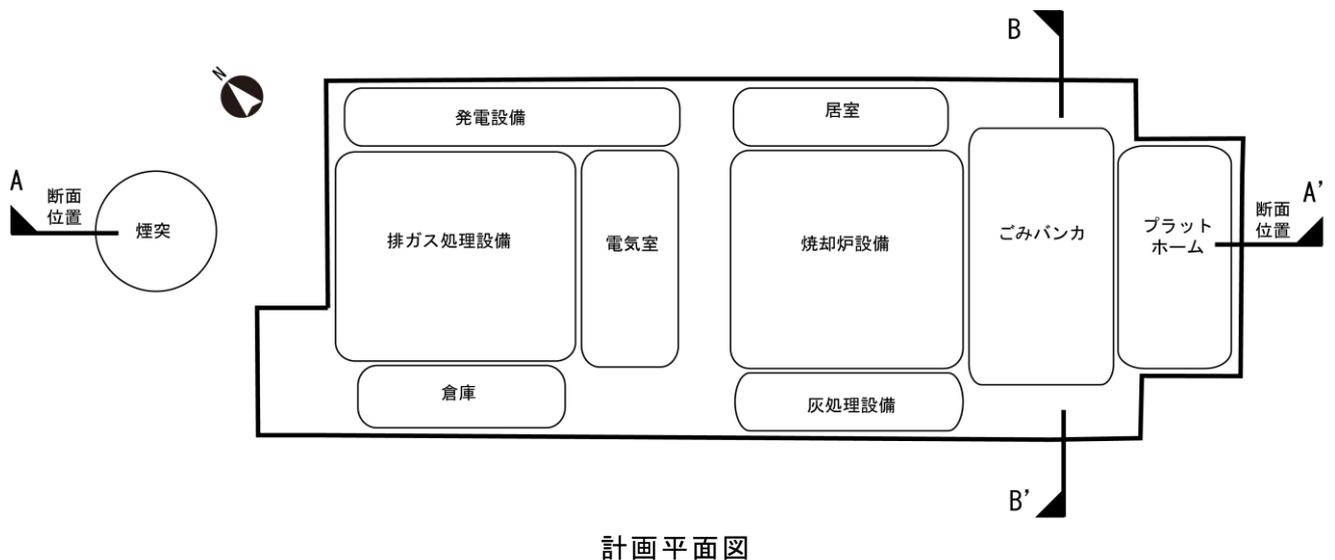
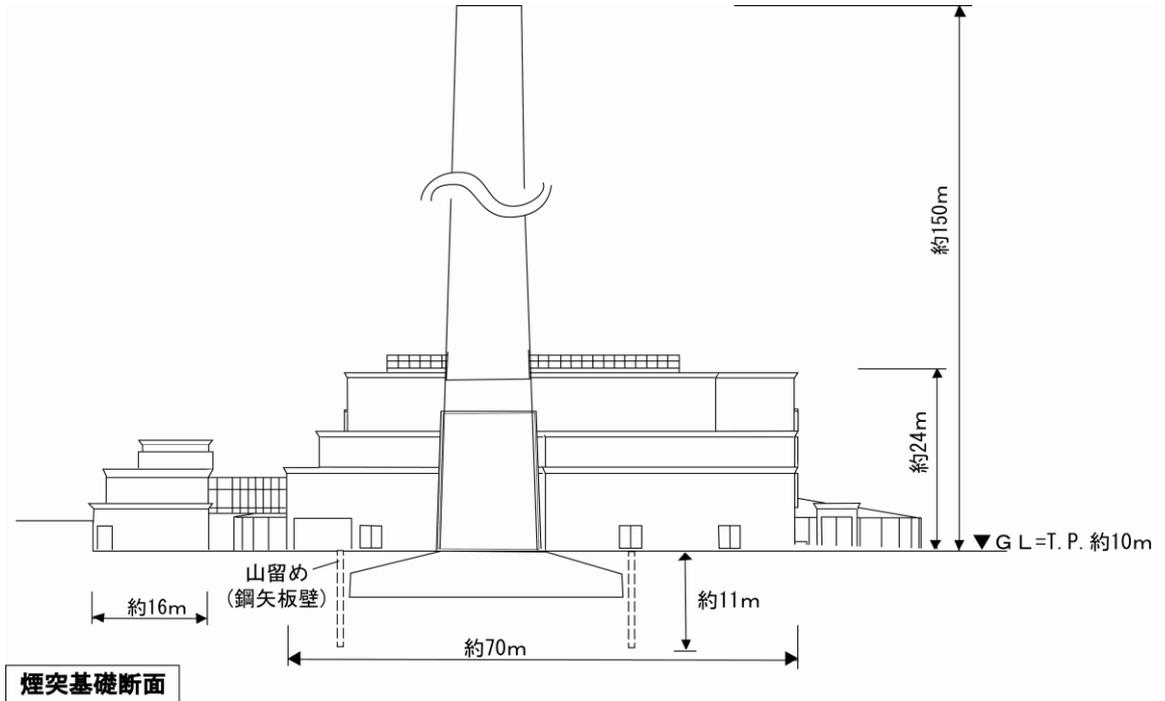


図 4-6 設備配置計画図

北西側立面図



南西側立面図

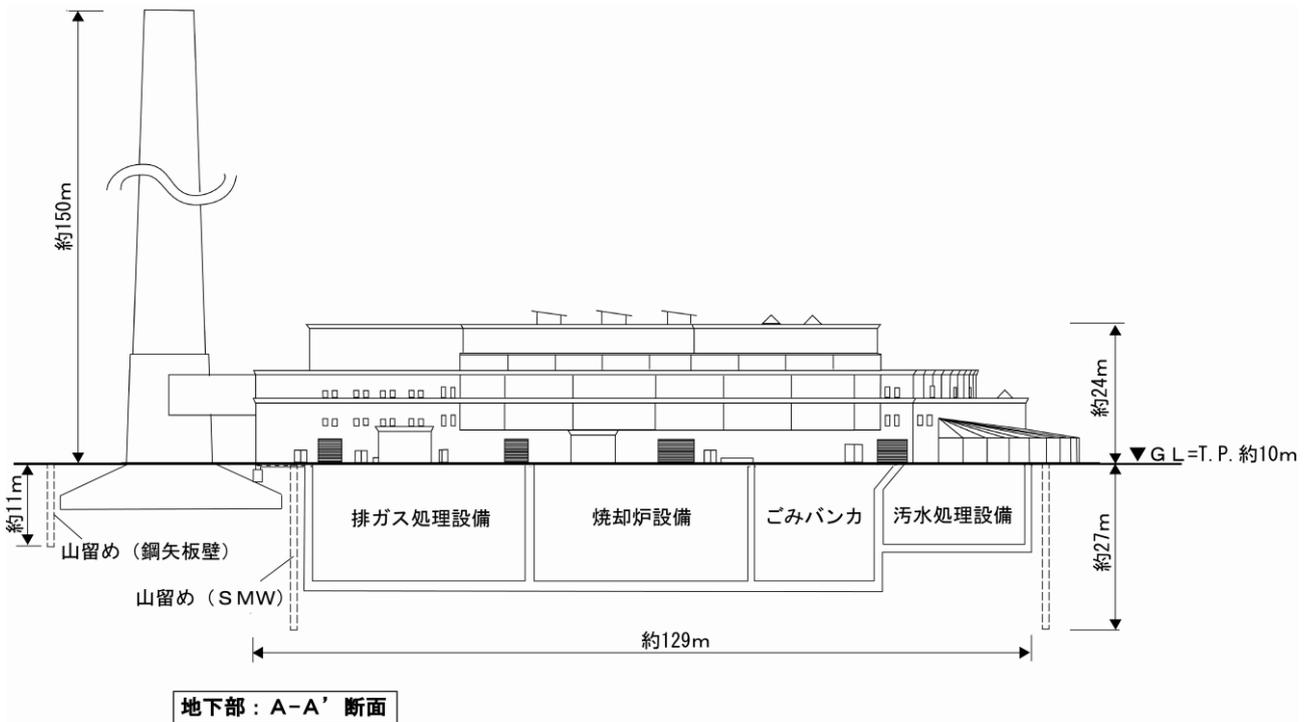
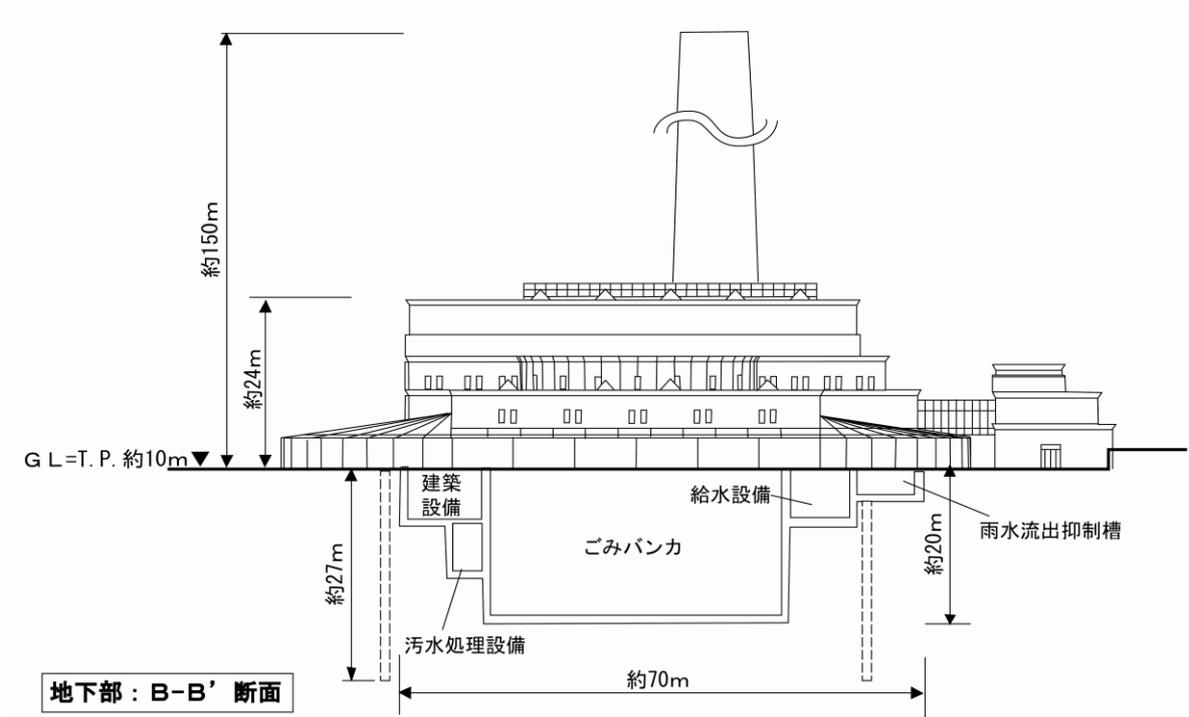


図 4-7 (1) 計画立面図 (1)

南東側立面図



北東側立面図

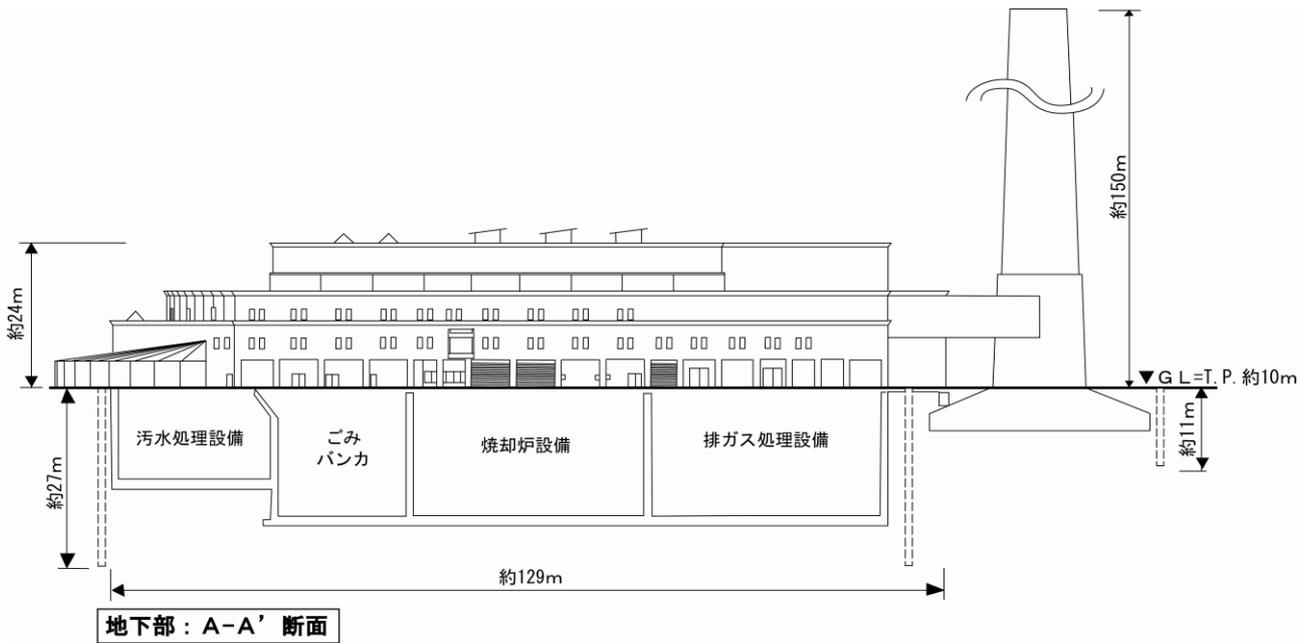


図 4-7 (2) 計画立面図 (2)

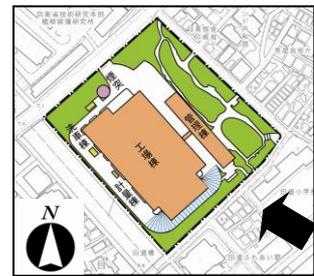


图 4-8 完成予想图（南東側）

(2) 設備計画

ア 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 設備概要（既存・建替え後）

項目		既存	建替え後
施設規模		600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)
処理能力		600 トン/日	600 トン/日
ごみ 処理	処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画		1日24時間の連続運転	1日24時間の連続運転

## イ 処理フロー

ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場のプラント<sup>注1)</sup>設備による全体処理フローを、図 4-9 及び図 4-10 に示す。

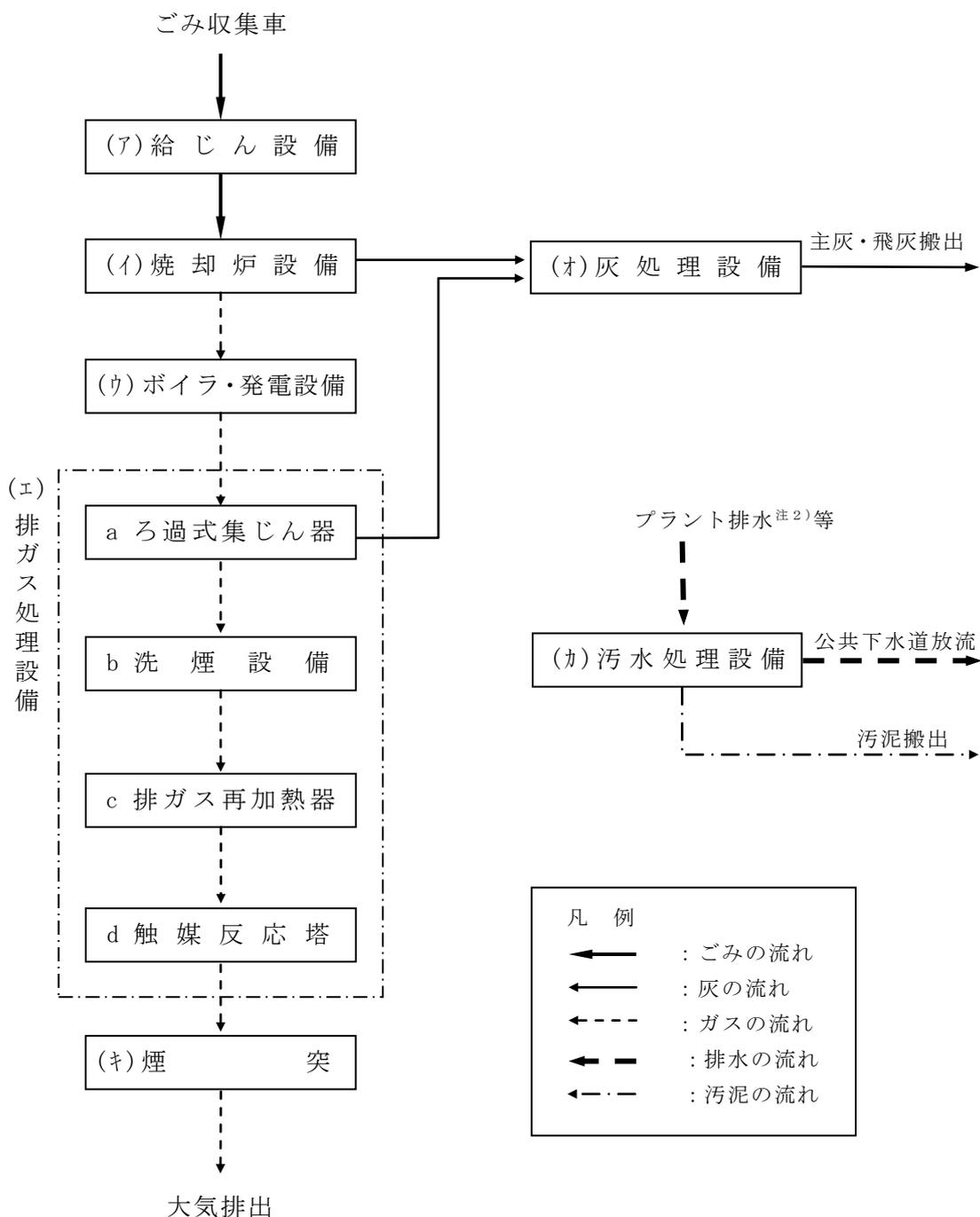


図 4-9 全体処理フロー

注 1) (ア) 給じん設備から(キ)煙突までの設備の総称

注 2) 排ガス処理設備や灰処理設備等から発生する排水の総称 (図 4-12 参照)

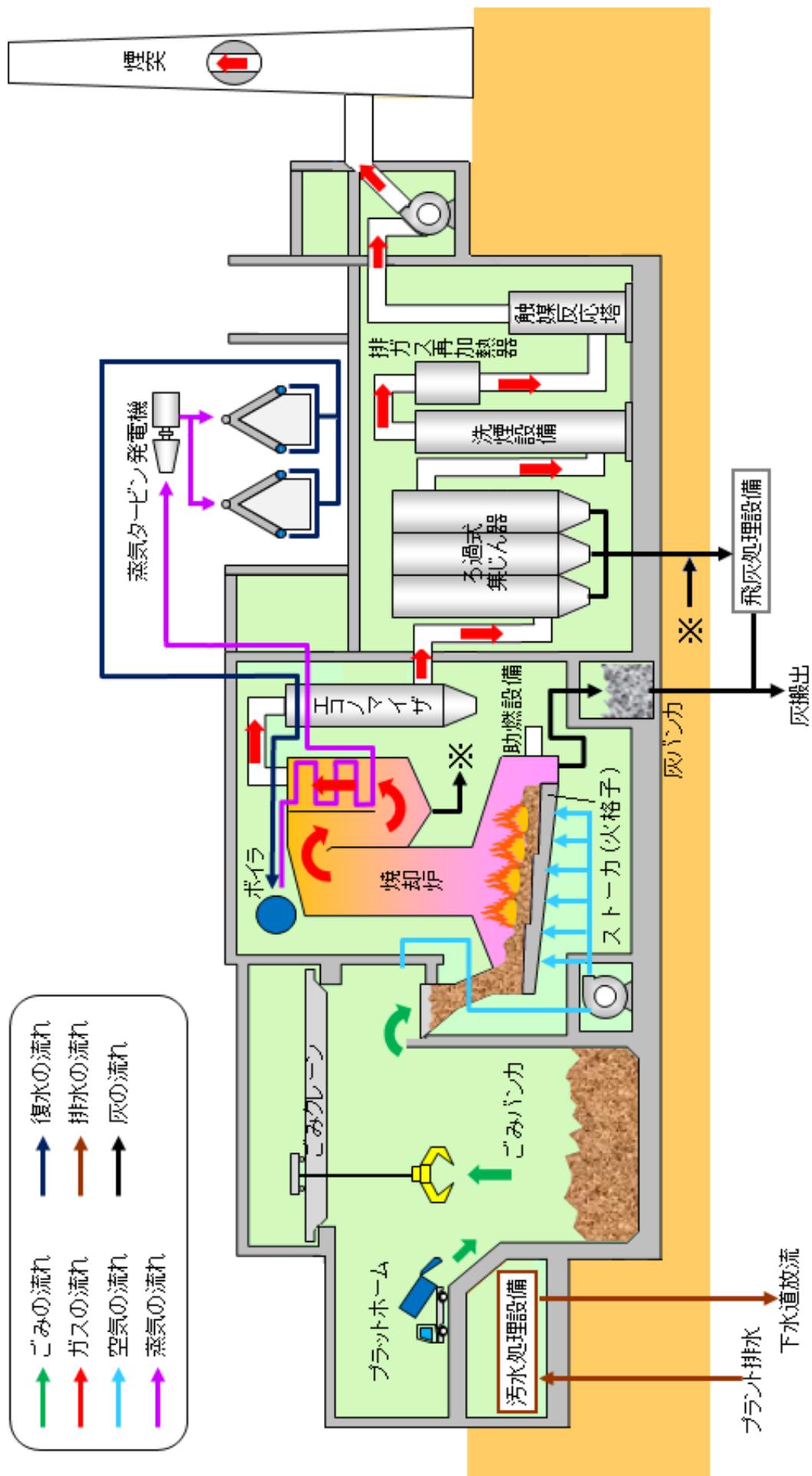


図 4-10 全体処理フロー（模式図）

## ウ プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

### (ア) 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、ごみ計量器で計量し、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは4日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみをクレーンで攪拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。また、ごみバンカゲートやプラットホームの出入口扉及びエアカーテンで臭気の流出を防止する。

なお、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し、脱臭する。

### (イ) 焼却炉設備

焼却炉と、炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみをストーカ（火格子）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

### (ウ) ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する燃焼ガスの廃熱を、蒸気として回収し、所定の温度まで冷却する。回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコノマイザ<sup>注)</sup>では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度をさらに冷却する。

### (エ) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔等で構成する。

#### a ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排ガス中のばいじん、ダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、塩化水素及び硫黄酸化物を除去する。

#### b 洗煙設備

排ガスを苛性ソーダ水溶液により洗浄し、塩化水素、硫黄酸化物を除去する。

また、水銀等の重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加することにより、水銀を除去する。

---

注) 燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

### c 排ガス再加熱器

排ガスを高温の蒸気により再加熱し、触媒反応塔での触媒反応の向上を図る。  
なお、排ガスの再加熱の結果、煙突出口での排ガス中の水分による白煙も抑制される。

### d 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物を、触媒の働きによって分解除去する。

## (オ) 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図 4-11 に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰<sup>注1)</sup>と飛灰<sup>注2)</sup>に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。また、ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

主灰及び飛灰処理汚泥<sup>注3)</sup>は、灰クレーンにより運搬車両に積込み、最終処分場で埋立処分する。

なお、主灰及び飛灰処理汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

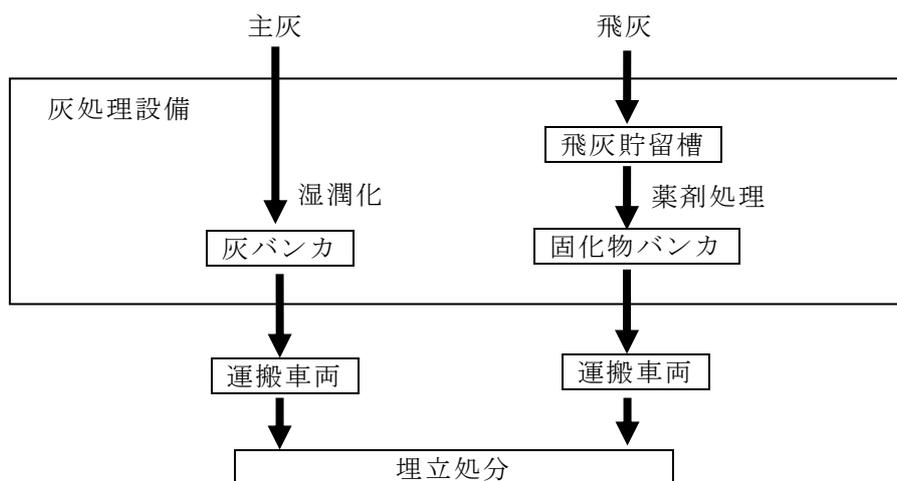


図 4-11 灰処理フロー

## (カ) 汚水処理設備

洗煙汚水等の汚水中に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する。

なお、脱水汚泥は定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

注 1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注 2) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

注 3) 飛灰処理汚泥とは、飛灰を重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものをいう。

#### (キ) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

### (3) エネルギー計画

建替え後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。焼却廃熱を回収して発生した蒸気は、高温高压化を図り発電等に利用する。

なお、太陽光発電も行う計画である。

### (4) 給排水計画

#### ア 給水計画

本事業における給水は、上水道とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

#### イ 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 4-12 に示す。

プラント排水等は、污水处理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

污水处理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水のうち、初期雨水を污水处理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

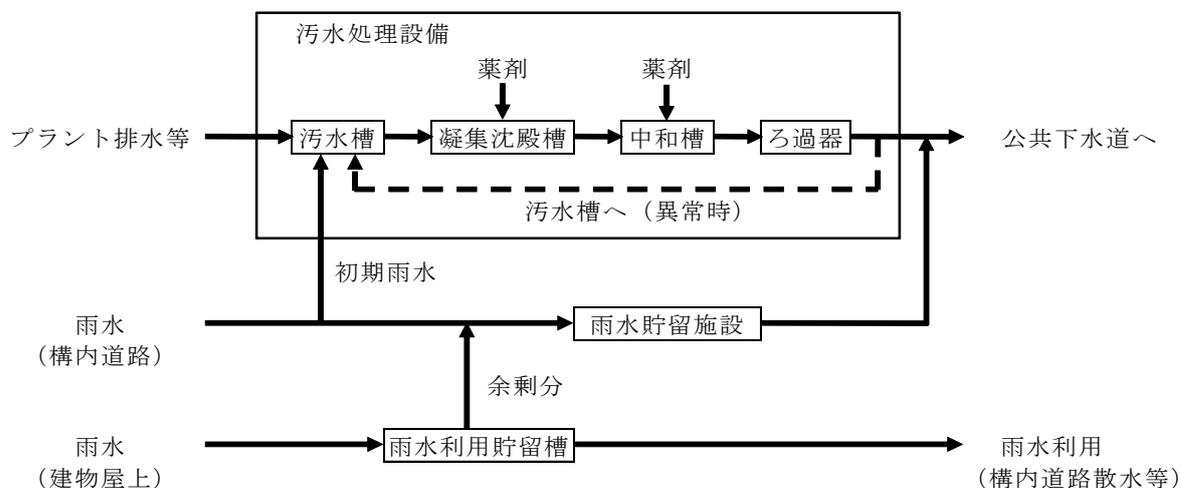


図 4-12 排水処理フロー

## (5) 緑化計画

建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。

また、新たに屋上緑化及び壁面緑化を積極的に行い、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「目黒区みどりの条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境基本計画」及び「目黒区環境基本計画」の趣旨を十分に勘案し、可能な限りの緑化に努める。

計画地の緑化にあたっては、既存樹木を可能な限り保全するとともに、高木や中・低木等を適切に組み合わせた植栽を行い、目黒川沿いの緑の軸との調和、地域住民の憩いの場として活用される緑地の形成を目指す。

## (6) 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は重金属類の溶出を防止する安定化处理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

## (7) 環境マネジメントシステムの導入

既存施設では、平成 11 年 9 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得した。この中で、環境関連法令等を遵守すること、環境目的・目標を設定して継続的改善に努めること、省資源・省エネルギーの推進に努めること等を環境方針として掲げ、目標達成に向けての活動を進めている。

建替え後の施設でも、同様に環境マネジメントシステムを導入していく予定である。

## 4.3 施工計画及び供用計画

### 4.3.1 施工計画

#### (1) 工事工程の概要

工事は平成 29 年度に着手し、工事期間は約 67 か月を予定している。工事工程を表 4-5 に示す。

なお、原則として、作業時間は午前 8 時から午後 6 時までとし、日曜及び祝日は作業を行わない。

表 4-5 工事工程（予定）

年度 主要工程	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
準備工事	▼着工 ■					
解体工事・ 土工事	■					
くたい 躯体・ プラント工事				■		
外構工事					■	
試運転						■

## (2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

なお、本事業に先立ち既存施設の稼働停止後に、ごみバンカ、焼却炉設備及び灰処理設備等の清掃を十分行い、ごみ及び灰等の除去を行う。

### ア 準備工事

清掃工場の建替工事にあたり、工事作業区域の周辺に仮囲いの設置や資材置き場等の場内整備等を行う。

### イ 解体工事・土工事

#### (7) 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及びサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 解体作業実施前の設備内部付着物の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の壁やビニールシート等による作業場所の分離
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

#### (4) 建築物等解体

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存の建築物や煙突等を全て解体する。解体にあたっては、工場棟建屋全体を覆う全覆いテントを設置し、焼却炉設備等と建築物等を同時に解体する。また、テントの内側の壁面には防音パネルを設置するとともに、テント内換気用に負圧集じん器を設置し、粉じんの飛散防止や騒音対策等を図る。

なお、アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、解体前に非飛散性アスベストの調査を行い、その使用が確認された場合は、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成21年10月東京都）に基づき、適切に処理する。

#### (ウ) 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを行う。

なお、山留め壁を支える支保工は、切梁又は地盤アンカー工法により支持する。

掘削工事は、バックホウ及びクラムシェル等を用い、山留め壁で囲まれた部分の掘削を行う。また、掘削工事とあわせて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

## ウ 躯体・プラント工事

### (ア) 基礎・地下躯体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

### (イ) 地上躯体・仕上工事

鉄骨工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて行う。鉄筋コンクリート工事は、基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、躯体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装にあたっては、低 VOC 塗料を使用する。

### (ウ) プラント工事

躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

## エ 外構工事

外構工事としては構内道路工事及び植栽工事等があり、躯体工事がほぼ終了した時点から施工する。

### (3) 建設機械及び工事用車両

#### ア 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4-6 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 4-6 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械									
		バックホウ	クローラクレーン	トラッククレーン	発電機	油圧式破砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	アースドリル杭打機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設ハウス設置	○		○							
解体工事・ 土工事	既存建築物解体 プラント解体 煙突解体 山留め（SMW） 地下解体 掘削	○	○	○		○	○	○	○		○
くたい 躯体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○	○	○					○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事等	○	○	○						○	

#### イ 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4-13 に示すとおりである。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

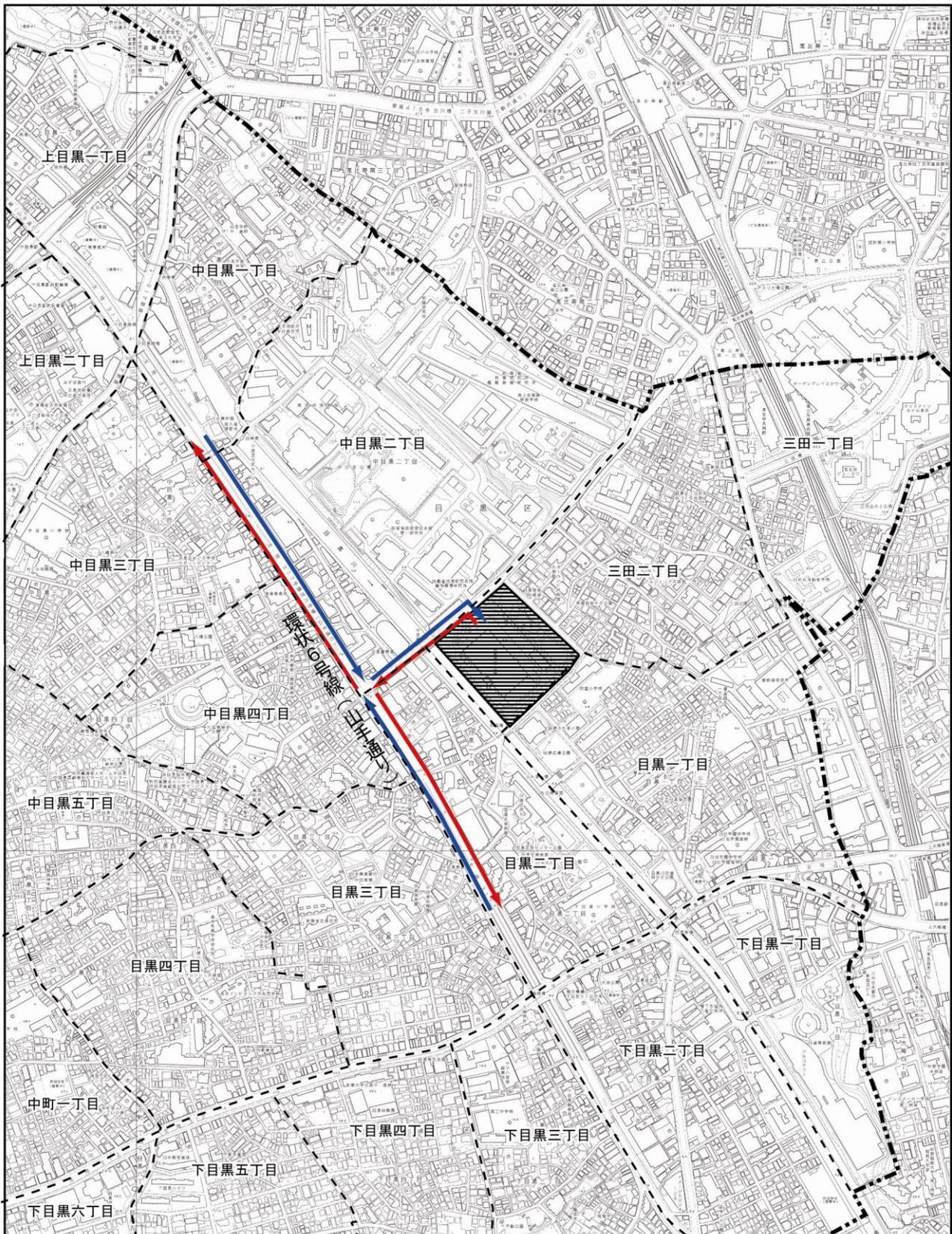


図 4-13 工事用車両の主な走行ルート



S=1:10,000



凡 例



: 計画地



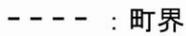
: 工事用車両 入車方向



: 区界



: 工事用車両 出車方向



: 町界

#### 4.3.2 供用計画

##### (1) ごみ収集車両等計画

##### ア 運搬計画

##### (ア) ごみ等の運搬

目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する灰等は、最終処分場へ運搬して埋立処分する。

##### (イ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの8時から17時までとする。

##### (ウ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図4-14及び図4-15に示すとおりである。

##### (エ) ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時、ごみ収集車両649台/日、灰等運搬車両15台/日、合計664台/日と予測される。

##### (オ) 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は、表4-7に示すとおりである。

表4-7 時間帯別予測台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両	灰等運搬車両	合計
8:00～9:00	92	1	93
9:00～10:00	143	6	149
10:00～11:00	135	1	136
11:00～12:00	64	1	65
12:00～13:00	27	0	27
13:00～14:00	89	6	95
14:00～15:00	91	0	91
15:00～16:00	8	0	8
16:00～17:00	0	0	0
合計	649	15	664

注) 既存施設実績より推定

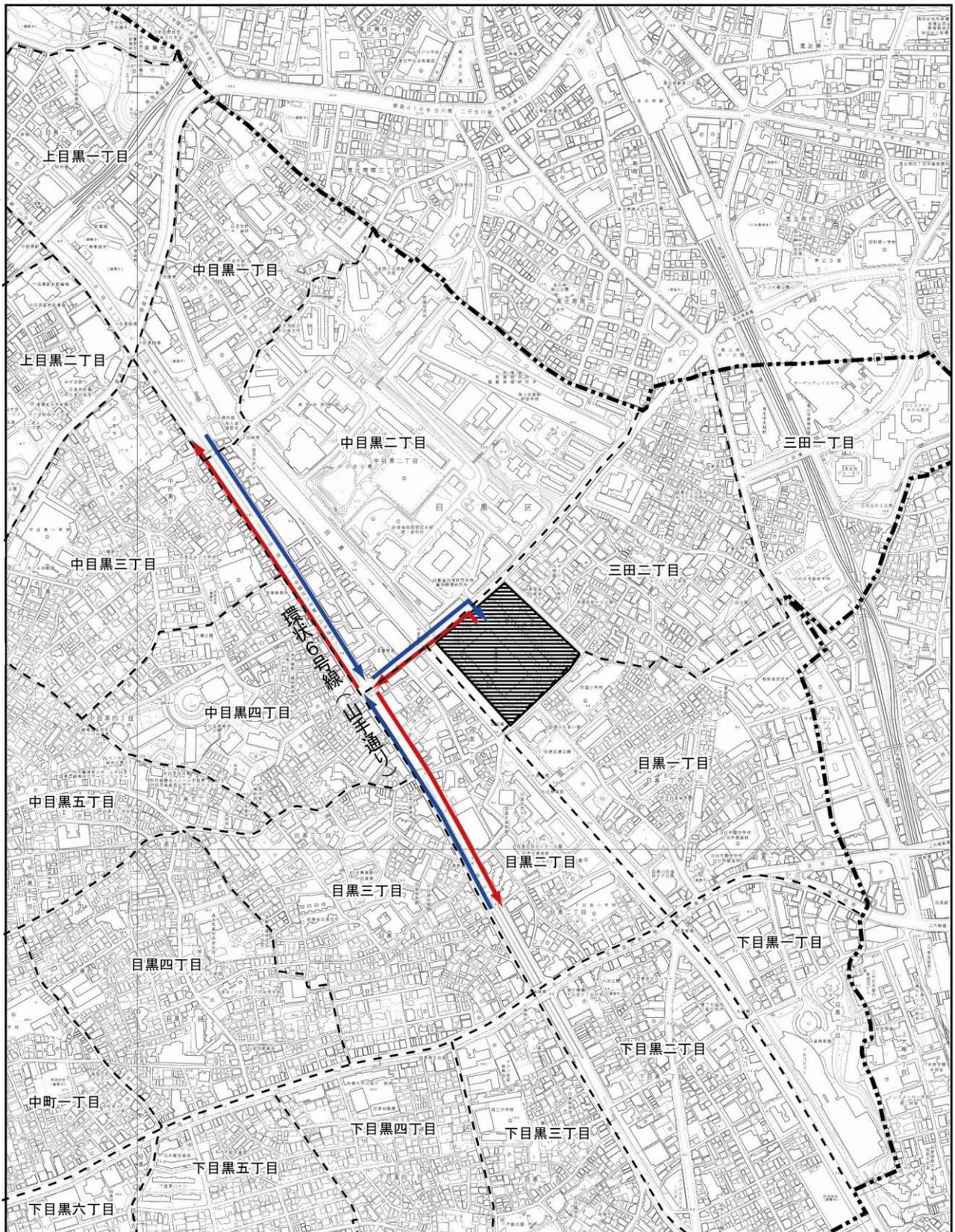


図 4-14 ごみ収集車両の主な走行ルート

凡例

-  : 計画地
-  : ごみ収集車両 入車方向
-  : 区界
-  : ごみ収集車両 出車方向
-  : 町界



S=1:10,000  
0 200 400M

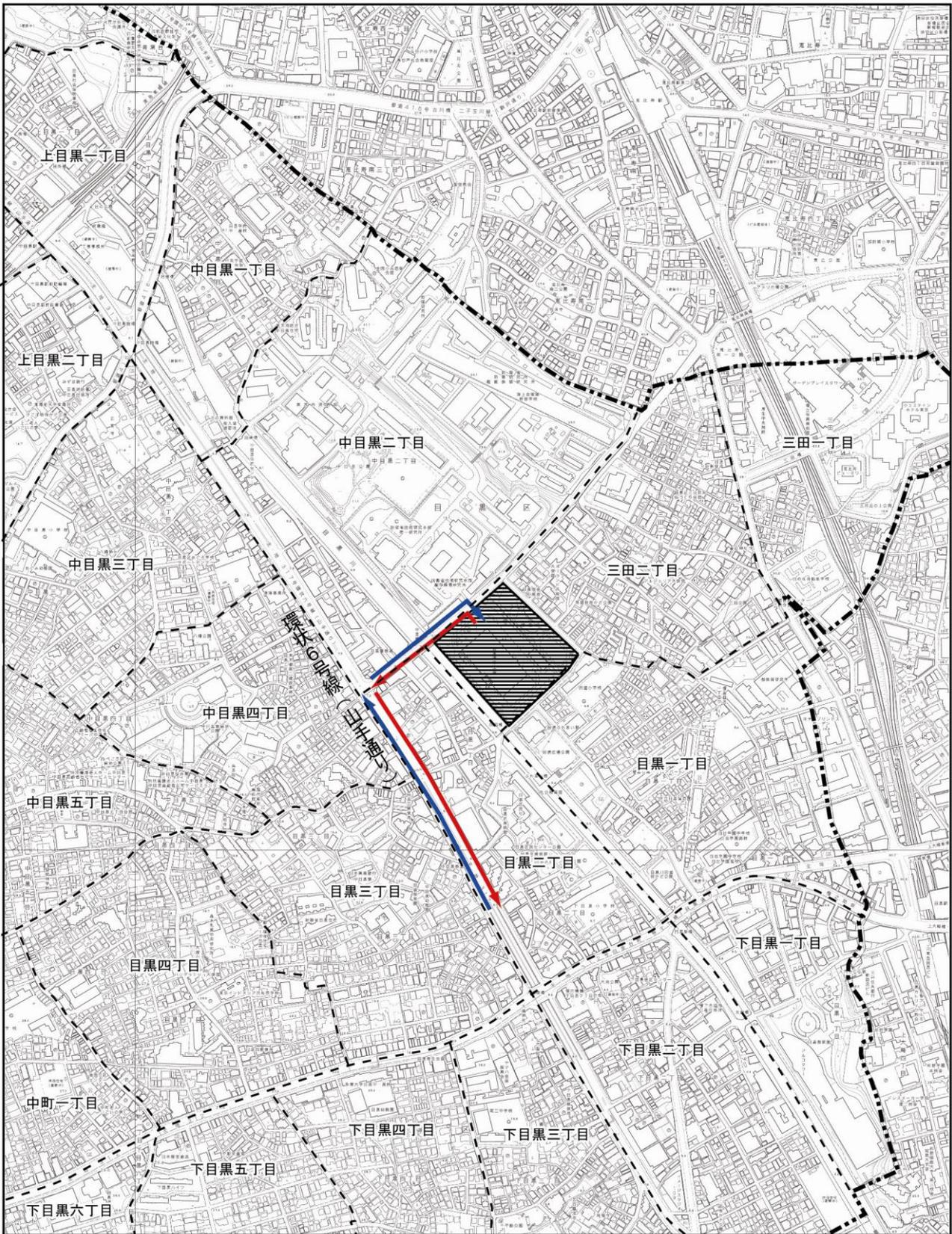


図 4-15 灰等運搬車両の主な走行ルート

凡例

▨ : 計画地

➡ : 灰等運搬車両 入車方向

----- : 区界

➡ : 灰等運搬車両 出車方向

- - - - : 町界



S=1:10,000



## イ ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観を図 4-16 及び図 4-17 に示す。

ごみ収集車両は、密閉式で汚水が漏れない構造とする。また、灰等の運搬車両は、天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 4-16 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4m<sup>3</sup>）



図 4-17 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m<sup>3</sup>）

## (2) 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を 24 時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② 洗煙設備における苛性ソーダ水溶液の量や触媒反応塔へのアンモニアの吹き込み量等を制御して、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

### (3) ダイオキシン類対策

#### ア 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保ち、2 秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

さらに、安定燃焼を図るため、一酸化炭素濃度を基準値以下に制御する等、燃焼管理を行う。

#### イ 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、200℃未満に下げることにより、排ガス中のダイオキシン類の生成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）によって、ばいじんを捕集するとともにダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N<sup>注1)</sup>）以下にする。

#### ウ 汚水対策

汚水処理設備では凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L<sup>注2)</sup>）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する。

なお、脱水汚泥は定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

### (4) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰については重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

---

注1) TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は 10 億分の 1g である。

注2) 1pg（ピコグラム）は 1 兆分の 1g である。

## 5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

### (1) 事業計画の策定

既存の目黒清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成3年3月に東京都により建設され、平成26年7月現在で、建設後23年が経過している。

平成12年4月1日に、「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行され、それまで東京都が行ってきた区部の一般廃棄物にかかる清掃事業は特別区に移管された。

移管後は、ごみの収集・運搬を各区が実施することとしたが、ごみの中間処理は効率的な処理を行うという理由から、特別区が共同で処理するため、23区の総意により清掃一組が設立された。

なお、最終処分は東京都に委託し、埋立処分をすることとした。

清掃一組は、設立と同時に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「一廃計画」という。）を策定した。この一廃計画は、東京都が実施してきた清掃事業を円滑に引継ぐという趣旨から、東京都が平成9年12月に策定した「東京都一般廃棄物処理基本計画（東京スリムプラン21）」を原則として継承した。

その後、平成18年1月と平成22年2月に一廃計画を改定し、現計画では目黒清掃工場について、平成29年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、目黒清掃工場の建替えを実施するものである。

### (2) 地域住民との取組

平成25年2月、目黒清掃工場の整備事業を開始するにあたり、地域住民に対する事前説明会を開催し、一廃計画や事業全体の概要について説明した。

その後、整備計画の策定に係る調査を実施し、平成26年2月に「建替計画素案」を取りまとめ、地域住民に対する住民説明会を行い、平成26年6月に「目黒清掃工場建替計画」を策定した。

なお、この間、地域住民代表が構成委員となっている運営協議会において、ほぼ月に1回の頻度で策定に係る調査について協議を重ねてきた。

新しい目黒清掃工場は、基本コンセプトを「地域にとけ込み、親しまれる清掃工場」とし、施設計画の方針として「地域との調和」、「環境との共生」、「エネルギーの有効活用」、「地域への貢献」を掲げ、地域と共生する身近で親しまれる清掃工場を目指していく。

## 6 地域の概況

計画地は、東京都目黒区に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要のある大気汚染については、煙突排出ガスの影響や一般環境大気測定局の位置を勘案して、図 6-1 に示すとおり計画地から約 5km の範囲とした。この範囲に含まれる区市町村は、東京都目黒区、渋谷区、品川区、港区、世田谷区、新宿区、大田区及び千代田区となっている。その他の項目については、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに目黒区内の適切な範囲を設定した。

地域の概況の調査項目は、表 6-1 に示す 26 項目とした。

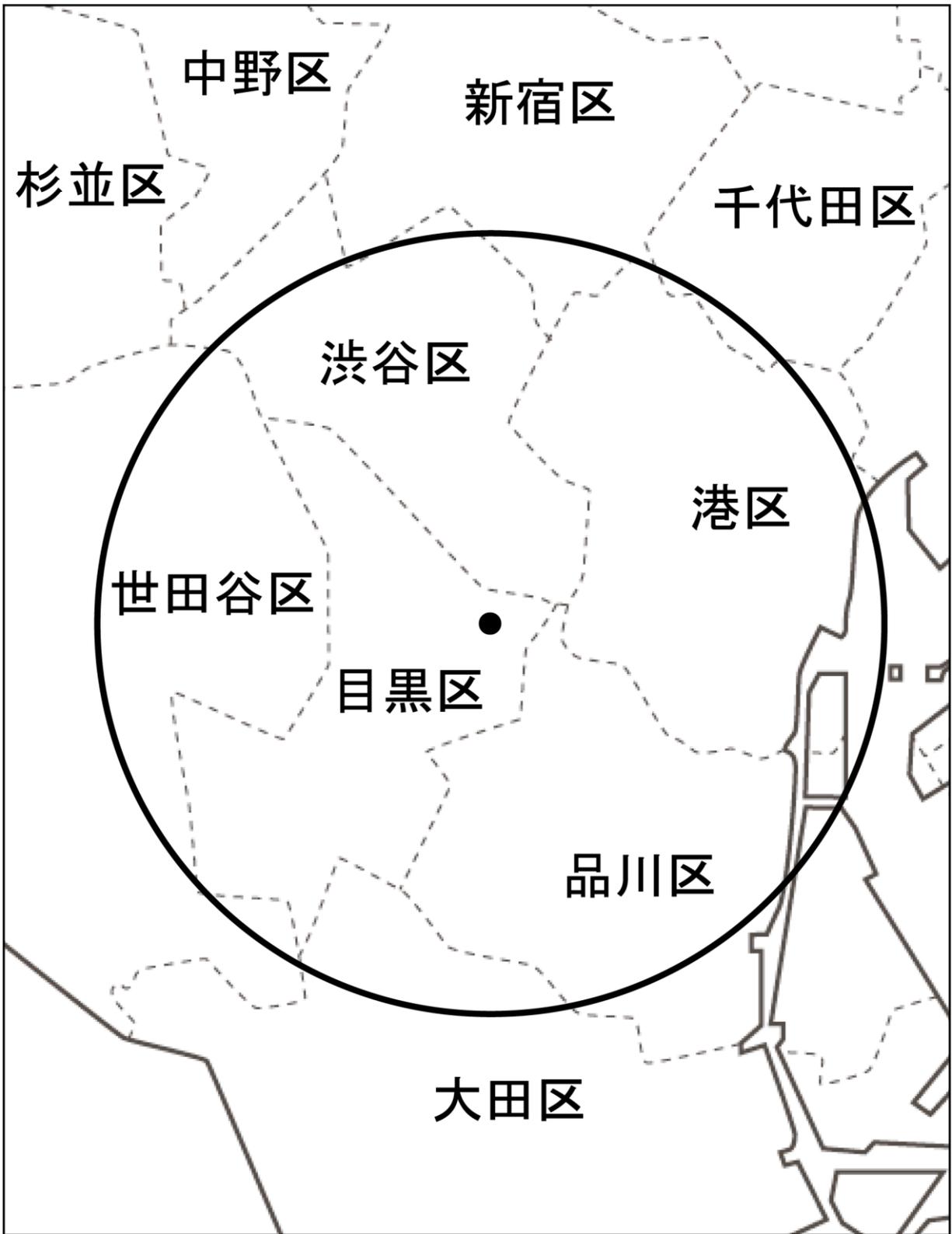


図 6-1 地域の概況の調査範囲  
(大気汚染)

凡 例

- : 計画地
- - - : 区界
- : 計画地から半径 5km 範囲



表 6-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
6.1 一般項目	6.1.1 人口
	6.1.2 産業
	6.1.3 交通
	6.1.4 土地利用
	6.1.5 水域利用
	6.1.6 気象
	6.1.7 関係法令の指定・規制等
	6.1.8 環境保全に関する計画等
	6.1.9 公害に関する苦情件数
6.2 環境項目	6.2.1 大気汚染
	6.2.2 悪臭
	6.2.3 騒音・振動
	6.2.4 水質汚濁
	6.2.5 土壌汚染
	6.2.6 地盤
	6.2.7 地形・地質
	6.2.8 水循環
	6.2.9 生物・生態系
	6.2.10 日影
	6.2.11 電波障害
	6.2.12 風環境
	6.2.13 景観
	6.2.14 史跡・文化財
	6.2.15 自然との触れ合い活動の場
	6.2.16 廃棄物
	6.2.17 温室効果ガス

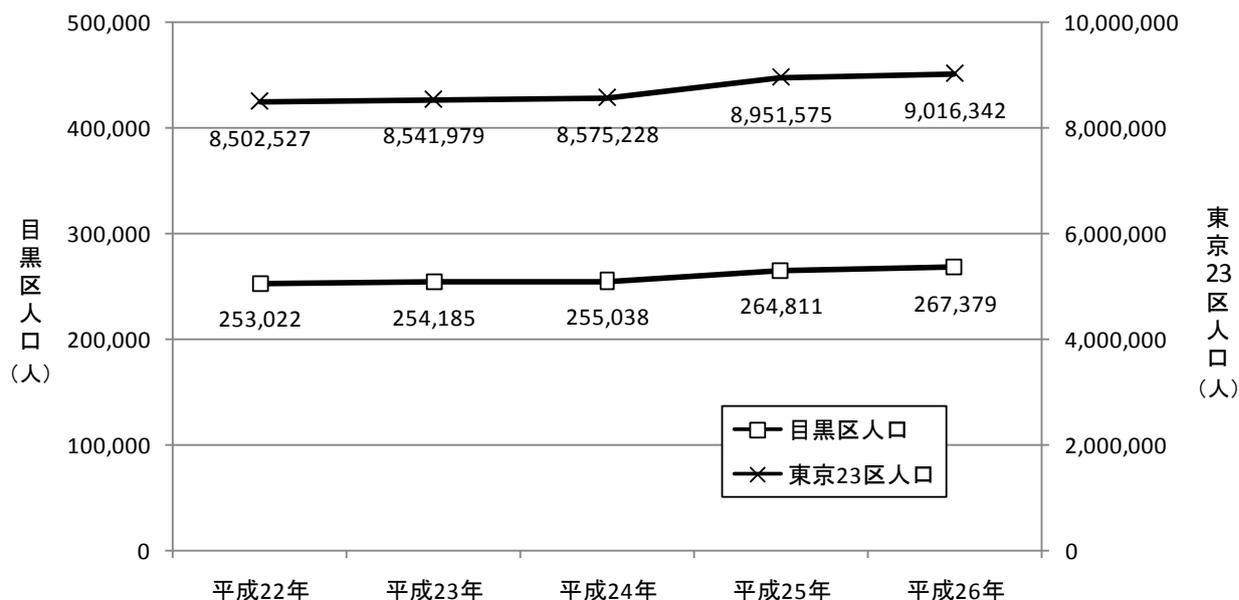
## 6.1 一般項目

### 6.1.1 人口

#### (1) 人口及び人口密度

計画地の位置する目黒区及び東京23区における平成22年から平成26年までの人口の推移を図 6-2に示す。

平成26年1月現在、目黒区の人口は267,379人であり、増加の傾向が続いている。  
 なお、平成26年1月現在、目黒区の世帯総数は148,794世帯である。



資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (平成22年1月から平成26年1月まで)」  
 (東京都総務局統計部人口統計課)

図 6-2 人口の推移

平成26年における人口密度を表 6-2に示す。目黒区の人口密度は18,189人/km<sup>2</sup>であり、東京23区平均の14,473人/km<sup>2</sup>より高くなっている。

表 6-2 人口密度

単位：人/km<sup>2</sup>

年	目黒区	東京23区
平成26年	18,189	14,473

注) 平成26年1月1日

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (平成26年1月)」  
 (東京都総務局統計部人口統計課)

#### (2) 人口動態

計画地が位置する目黒区及び東京23区における人口動態を表6-3に示す。

目黒区の人口は、他府県との移動、自然動態及びその他が増加し、都内間の移動が減少しており、合計で2,568人の人口増となっている。

表 6-3 人口動態

単位：人

地域名	増減人口	他府県との移動			都内間の移動増減数	自然動態			その他の増減
		社会増減	転入	転出		自然増減	出生	死亡	
目黒区	2,568	2,126	11,081	8,955	-285	445	2,400	1,955	282
東京 23 区	64,767	55,931	327,036	271,105	1,328	1901	78,964	77,063	5,607

注 1) 平成 25 年の数値である。

注 2) 「その他の増減」とは、職権による記載と消除及び外国人の登録増減数等である。

資料) 「人口の動き (平成 25 年中)」(東京都総務局ホームページ)

### (3) 町丁別人口

目黒清掃工場が位置する三田二丁目に隣接する町丁別人口を図 6-3に示す。「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (平成26年1月)」によると、計画地の位置する三田二丁目は人口3,572人であり、計画地周辺で最も人口が多いのは、目黒一丁目の3,663人である。

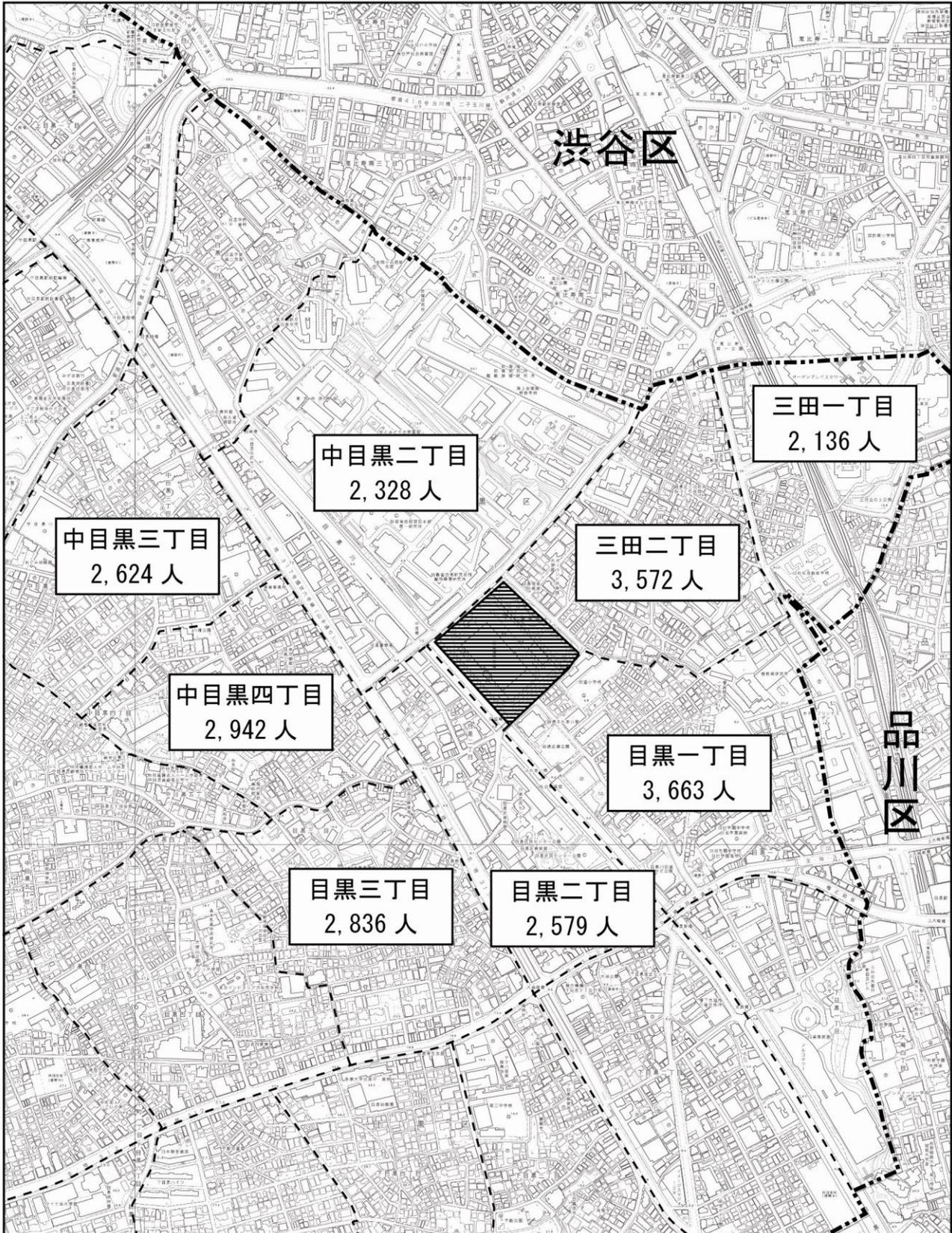


図 6-3 計画地周辺の町丁別人口



S=1:10,000



凡 例

: 計画地

: 区界

: 町界

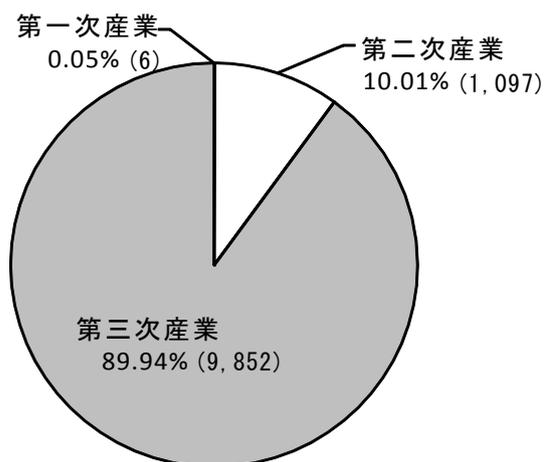
資料) 住民基本台帳による東京都の世帯と人口  
(平成 26 年 1 月) 東京都総務局統計部人口統計課

### 6.1.2 産業

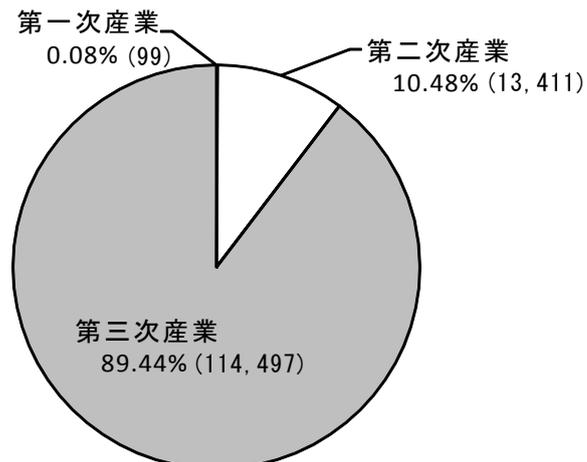
計画地が位置する目黒区における産業別事業所数及び従業者数の構成割合を図6-4に示す。

目黒区における事業所数及び従業者数は第三次産業が最も多く、共に全体の約90%を占めている。次いで第二次産業が約10%となっており、第一次産業がともに全体の0.1%以下とごくわずかとなっている。

【事業所数】



【従業者数】



注1) 平成24年2月1日現在

注2) カッコ内は実数を示す。

資料) 「平成24年経済センサス活動調査」(平成26年2月、総務省統計局ホームページ)

図6-4 産業別事業所数及び従業者数構成割合(目黒区)

### 6.1.3 交通

#### (1) 道路交通状況

計画地周辺の主要な道路を図 6-5に示す。

計画地周辺の主要道路としては、首都高速道路の首都高速 2 号目黒線、首都高速 3 号渋谷線及び首都高速中央環状線、一般国道である国道 1 号及び国道 246 号のほか、主要地方道である東京丸子横浜線（中原街道）、芝新宿王子線（明治通り）、白金台町等々力線（目黒通り）、環状 6 号線（山手通り、駒沢通り）が挙げられる。その他、一般都道である霞ヶ関渋谷線（六本木通り）、古川橋二子玉川線（駒沢通り、明治通り）、北品川四谷線（外苑西通り）、鮫洲大山線、渋谷経堂線が走っている。

計画地は、環状 6 号線（山手通り）の東側、白金台町等々力線（目黒通り）の北側に位置している。

計画地周辺の交通量を表 6-4(1)に、大型車混入率を表 6-4(2)に、交通量調査地点を図 6-5に示す。

平成 22 年度において最も交通量が多かったのは、首都高速 3 号渋谷線（港区西麻布 4 丁目）であり平日自動車類 12 時間交通量が 51,139 台であり、昼間 12 時間大型車混入率は 13.0%となっている。計画地に近い環状 6 号線（目黒区下目黒 3-9-5）における平日自動車類 12 時間交通量は、26,932 台であり、昼間 12 時間大型車混入率は 15.8%となっている。

表 6-4(1) 計画地周辺の交通量

図 No.	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量 (台)		
			平成 11 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
1	首都高速 2 号目黒線	渋谷区恵比寿 3 丁目	33,294	31,062	31,135
2	首都高速 2 号目黒線	品川区東五反田 5 丁目	33,294	31,062	19,263
3	首都高速 2 号目黒線	品川区西五反田 7 丁目	33,294	31,062	9,198
4	首都高速 3 号渋谷線	港区西麻布 4 丁目	54,620	52,184	51,139
5	首都高速 3 号渋谷線	渋谷区桜丘町	54,620	52,184	45,913
6	首都高速 3 号渋谷線	目黒区青葉台 4 丁目	54,620	52,184	43,595
7	首都高速中央環状線	目黒区青葉台 4 丁目	—	—	22,116
8	一般国道 1 号 (桜田通り)	品川区東五反田 3-1	36,051	32,309	27,134
9	一般国道 2 4 6 号 (青山通り)	渋谷区渋谷 4-4	46,700	44,748	31,115
10	一般国道 2 4 6 号 (玉川通り)	目黒区青葉台 3-1	43,389	37,750	40,758
11	芝新宿王子線	港区白金 6-1-1	7,348	8,337	8,009
12	白金台町等々力線 (目黒通り)	港区白金台 5-22-11	35,395	32,235	16,546
13	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区鷹番 1-10	30,547	30,010	27,592
14	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区下目黒 1-1	35,395	32,235	13,568
15	環状 6 号線 (山手通り)	品川区大崎 1-1	23,586	22,725	18,464
16	環状 6 号線 (山手通り)	目黒区下目黒 3-9-5	37,752	37,416	26,932
17	環状 6 号線 (山手通り)	目黒区駒場 1-1-7	31,167	33,750	27,065
18	環状 6 号線	品川区東五反田 3-20	18,435	17,941	16,859
19	環状 6 号線 (駒沢通り)	目黒区上目黒 1-1-5	10,047	16,488	19,439
20	霞ヶ関渋谷線 (六本木通り)	港区南青山 7-1-5	29,297	35,374	22,850
21	古川橋二子玉川線 (明治通り)	港区南麻布 4-13-1	19,511	19,471	25,695
22	北品川四谷線	品川区上大崎 2-13-22	17,559	16,386	21,836
23	北品川四谷線	品川区上大崎 2-2-6	17,559	16,386	14,504
24	北品川四谷線 (外苑西通り)	港区白金 6-23-4	17,559	16,386	21,838
25	北品川四谷線 (外苑西通り)	渋谷区広尾 5-5-2	17,559	16,386	25,274
26	鮫洲大山線	目黒区目黒本町 5-1-3	8,463	6,908	7,735
27	鮫洲大山線	目黒区五本木 2-1-10	8,463	6,908	4,943
28	渋谷経堂線	目黒区青葉台 4-4-27	14,204	12,303	7,513

資料)「平成 11、17、22 年度 道路交通センサス (全国道路交通情勢調査)」(国土交通省)

表 6-4(2) 計画地周辺の大型車混入率

図 No.	路線名	観測地点名	昼間 12 時間大型車混入率 (%)		
			平成 11 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
1	首都高速 2 号目黒線	渋谷区恵比寿 3 丁目	16.0	9.8	5.0
2	首都高速 2 号目黒線	品川区東五反田 5 丁目	16.0	9.8	5.4
3	首都高速 2 号目黒線	品川区西五反田 7 丁目	16.0	9.8	5.6
4	首都高速 3 号渋谷線	港区西麻布 4 丁目	27.6	26.4	13.0
5	首都高速 3 号渋谷線	渋谷区桜丘町	27.6	26.4	15.6
6	首都高速 3 号渋谷線	目黒区青葉台 4 丁目	27.6	26.4	13.6
7	首都高速中央環状線	目黒区青葉台 4 丁目	—	—	19.9
8	一般国道 1 号 (桜田通り)	品川区東五反田 3-1	9.4	7.9	9.8
9	一般国道 2 4 6 号 (青山通り)	渋谷区渋谷 4-4	9.0	9.6	10.9
10	一般国道 2 4 6 号 (玉川通り)	目黒区青葉台 3-1	13.0	13.4	15.6
11	芝新宿王子線	港区白金 6-1-1	15.2	13.1	5.4
12	白金台町等々力線 (目黒通り)	港区白金台 5-22-11	13.5	11.4	9.7
13	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区鷹番 1-10	14.1	11.4	11.1
14	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区下目黒 1-1	13.5	11.4	12.3
15	環状 6 号線 (山手通り)	品川区大崎 1-1	26.5	22.9	24.6
16	環状 6 号線 (山手通り)	目黒区下目黒 3-9-5	14.2	12.5	15.8
17	環状 6 号線 (山手通り)	目黒区駒場 1-1-7	11.7	13.1	11.3
18	環状 6 号線	品川区東五反田 3-20	15.7	13.8	14.8
19	環状 6 号線 (駒沢通り)	目黒区上目黒 1-1-5	12.1	10.7	6.8
20	霞ヶ関渋谷線 (六本木通り)	港区南青山 7-1-5	10.4	8.3	9.1
21	古川橋二子玉川線 (明治通り)	港区南麻布 4-13-1	13.4	13.3	10.2
22	北品川四谷線	品川区上大崎 2-13-22	8.1	8.8	8.3
23	北品川四谷線	品川区上大崎 2-2-6	8.1	8.8	7.8
24	北品川四谷線 (外苑西通り)	港区白金 6-23-4	8.1	8.8	8.3
25	北品川四谷線 (外苑西通り)	渋谷区広尾 5-5-2	8.1	8.8	7.4
26	鮫洲大山線	目黒区目黒本町 5-1-3	10.8	12.6	11.8
27	鮫洲大山線	目黒区五本木 2-1-10	10.8	12.6	10.9
28	渋谷経堂線	目黒区青葉台 4-4-27	11.9	12.5	16.2

資料)「平成 11、17、22 年度 道路交通センサス (全国道路交通情勢調査)」(国土交通省)

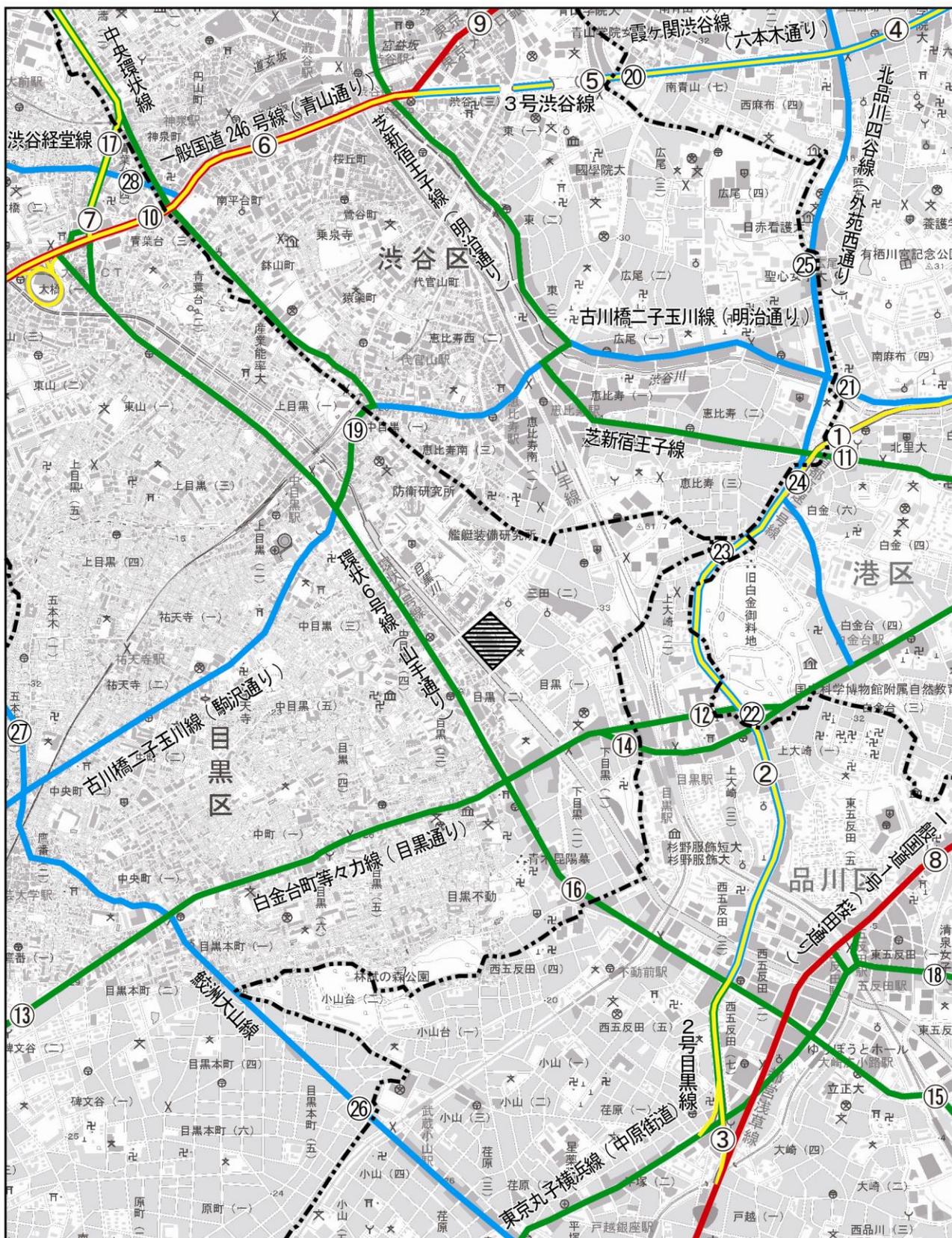


図 6-5 計画地周辺の主要な道路及び交通量調査地点



- 凡 例
- : 計画地
  - : 区界
  - : 交通量調査地点
  - : 首都高速道路
  - : 一般国道
  - : 主要地方道
  - : 一般都県道

## (2) 鉄道の状況

計画地周辺の鉄道路線を図6-6に示す。

計画地周辺においては、東方向約0.5kmにJR山手線が南北方向に走っており、南東方向約0.8kmに東京メトロ南北線・都営三田線・東急目黒線が北東から南西方向に走っている。また、北西方向約1.0kmに東京メトロ日比谷線・東急東横線が北東から南西方向に走っている。

なお、計画地の最寄り駅は、JR山手線・東京メトロ南北線・都営三田線・東急目黒線の目黒駅である。目黒駅における平成24年の乗車・降車人数を表6-5に示す。「東京都統計年鑑 平成24年」（東京都総務局ホームページ）によると、目黒駅における平成24年の乗車・降車人員は、JR山手線で乗車が約3千8百万人、東京メトロ南北線で乗車が約1千8百万人、降車が約1千8百万人、都営三田線で乗車が約1千5百万人、降車が約1千4百万人、東急目黒線で乗車が約4千3百万人、降車が約4千5百万人である。

表 6-5 目黒駅における平成 24 年の乗車・降車人数

単位：万人

鉄道路線名	乗車人数	降車人数
JR 山手線	約 3,800	
東京メトロ南北線	約 1,800	約 1,800
都営三田線	約 1,500	約 1,400
東急目黒線	約 4,300	約 4,500

資料) 「東京都統計年鑑 平成 24 年」 (東京都総務局ホームページ)

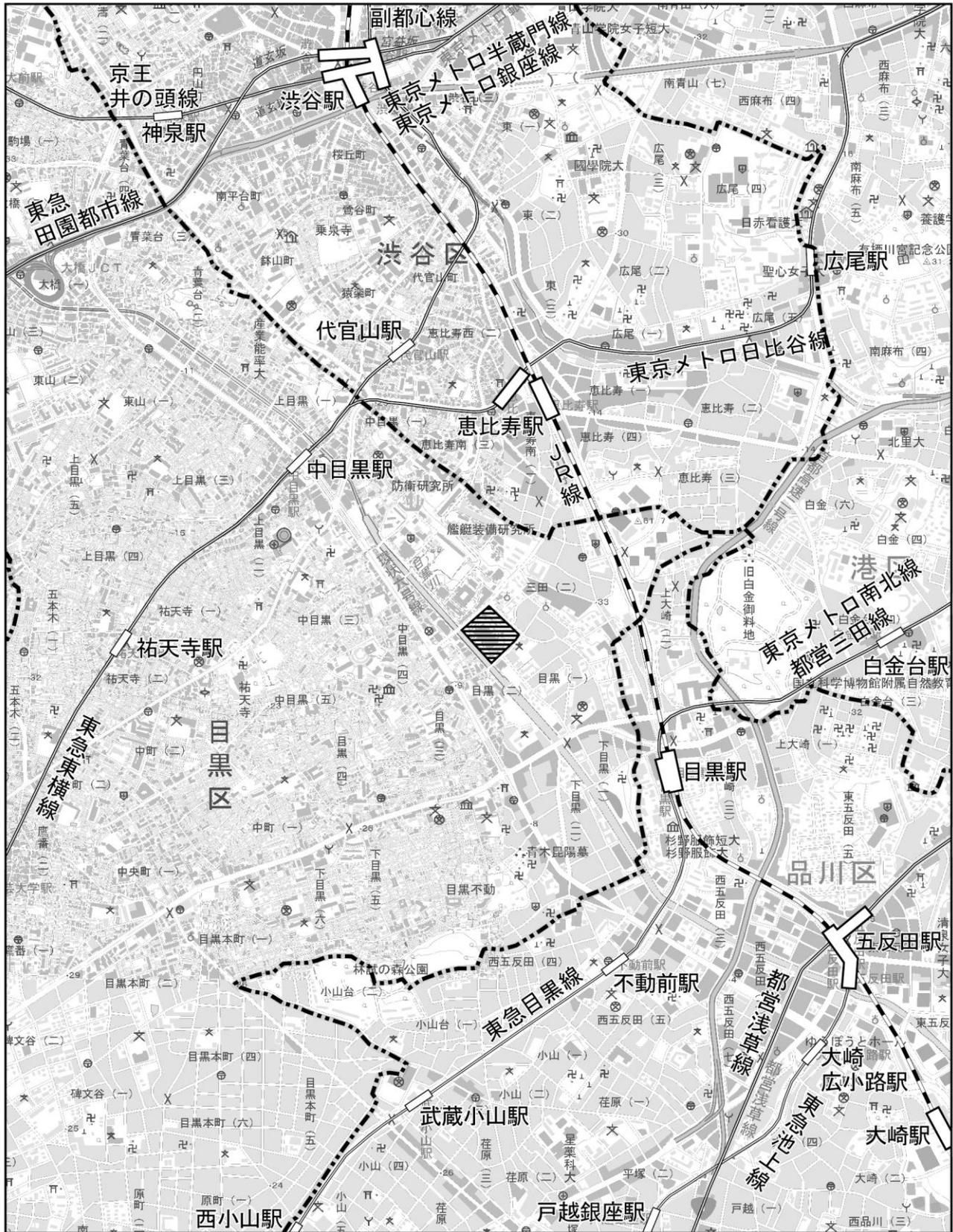


図 6-6 計画地周辺の鉄道路線



S=1:25,000

0 500 1,000M

凡例



: 計画地

----- : 区界

□ : 駅

----- : JR線

———— : 私鉄・地下鉄線

## 6.1.4 土地利用

### (1) 地目別土地面積

計画地の位置する目黒区における地目別面積を表6-6に示す。

目黒区では宅地が多く、全体の約98%を占めている。

表 6-6 地目別土地面積（目黒区）

単位：面積 ha

項目	総数	宅 地				田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点未満
		計	商業地区	工業地区	住宅地区							
面積	924.53	907.61	33.97	-	873.64	-	2.84	0.57	-	-	13.30	0.21
(割合)	100.0%	98.2%	3.7%	-	94.5%	-	0.3%	0.1%	-	-	1.4%	0.0%

注 1) 平成 25 年 1 月 1 日現在

注 2) 数値は、固定資産税の対象となる評価面積である。このため河川、学校用地、公立グラウンド等の公有地及び神社、仏閣の敷地等の面積は含まれない。

注 3) 「雑種地」とは、宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注 4) 「免税点未満」とは、土地に対して課する固定資産の課税標準となるべき額が 30 万円に満たないものである。

資料) 「東京都統計年鑑 平成 24 年」(東京都総務局ホームページ)

### (2) 土地利用現況

計画地周辺における土地利用現況図を図6-7に、土地利用の面積を表6-7に示す。

計画地の位置する三田二丁目における土地利用は、住居系が最も多く、次いで公共系、交通系、公園系等が見られる。計画地の南側に接する目黒一丁目は、住居系が最も多く、次いで交通系、公共系、商業系等が見られる。計画地の西側に接する目黒二丁目は、交通系が最も多く、次いで住居系、商業系、公共系等が見られる。計画地の北側に接する中目黒二丁目は、公共系が最も多く、次いで住居系、交通系、公園系等が見られる。

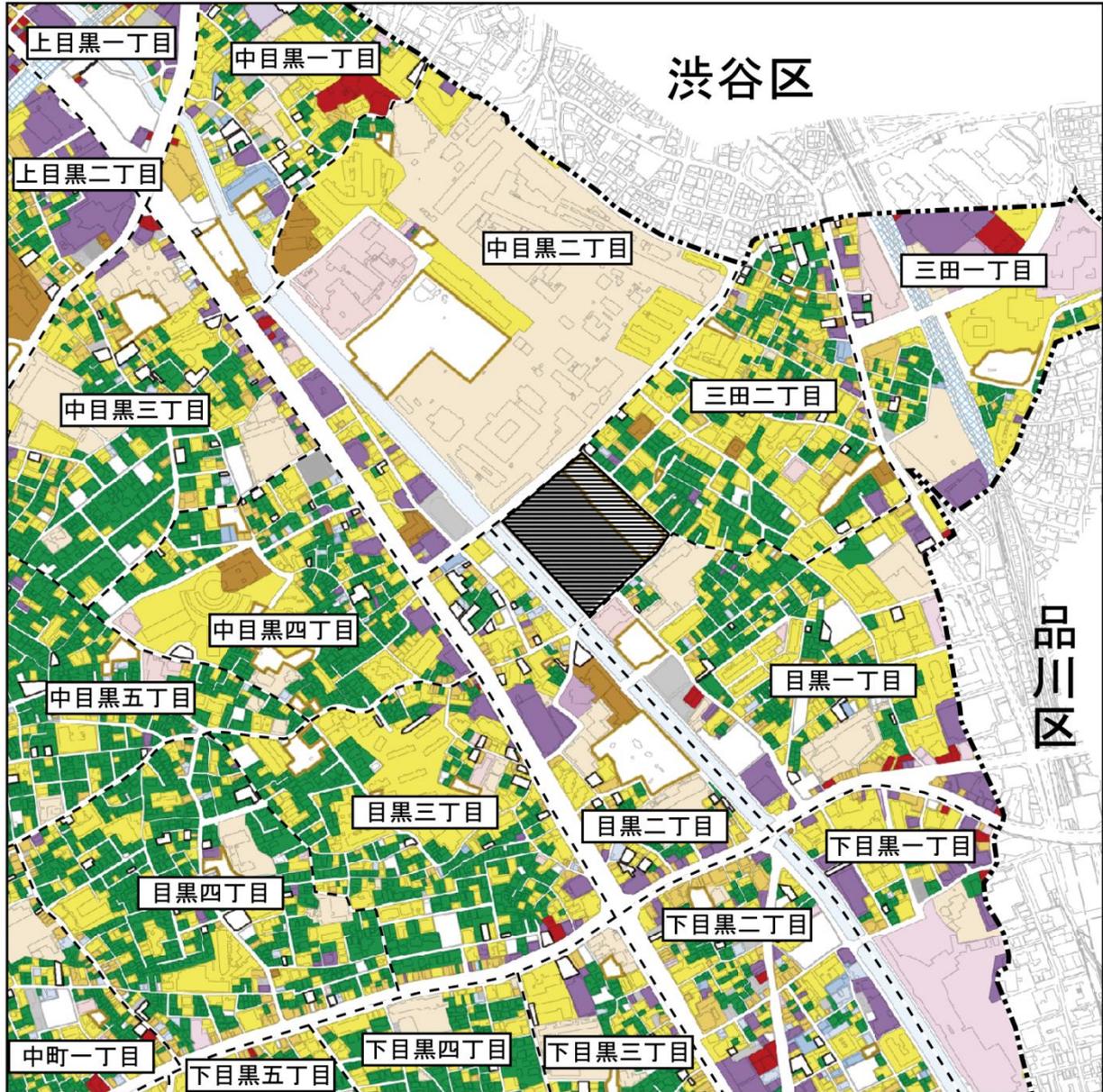
なお、計画地は、供給処理施設となっている。

表 6-7 計画地周辺における土地利用

(単位：面積 ha)

町丁名	土地面積	公共系	商業系	住居系	工業系	空地系	公園系	交通系	農業系	河川系	その他
三田二丁目	16.99	2.51	0.97	9.30	0.12	0.46	1.04	2.34	0.00	0.25	0.00
目黒一丁目	17.91	2.56	1.96	7.75	0.46	1.33	0.36	2.97	0.00	0.52	0.00
目黒二丁目	11.71	1.60	1.63	2.54	0.37	0.69	1.01	3.13	0.00	0.74	0.00
中目黒二丁目	30.70	17.16	1.07	4.50	0.28	0.03	2.39	4.04	0.00	1.23	0.00

資料) 「目黒区の土地利用 2007」(平成 19 年 12 月、目黒区都市整備部都市計画課)



凡例

: 計画地
  : 区界
  : 町界

官公庁施設	住宅	独立住宅	集合住宅
教育文化施設	工業用地	専用工場	住居併用工場
厚生医療施設	倉庫運輸関係施設	農	農林漁業施設
供給処理施設	屋外利用他・仮設建物	公園、運動場等	未利用地等
事務所建築物	道路	鉄道・港湾等	田
専用商業施設	農用地	畑	樹園地
住商併用施設	水面・河川・水路	採草放牧地	森林
宿泊・遊興施設	森	原野	その他
スポーツ・興行施設	その他		

出典：「目黒区土地利用現況図」  
(平成19年3月、目黒区都市計画課HP)

図 6-7 土地利用現況図

N

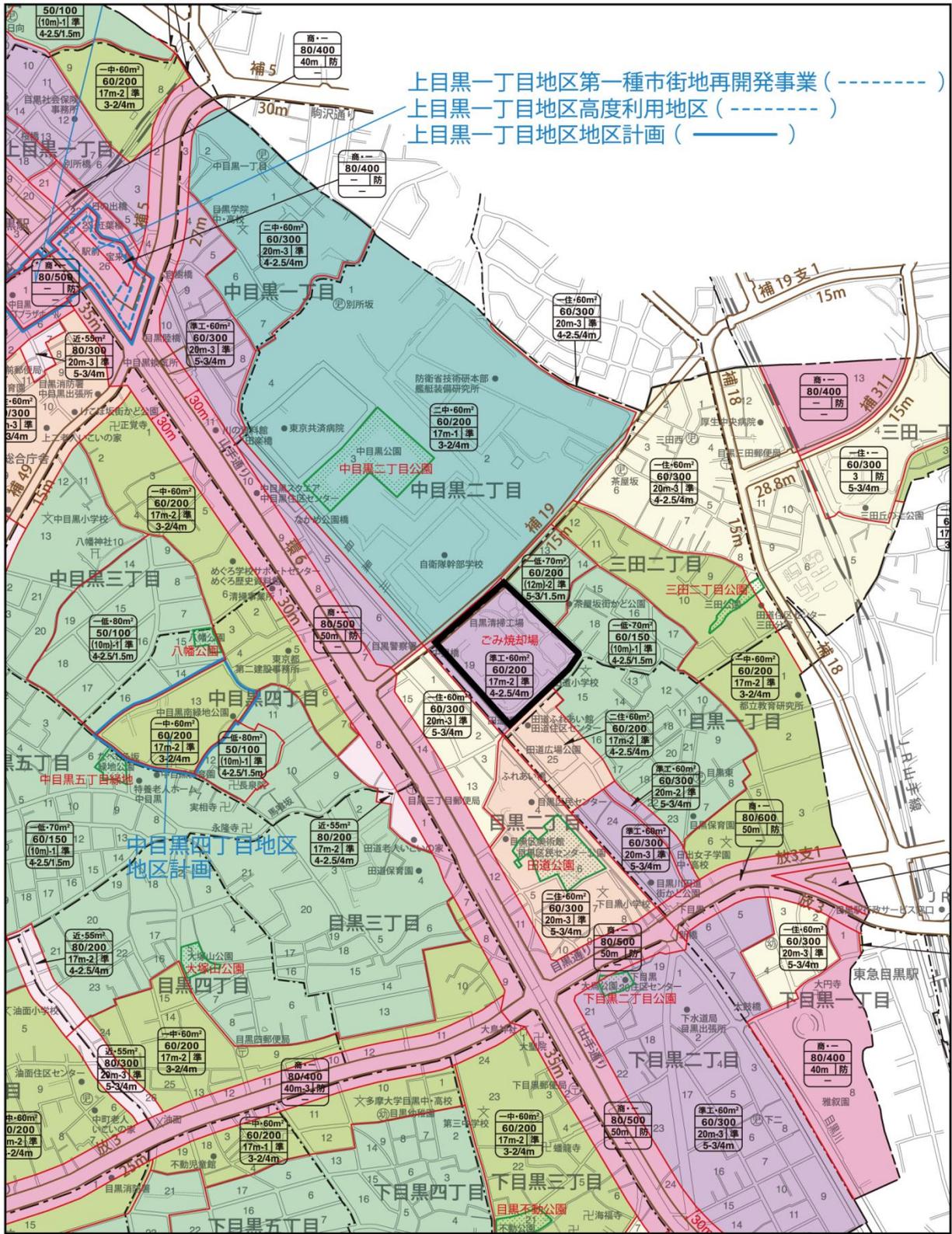
S=1:10,000

### (3) 都市計画法に基づく指定の状況

計画地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定を図6-8(1)及び(2)に示す。

計画地の位置する目黒区は、全域が都市計画区域に指定されている。計画地は準工業地域に指定されるとともに、第2種高度地区に指定されている。計画地周辺は第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域に指定されている。

また、計画地は都市施設としてごみ焼却場に指定されている。



上目黒一丁目地区第一種市街地再開発事業 (-----)  
 上目黒一丁目地区高度利用地区 (-----)  
 上目黒一丁目地区地区計画 (——)

図 6-8(1) 用途地域図

凡例

: 計画地

N  
 S=1:10,000  
 0 200 400M

出典:「目黒区地域地区図」(平成 22 年 11 月、目黒区都市計画課 HP)

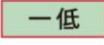
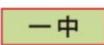
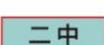
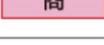
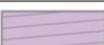
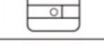
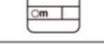
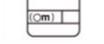
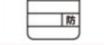
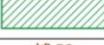
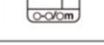
		凡 例										
地 域	用途地域		第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 70㎡又は80㎡)	 <p>用途地域 敷地面積の最低限度(㎡) 「-」は指定がない地区</p> <p>建ぺい率(%) 容積率(%) 防火地域の種別</p> <p>高度地区の種別 絶対高さ制限(種) 「-」は指定がない地区 ( )の表示は第一種低層住居専用地域内での高さの限度を示す</p> <p>日影規制時間 「-」は日影規制がない地区 4.2, 5/4m 測定面 敷地境界線から10mをこえる範囲の規制時間 敷地境界線から5mをこえ10m以下の範囲の規制時間</p> <p>●地域地区(用途地域等)の境界は、赤の細線です。 ●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。</p>								
			第一種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)									
			第二種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)									
			第一種住居地域 (敷地面積の最低限度 60㎡ (恵比寿ガーデンプレイスの区域は除く))									
			第二種住居地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)									
			近隣商業地域 (敷地面積の最低限度 55㎡ 防火地域は除く)									
			商業地域									
			準工業地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)									
区	特別工業地区		特別工業地区 (敷地面積の最低限度 60㎡)									
	文教地区		第一種文教地区									
			第二種文教地区									
	高度地区		斜線型	第1種・第2種・第3種								
			絶対高さ型	17m・20m・30m・40m 50m・60m								
			最低限度高度地区	7m (建物の高さ 最低限7m以上)								
	高さの限度 (第一種低層住居専用地域)		高さの限度	10m・12m								
	防火地域		防火地域									
			準防火地域									
	生産緑地地区		生産緑地地区									
都市施設		都市計画道路	補50 ← 都市計画道路の名称 15m ← 都市計画道路の計画幅員									
		都市計画公園および都市計画緑地										
		ごみ焼却場										
日影規制		日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2, 4-2.5, 5-3 測定面 1.5m, 4m									
新たな防火規制 (新防火)		東京都建築安全条例 第七条の三第一項に 基づく指定区域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>耐火建築物とするもの</td> <td>準耐火または耐火建築物とするもの</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>4以上のもの(地階を除く)</td> <td>左記以外のもの</td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>500㎡を超えるもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 防火地域の区域を除く</p>		耐火建築物とするもの	準耐火または耐火建築物とするもの	階数	4以上のもの(地階を除く)	左記以外のもの	延べ面積	500㎡を超えるもの	
	耐火建築物とするもの	準耐火または耐火建築物とするもの										
階数	4以上のもの(地階を除く)	左記以外のもの										
延べ面積	500㎡を超えるもの											

図 6-8(2) 用途地域図

#### (4) 公共施設等

目黒区及び計画地周辺における公共施設等のうち、学校、保育所、病院、福祉施設等の施設数を表6-8に、計画地周辺における公共施設等の分布状況を表6-9及び図6-9にそれぞれ示す。

計画地周辺には、学校10か所、保育所3か所、病院・診療所14か所、福祉施設等（保育所を除く）6か所、図書館1か所、住区センター3か所が存在している。

表 6-8 目黒区及び計画地周辺の公共施設の施設数

内訳		計画地周辺	目黒区
学校	幼稚園	2	24
	小学校	3	24
	中学校	2	17
	高等学校	2	12
	特別支援学校	1	17
	短期大学	—	—
	大学	—	4
保育所		3	47
病院・診療所		14	295
福祉施設（保育所を除く）		6	70
図書館		1	8
住区センター		3	25
合 計		37	543

注 1) 「—」は皆無又は該当数値のないものを示す。

注 2) 「保育所」とは「保育園」及び「認証保育所」を示す。

資料) 「施設案内」(目黒区ホームページ)

「目黒区くらしのガイド(区民便利帳)」(平成 25 年 11 月、目黒区)

「医療機関一覧(平成 26 年 5 月現在)」(目黒区医師会ホームページ)

表 6-9 計画地周辺の公共施設等

種別	図 No.	名 称	所在地
幼稚園	1	恵泉バプテスト教会附属めぐみ幼稚園	目黒区中目黒 3-13-29
	2	中目黒幼稚園	目黒区目黒 3-4-5
保育所	3	目黒保育園	目黒区目黒 1-7-16
	4	田道保育園	目黒区目黒 3-4-4
	5	桜のこみち保育園	目黒区中目黒 2-6-20
小学校	6	下目黒小学校	目黒区目黒 2-7-9
	7	中目黒小学校	目黒区中目黒 3-13-32
	8	田道小学校	目黒区目黒 1-15-28
中学校	9	日出中学校	目黒区目黒 1-6-15
	10	目黒学院中学校	目黒区中目黒 1-1-50
高等学校	11	日出高等学校	目黒区目黒 1-6-15
	12	目黒学院高等学校	目黒区中目黒 1-1-50
特別支援学校	13	下目黒小学校すずかけ学級	目黒区目黒 2-7-9
病院・診療所	14	杉田診療所	目黒区目黒 1-5-19
	15	目黒耳鼻咽喉科医院	目黒区目黒 1-5-19
	16	上野医院	目黒区目黒 1-6-26
	17	目黒 溝口クリニック	目黒区目黒 1-24-18
	18	村林クリニック	目黒区目黒 3-1-7
	19	田中レディスライフクリニック	目黒区目黒 3-10-2
	20	ひまわり井田クリニック	目黒区目黒 3-14-3
	21	森田レディスクリニック	目黒区中目黒 1-1-18
	22	中目黒クリニック	目黒区中目黒 1-10-23
	23	ウオブクリニック中目黒	目黒区中目黒 1-10-23
	24	ノタニクリニック	目黒区中目黒 4-5-17
	25	ノタニ眼科クリニック	目黒区中目黒 4-5-17
	26	東京共済病院	目黒区中目黒 2-3-8
	27	厚生中央病院	目黒区三田 1-11-7
福祉施設	28	高齢者センター	目黒区目黒 1-25-26
	29	田道老人いこいの家	目黒区目黒 3-1-18
	30	三田分室老人いこいの家	目黒区三田 2-10-33
	31	田道高齢者在宅サービスセンター	目黒区目黒 1-25-26
	32	東京共済病院在宅介護支援センター	目黒区中目黒 2-3-8
	33	のぞみ寮	目黒区目黒 3-4-4
図書館	34	区民センター図書館	目黒区目黒 2-4-36
住区センター	35	田道ふれあい館	目黒区目黒 1-25-26
	36	田道住区センター三田分室	目黒区三田 2-10-33
	37	中目黒住区センター	目黒区中目黒 2-10-13

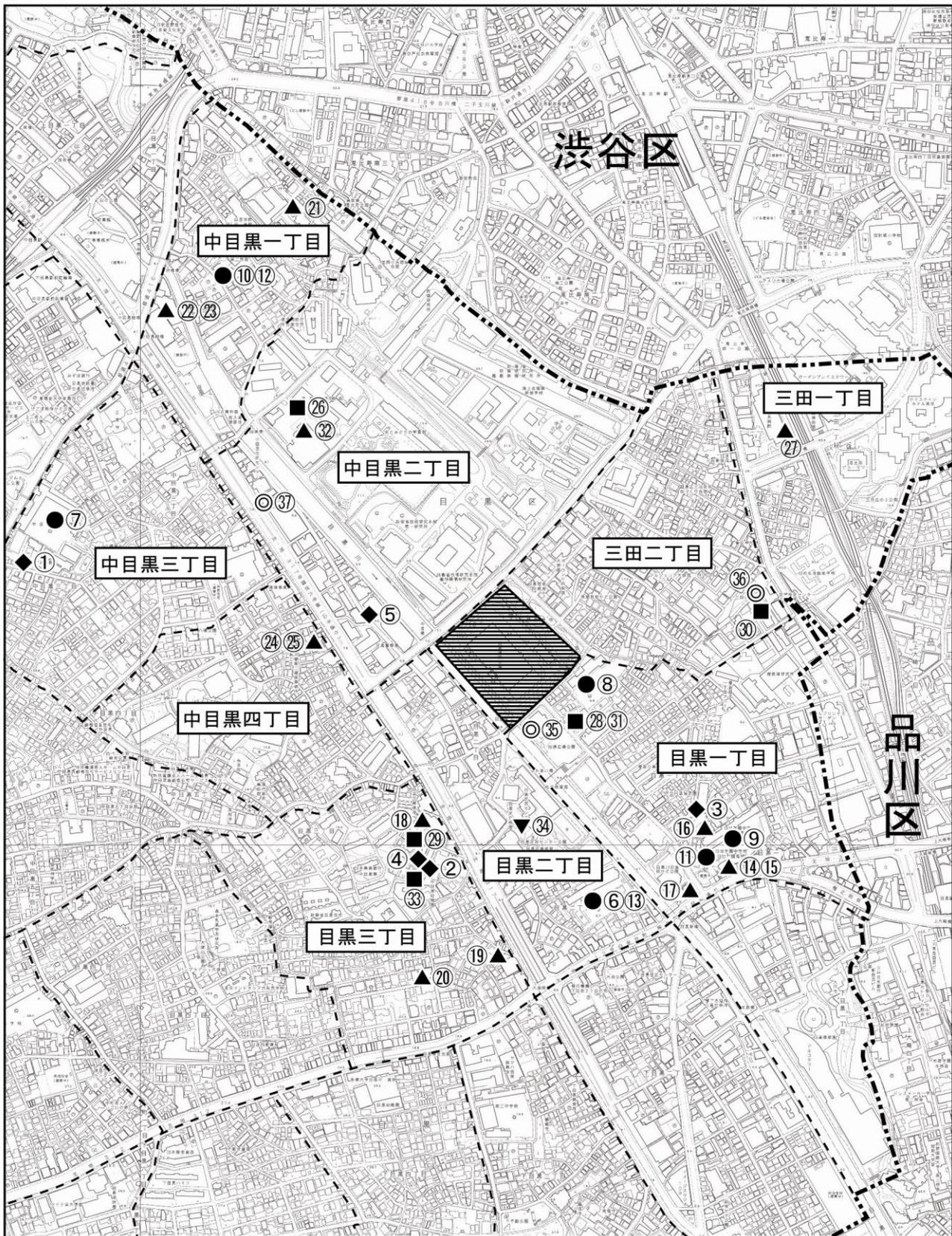


図 6-9 計画地周辺の公共施設等

凡例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : 町界
-  : 幼稚園・保育所
-  : 小・中・高等学校  
特別支援学級
-  : 病院・診療所
-  : 福祉施設
-  : 図書館
-  : 住区センター



S=1:10,000



(5) 公園等

計画地周辺における公園等の分布状況を表6-10(1)～(5)及び図6-10に示す。  
 計画地周辺には、公園、児童遊園等が整備されている。

表 6-10(1) 計画地周辺の公園等（目黒区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	1	けこぼ坂街かど公園	上目黒 2-9-18
	2	中目黒しぜんとなかよし公園	上目黒 2-19-18
	3	伊勢脇公園	上目黒 2-32-19
	4	中目黒駅前街かど公園	上目黒 3-4-2
	5	中目黒公園	中目黒 2-3-14
	6	中目黒南緑地公園	中目黒 4-13-9
	7	八幡公園	中目黒 4-15-21
	8	なべころ坂緑地公園	中目黒 5-6-5
	9	三田丘の上公園	三田 1-4-6
	10	三田公園	三田 2-10-31
	11	茶屋坂街かど公園	三田 2-15-15
	12	目黒川田道街かど公園	目黒 1-24-11
	13	田道広場公園	目黒 1-25-8
	14	目黒区民センター公園	目黒 2-4-36
	15	大塚山公園	目黒 4-5-28
	16	下二南街かど公園	下目黒 2-14-15
	17	大鳥公園	下目黒 2-20-19
	18	不動公園	下目黒 3-21-9
	19	さくらの里街かど公園	下目黒 5-13-10
	20	元競馬南泉公園	下目黒 5-24-16
	21	油面公園	中町 1-16-22
	22	中町せせらぎ緑地公園	中町 2-4-1
	23	三角山公園	中町 2-34-14
	24	祐天寺一丁目ふれあい公園	祐天寺 1-21-7
児童遊園	25	日向児童遊園	青葉台 1-6-47
	26	目黒銀座児童遊園	上目黒 2-14-9
	27	上四児童遊園	上目黒 4-1-37
	28	中目黒一丁目児童遊園	中目黒 1-1-10
	29	別所坂児童遊園	中目黒 2-1-15
	30	三田西児童遊園	三田 2-4-1
	31	茶屋坂児童遊園	三田 2-6-25
	32	目黒東児童遊園	目黒 1-9-15
	33	下二児童遊園	下目黒 2-6-1
	34	不動前児童遊園	下目黒 3-7-9
	35	下五児童遊園	下目黒 5-33-6
	36	下六児童遊園	下目黒 6-16-3
	37	油面住区センター児童遊園	中町 1-6-20
	38	上目黒住区センター児童遊園	祐天寺 2-6-18

表 6-10(2) 計画地周辺の公園等（目黒区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
ふれあい 広場等	39	目黒川船入場	中目黒 1-11-18
	40	ふれあい橋	目黒 1-25 先～同 2-4 先
	41	不動ふれあい広場	下目黒 5-37-17
	42	羅漢寺川ふれあい広場	下目黒 6-8-28
	43	上一防災ひろば	上目黒 1-17-4
	44	合流点遊び場	上目黒 1-24 先
	45	目黒不動防災ひろば	下目黒 3-10-22
	46	蛇崩川緑道	上目黒 1-23 先～同 1-24 先他
	47	蛇崩川支流緑道	上目黒 4-22 先～同 4-31 先
48	谷戸前川緑道	目黒 3-17 先～同 4-1 先	

表 6-10(3) 計画地周辺の公園等（品川区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	49	上大崎公園	上大崎 1-3-13
	50	希望ヶ丘公園	上大崎 3-10-25
	51	かむろ坂公園	西五反田 4-28-9
	52	谷山公園	西五反田 3-6-15
	53	亀の甲緑地	上大崎 4-5-37
	54	林試の森公園	小山台 2-6-11
児童遊園	55	上大崎児童遊園	上大崎 3-3-15
	56	西五反田 4 丁目遊園	西五反田 4-19-7
	57	にしよん広場	西五反田 4-10-6
	58	本三くじら広場	西五反田 4-4-7

表 6-10(4) 計画地周辺の公園等（港区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
児童遊園	59	白金台どんぐり児童遊園	白金台 5-19-1
	60	奥三光児童遊園	白金 6-22-14

表 6-10(5) 計画地周辺の公園等（渋谷区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	61	恵比寿東公園	恵比寿 1-2-16
	62	恵比寿駅東口公園	恵比寿 4-2-6
	63	景丘ちいさい秋公園	恵比寿 4-16-9
	64	景丘公園	恵比寿 4-19-21
	65	アメリカ橋公園	恵比寿 4-20-55
	66	代官山公園	代官山町 17-10
	67	恵比寿公園	恵比寿西 1-19-1
	68	恵比寿南まちかど公園	恵比寿南 1-15-5
	69	恵比寿南一公園	恵比寿南 1-26-1
	70	恵比寿南二公園	恵比寿南 2-11-1
	71	原町公園	恵比寿南 3-7-26
児童遊園	72	豊沢児童遊園地	恵比寿 2-17-19
	73	伊達児童遊園地	恵比寿 3-11-2
	74	恵比寿四丁目児童遊園地	恵比寿 4-26-1
	75	広尾一丁目児童遊園地	広尾 1-11-6

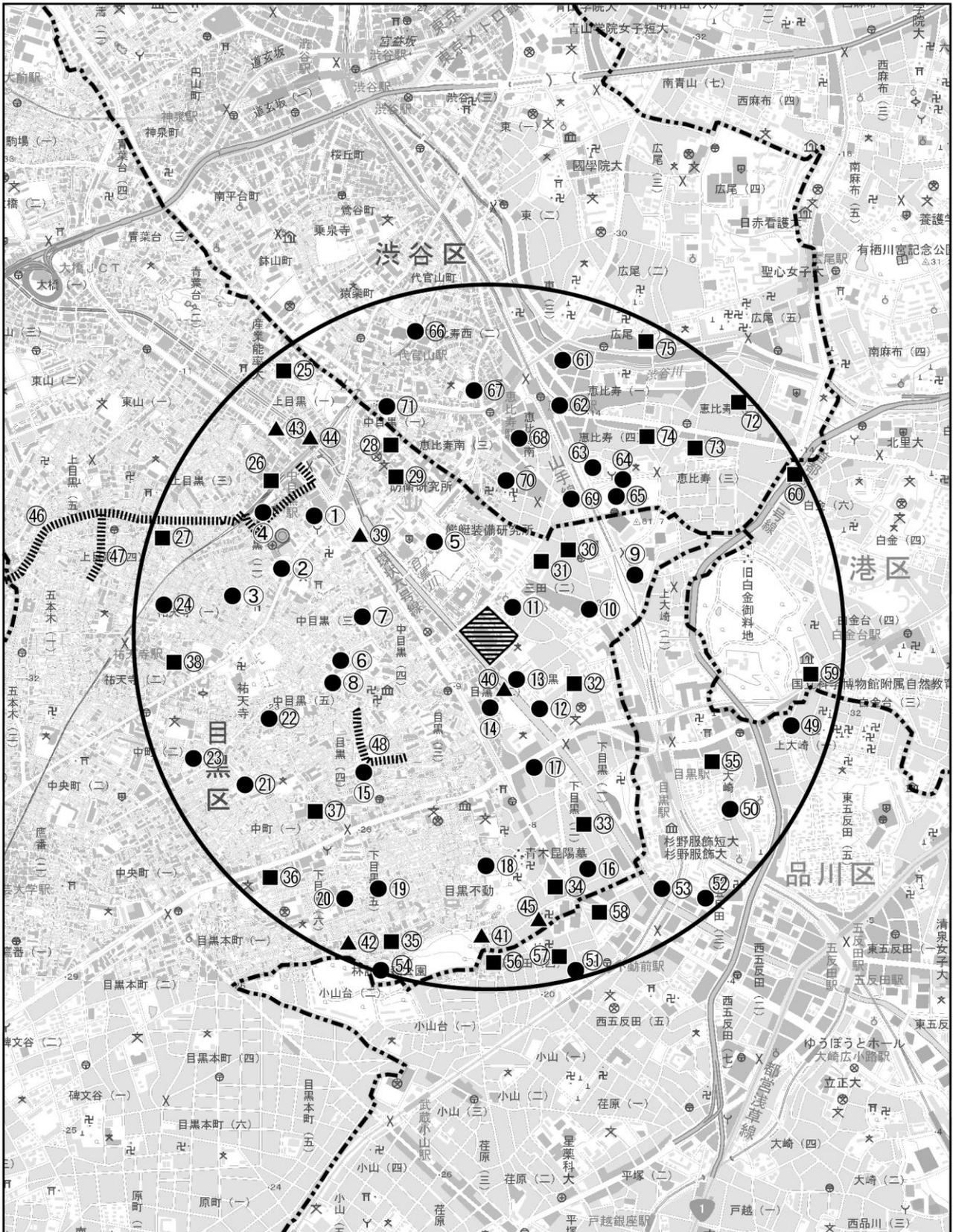
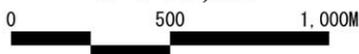


図 6-10 計画地周辺の公園等



S=1:25,000



凡 例



: 計画地



: 区界



: 1,500m 圏

● : 公園

(1~24, 49~54, 61~71)

■ : 児童遊園

(25~38, 55~60, 72~75)

▲ : ふれあい広場等

(39~45)

||||| : 緑道 (46~48)

## 6.1.5 水域利用

### (1) 河川の状況

計画地周辺における河川を図6-11に示す。計画地周辺には目黒川、蛇崩川、渋谷川等の二級河川がある。また、計画地付近を流れる目黒川の概要を表6-11に示す。

目黒川は、主に品川区、目黒区及び世田谷区にまたがる流域面積45.8km<sup>2</sup>、延長8.0km（支流を合わせた河川延長は30.3km）の二級河川であり、烏山川と北沢川が合流する世田谷区池尻三丁目を上流端とし、世田谷区及び目黒区を東流し、途中上目黒一丁目地先で支川蛇崩川を合わせ、品川区東品川一丁目地先で東京湾に注いでいる。

目黒川の沿川は、桜の名所として都内でも有数のスポットとなっている。また、一部を除き下水道幹線として暗渠化され、上部は緑道として区民の憩いの場として利用されている。

表 6-11 目黒川の概要

級種	二級河川
水源	世田谷区池尻三丁目 (烏山川と北沢川の合流地点)
流路延長(km)	8.0
流域面積(km <sup>2</sup> )	45.8

資料)「目黒川流域豪雨対策計画」(平成21年11月、東京都総合治水対策協議会)



## (2) 水域の利用状況

目黒川の河川水については、生活用水、事業用水、農業用水及び工業用水としての利用はない。

また、目黒区における一定規模以上の揚水施設（揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設）による地下水揚水量を表 6-12に示す。

平成23年目黒区内の揚水量は全体で129 m<sup>3</sup>/日であり、そのうち工場が51 m<sup>3</sup>/日、指定作業場が42 m<sup>3</sup>/日、上水道等が35 m<sup>3</sup>/日となっている。

表 6-12 地下水揚水状況（目黒区）

事業所の種類	事業所数（か所）	井戸本数（本）	揚水量（m <sup>3</sup> /日）
工場	5	5	51
指定作業場	9	9	42
上水道等	4	5	35
合計	18	19	129

資料） 「平成 23 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」  
（平成 25 年 3 月、東京都環境局）

## (3) 下水道普及状況

東京都の区部においては、東京都が下水道事業を行っている。「事業概要平成25年版」（平成25年8月、東京都下水道局）によると、計画地周辺の地域は、芝浦処理区に含まれており、芝浦水再生センターで下水処理が行われている。

なお、目黒区の下水道は、全域が合流式となっており、下水道普及率は100%となっている。

目黒区における下水道普及状況を表6-13に示す。

表 6-13 下水道普及状況（目黒区）

全体人口（人）	普及人口（人）	普及率（%）
266,070	266,070	100

注）平成 25 年 3 月 31 日現在（全体人口は平成 25 年 4 月 1 日現在）  
資料） 「事業概要平成 25 年版」（平成 25 年 8 月、東京都下水道局）

### 6.1.6 気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、東京管区気象台（計画地の北東約7.5km）である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、目黒区碑文谷測定局（計画地の南西約3.0km）、渋谷区宇田川町測定局（計画地の北北西約3.0km）、港区高輪測定局（計画地の東約2.5km）、品川区豊町測定局（計画地の南南東約3.2km）東山中学校測定室（計画地の北西約1.8km）、恵比寿測定局（計画地の北東約0.9km）及び麻布測定局（計画地の北東約2.5km）がある。

気象観測地点の位置を図6-12に示す。



図 6-12 気象観測地点の位置

凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 区界
-  : 地域気象観測所
-  ▲ : 東京管区気象台
-  : 風向・風速
-  ● : 一般環境大気測定局



S=1:75,000

0 1,000 2,000 4,000M

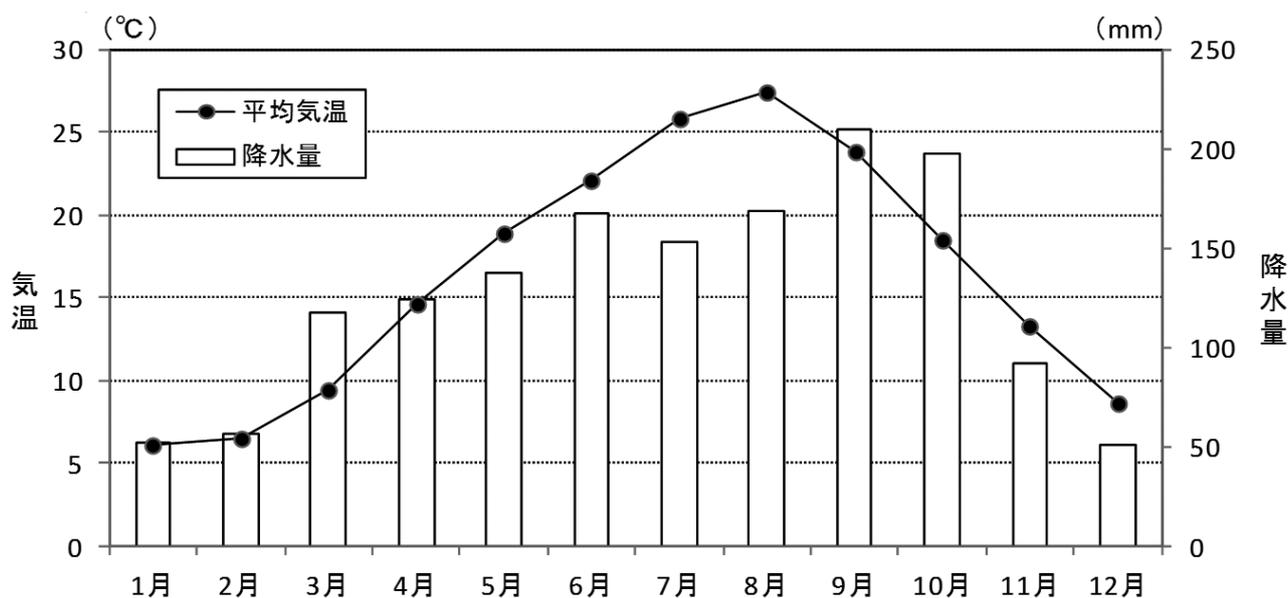
東京管区気象台の主要な気象要素を表6-14に、平均気温及び降水量の月別推移を図6-13にそれぞれ示す。

東京管区気象台における昭和56（1981）年から平成22（2010）年までの30年間の統計値は、平均気温が16.3℃、最高気温が31.1℃（8月）、最低気温が2.5℃（1月）、年間降水量の平均値が1,528.8mmであった。

表 6-14 主要な気象要素（東京管区気象台）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(℃)	6.1	6.5	9.4	14.6	18.9	22.1	25.8	27.4	23.8	18.5	13.3	8.7	16.3
	最高(℃)	9.9	10.4	13.3	18.8	22.8	25.5	29.4	31.1	27.2	21.8	16.9	12.4	20.0
	最低(℃)	2.5	2.9	5.6	10.7	15.4	19.1	23.0	24.5	21.1	15.4	9.9	5.1	13.0
降水量 (mm)	52.3	56.1	117.5	124.5	137.8	167.7	153.5	168.2	209.9	197.8	92.5	51.0	1,528.8	

注) 昭和 56 (1981) 年から平成 22 (2010) 年までの 30 年間の統計値  
資料) 「気象統計情報」(気象庁ホームページ)



資料) 「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

図 6-13 平均気温及び降水量の月別推移（東京管区気象台）

計画地周辺の一般環境大気測定局における平成 24 年度の風向及び風速の状況は、表 6-15 及び図 6-14 に示すとおりである。

風向については、秋から春にかけて北側方向からの風が多く、年間でも北側方向からの風の頻度が多くなっている。風速については、年間平均で0.7~2.5m/sとなっている。

表 6-15 風向・風速調査結果（平成 24 年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
目黒区 碑文谷	最多風向	北北西	南南東	北北西	北北西	北北西	地上 20m
	平均風速	2.7	2.4	2.2	2.4	2.4	
渋谷区 宇田川町	最多風向	北	南南西	北	北	北	地上 30.5m
	平均風速	2.1	1.8	1.9	2.1	2.0	
港区 高輪	最多風向	北北東	南南西	北北東	北北東	北北東	地上 5.3m
	平均風速	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	
品川区 豊町	最多風向	北北西	南	北	南南西	南南西	地上 17.5m
	平均風速	2.4	2.1	1.9	2.3	2.2	
東山 中学校	最多風向	北	南南西	北	北	北	地上 20m
	平均風速	2.8	2.8	2.2	2.1	2.5	
恵比寿	最多風向	北北西	南南西	北	北北西	北北西	地上 14m
	平均風速	1.9	1.5	1.7	2.0	1.8	
麻布	最多風向	東	東南東	東	西北西	東	地上 15m
	平均風速	1.1	0.8	1.0	1.2	1.0	

資料)「大気環境月報(平成 24 年度)」(東京都環境局ホームページ)

「目黒区提供資料」(目黒区)

「渋谷区提供資料」(渋谷区)

「環境調査統計報告:大気汚染」(港区ホームページ)

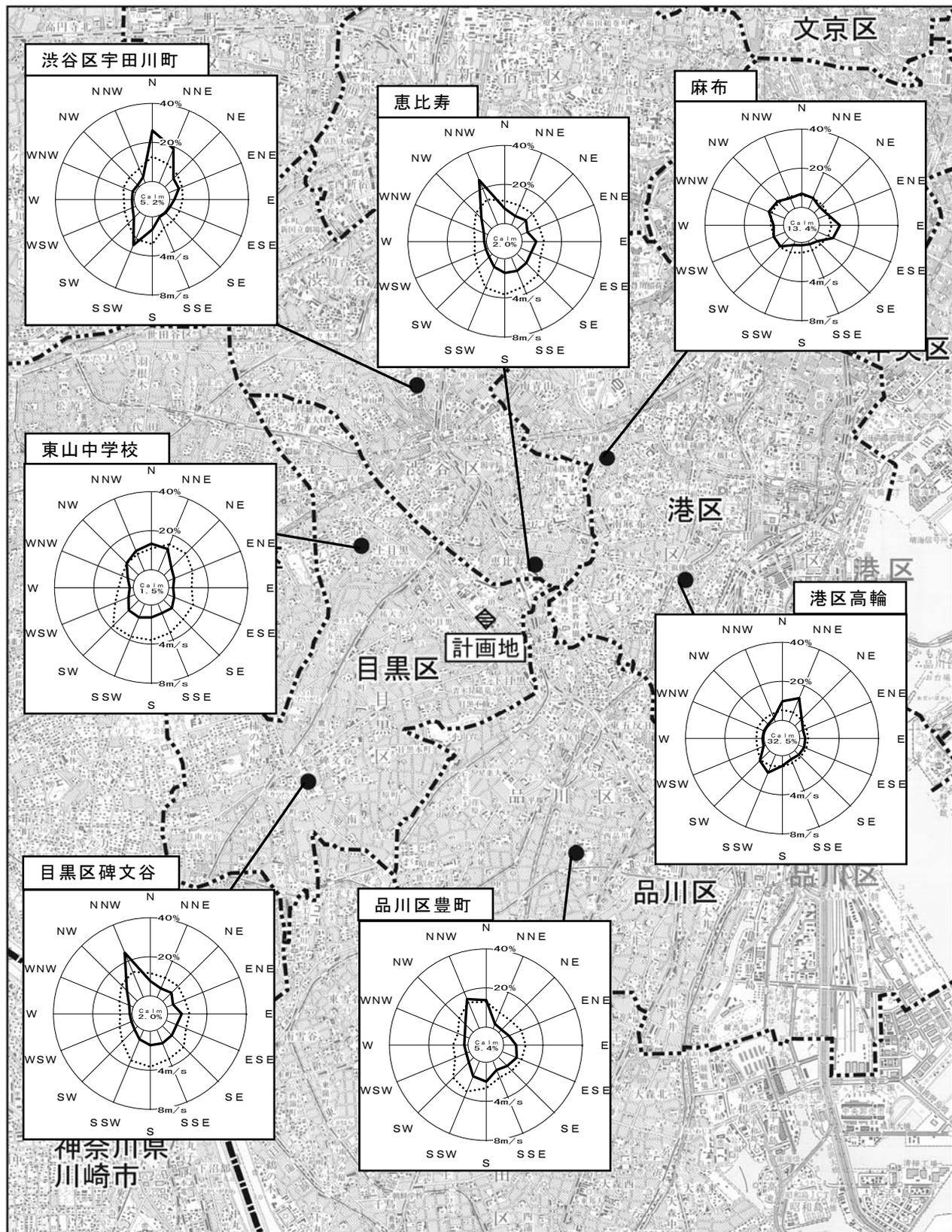


図 6-14 風配図 (平成 24 年度)



S=1:75,000

0 1,000 2,000 4,000M

凡例



: 計画地



: 都県界



: 区界

風向・風速

●: 一般環境大気測定局

——: 風向頻度

-----: 平均風速

Calm とは風速 0.4m/s 以下

資料) 表 6-15 参照

### 6.1.7 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令を表6-16(1)及び(2)に示す。

表 6-16(1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 年 法 91）
	東京都環境基本条例（平成 6 年 都条例 92）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 年 都条例 96）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例） （平成 12 都条例 215）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	東京都建築安全条例（昭和 25 都条例 89）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法 137）
	東京都廃棄物条例（東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例）（平成 4 都条例 140）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 法 48）
	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）
	目黒区環境基本条例（平成 12 区条例 68）
	目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成 11 区条例 30）
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
騒音	騒音規制法（昭和 43 法 98）
振動	振動規制法（昭和 51 法 64）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 都条例 63）
景観	景観法（平成 16 年 法 110）
	東京都景観条例（平成 18 都条例 136）
	目黒区景観条例（平成 21 区条例 28）
廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 法 104）

表 6-16(2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
温室効果 ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法 117）
	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 法 49）
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 法 53）
緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 都条例 216）
	目黒区みどりの条例（平成 2 区条例 26）
文化財	文化財保護法（昭和 25 法 214）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 都条例 25）
その他	道路法（昭和 27 法 180）

### 6.1.8 環境保全に関する計画等

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画等を表6-17(1)～(4)に、目黒区が策定する環境保全に関する計画を表6-18(1)及び(2)にそれぞれ示す。

表 6-17(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
2020年の東京 (平成23年12月)	<p>「2020年の東京」計画は、「10年後の東京」計画（平成18年策定）の理念、基本的な考え方を着実に継承し、これを充実・強化するとともに、東日本大震災後の新たな社会経済状況に対して、中長期的な視点からの確に対応し、日本の再生と東京のさらなる進化を目指して策定した新たな都市戦略であり、以下の八つの目標が示されている。</p> <p>目標1 高度な防災都市を実現し、東京の安全性を世界に示す            目標2 低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する            目標3 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる            目標4 陸と海と空を結び、東京の国際競争力を引き上げる            目標5 産業力と都市の魅力を高め、東京を新たな成長軌道に乗せる            目標6 少子高齢社会における都市モデルを構築し、世界に範を示す            目標7 誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する            目標8 誰もがスポーツに親しみ、子供たちに夢を与える社会を創る</p>
「2020年の東京」へのアクションプログラム2013 (平成25年1月)	<p>このプログラムは、「2020年の東京」で描く都市像の確実な実現を図るため、計画期間を平成25(2013)年度から平成27(2015)年度までの3か年として策定されている。上記「2020年の東京」の中で環境に関する目標は目標2と目標3であり、その実現のための施策として以下のものを挙げている。</p> <p>目標2：            ・経済成長と環境の両立を目指し、東京から新しいエネルギー政策を発信する            ・世界で最も環境負荷の少ない、最先端の低炭素都市を実現する            ・世界に誇るクリーンな都市環境を創出する</p> <p>目標3：            ・緑のネットワークをつなげ、自然豊かな東京を次世代へ継承する            ・首都にふさわしい美しい都市景観を創出し、東京の価値を高める</p>
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<p>この計画は、東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割として、「少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指す」及び「東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信」を掲げており、これらの役割を果たすために、「人類・生物の生存基盤の確保」、「健康で安全な生活環境の確保」、「より快適で質の高い都市環境の創出」を目標としている。</p>
東京都電力対策緊急プログラム (平成23年5月)	<p>このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の3点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。</p> <p>・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す            ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る            ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める</p>

表 6-17(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都気候変動対策方針 「カーボンマイナス東京 10年プロジェクト」基本 方針 (平成19年6月)	東京都は、東京における気候変動対策を構築する際に最も大切なことは、「気候変動のもたらす地球の危機を回避するためには、今世紀の半ばまでに、世界全体の温暖化ガスの排出量を半減しなければならない。」という長期的な目標を見据え、こうした劇的な削減を可能とする新しい都市モデルの実現にむけ、現時点において展開すべき施策の方向性を定めていくことであるとしている。 このため、2020年までに、東京の温暖化ガス(温室効果ガス)排出量を2000年比で25%削減する目標を掲げて、以下の五つの方針を挙げている。 方針1 企業のCO <sub>2</sub> 削減を強力に推進 方針2 家庭のCO <sub>2</sub> 削減を本格化～低CO <sub>2</sub> 型の生活で光熱費もカット 方針3 都市づくりでのCO <sub>2</sub> 削減をルール化 方針4 自動車交通でのCO <sub>2</sub> 削減を加速 方針5 各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築
「カーボンマイナス東京 10年プロジェクト」施策 化状況2012 (平成24年3月)	この施策化状況は、平成24年度予算編成の中でプロジェクトを検証し、既定の施策を着実に進めながら、新たな視点で構築した施策を含め、改めてとりまとめられた施策である。
地域におけるエネルギー 有効利用計画書制度 (平成22年1月)	この制度は、特定開発事業者(新築等を行う全ての建築物の延べ面積の合計が5万㎡を超える事業を行う者)に対し、大規模な開発計画を作る早い段階でエネルギーの有効利用に関する措置(未利用エネルギーや再生可能エネルギー、地域冷暖房の導入検討等)を求め、地域におけるエネルギーの有効利用を図ることにより、環境負荷の少ない低CO <sub>2</sub> 型の都市づくりを推進していくことを目的として、エネルギー有効利用計画書の作成・提出を義務付けている。
ヒートアイランド対策取 組方針 (平成15年3月)	この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の三つの基本的考え方が示されている。 [基本的考え方] ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開 ～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガ イドライン (平成17年7月)	このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。
東京都廃棄物処理計画 (平成23年6月)	この計画は、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画であり、以下の目標を掲げ、「3R施策の促進」、「適正処理の促進」、「静脈ビジネス発展の促進」を柱とした施策を示している。 [目標] 平成27年度の最終処分量を平成19年度比30%減とする。(125万トンに削減) 内訳：一般廃棄物25万トン、産業廃棄物100万トン
東京都建設リサイクル 推進計画 (平成20年4月)	この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成27年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。 [目標指標] ・建設廃棄物の再資源化・縮減率(発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率) ・建設発生土の有効利用率(土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較)

表 6-17(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	東京都は、昭和 47 年に第 1 次の公害防止計画を策定し、平成 22 年度までに 8 回にわたり計画を策定し、公害防止に関する諸施策を推進してきた。しかし、東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、公害防止に関する諸施策に積極的に取り組んでいくため、東京都環境基本計画を基本に、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした第 9 次の公害防止計画が策定されている。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。 〔目標〕 ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 〔施策〕 ・自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等） ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他（関係者間の連携等）
緑の東京計画 (平成 12 年 12 月)	この計画は、21 世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするために、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示すものであり、おおむね 50 年後における東京の緑の望ましい将来像を見据えて、平成 13 年度から平成 27 年度までの 15 年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしている。
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（平成 19 年 6 月）	「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間で展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。 また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の四つの方針を挙げている。 方針 1 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針 2 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針 3 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針 4 あらゆる工夫による緑の創出と保全
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012 (平成 24 年 3 月)	この施策化状況は、平成 19 年 6 月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。

表 6-17(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)</p>	<p>この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の 3 つを挙げている。</p> <p>〔将来像〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。</li> <li>・ 豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。</li> <li>・ 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。</li> </ul>
<p>東京都景観計画 (平成 23 年 4 月)</p>	<p>この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。</p> <p>この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の 3 つを挙げている。</p>

表 6-18(1) 目黒区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
目黒区基本構想 (平成 12 年 10 月)	この構想では、前基本構想が基本理念としてきた「人間性の尊重」を受け継ぎ、これを現代日本の社会状況に即して更に発展させる趣旨で、次の三つの基本理念を掲げ、これらが目黒区の地域社会に実現されることを目指している。 〔三つの基本理念〕 ・人権と平和を尊重する ・環境と共生する ・住民自治を確立する
目黒区基本計画 平成 22 (2010) 年度～ 平成 31 (2019) 年度 (平成 21 年 10 月)	この計画は、基本構想の三つの理念を象徴的に表した「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」を目指して平成 22 年度～平成 31 年度の 10 年間に取り組むべき課題と施策の基本的な方向を、総合的、体系的に示している。計画期間内で優先的に取り組むべき施策の方向を以下の重点プロジェクトとして示している。 〔重点プロジェクト〕 ・地域安全プロジェクト ・健康長寿プロジェクト ・子ども応援プロジェクト ・快適住環境プロジェクト ・地球温暖化防止プロジェクト ・ふれあい・にぎわいプロジェクト
目黒区実施計画 (平成 25 年度～ 平成 29 年度) (平成 25 年 3 月)	この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三段階で構成される目黒区の長期計画の一翼を担い、基本計画に掲げられている行財政上の課題等を計画的に実現するための 5 か年の具体的な事業計画で、各年度の予算編成に当たっての指針となっている。平成 25 年度からの 5 か年に具体化すべき主要な事業の事業量・実施時期等を明らかにしている。計画の策定に当たっては、区民生活を取り巻く社会経済状況の変化や、財政状況等行財政上の諸条件を踏まえるとともに区民、区議会及び関係団体からの意見・要望、施策の重要性・緊急性・具体化の状況等を考慮しながら、今後 5 か年間に実施すべき事業を選択し、計画化している。
目黒区環境基本計画 (平成 24 年 3 月)	この計画は、目指すべき環境像として「地域と地球の環境を守りはぐくむまちーめぐろからの挑戦ー」を掲げ、区を取り巻く社会経済状況の変化やこれまでの成果・課題を踏まえ、以下に示す三つの基本目標を設定している。この三つの基本目標を達成するために、各目標の下に基本方針、施策の目標を掲げ、計画を推進している。 〔基本目標〕 ・良好な生活環境を守りはぐくむ ・ライフスタイルの転換で環境を守りはぐくむ ・環境を守りはぐくむ人づくり(継続)
目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画 (平成 26 年 3 月)	この計画は、目黒区の全ての施設を対象とし、低炭素社会実現に向けた総合的な温室効果ガス削減の仕組みを構築するとともに、循環型社会の実現のために、ごみの減量等環境負荷の低減に資する取組を推進している。目黒区の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を、平成 24 年度を基準として、目標年度の平成 30 年度において 5%以上削減することを目標としている。
目黒区地球温暖化対策地域推進計画(第二次計画) (平成 26 年 3 月)	この計画は、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制に向けた対策を定め、地球温暖化対策を区域全体で総合的・計画的に推進することを目的としており、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量を、平成 22 年度を基準とし、区全域で毎年度 1%以上削減を進め、計画の最終年度(平成 32 年度)において 7%以上削減することを目標としている。

表 6-18(2) 目黒区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
目黒区都市計画マスタープラン (平成 16 年 3 月)	このマスタープランは、将来都市像（20 年後のめぐろの姿）として「子どもの元気がみえるまち めぐろ」を掲げており、これを達成するために 4 つの取り組むべき街づくりの目標が示されている。 〔取り組むべき街づくりの目標〕 ・安全で快適に住み続けられる街づくり ・全ての人が暮らしやすい街づくり ・活力にあふれた、個性ある街づくり ・うるおいのある、環境に配慮した街づくり
目黒区景観計画 (平成 24 年 4 月 (改定))	この計画は、「目黒区都市計画マスタープラン」等を踏まえ、景観法に基づく景観行政団体として、身近な地域での良好な景観を形成することを目的とし、目黒区における景観形成の基本目標として「愛着が生まれる細やかな景観づくり」を掲げている。基本目標を踏まえた具体的な目標として、以下の目標を掲げている。 〔具体的な目標〕 ・優れた景観資源の活用 ・目黒区の地域特性を活かした街並み形成 ・住宅都市の魅力を高める景観形成 ・目黒区のイメージ向上としての景観形成
目黒区みどりの基本計画 (平成 18 年 10 月)	この計画は、平成 27 年度までを目標期間として、目黒区のみどりに関する総合的な計画として、区自らが行う施策の基本方針を示している。みどりをめぐる主な課題の解決に向け、以下の五つの基本的な考え方をもとにみどりの将来像をイメージし、みどりのまちづくりを着実に進めていくため、多様な施策を具体化していくとしている。 〔みどりの基本的な考え方〕 ・みどりの拠点をつくる ・みどりをつなぐ ・みどりをひろげる ・みどりをつくる活動を後押しする ・みどりをつくる体制を整える
目黒区一般廃棄物処理基本計画 (平成 19 年 3 月)	この計画は、「環境先進区」として、長期的視点に立った清掃・リサイクル行政の方向性と目標を定めた上で、各種施策を体系的に整理することを目的としている。計画期間は平成 19 年度から平成 28 年度の 10 年間であり、10 年後の目黒区の姿として、「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現を目指しており、計画目標を以下のとおり設定している。 〔ごみ減量目標〕 ・ごみ量を平成 17 年度比で 35%削減する。 〔再生利用目標（リサイクル）〕 ・リサイクル率を 40%に引き上げる。
目黒区総合治水対策基本計画 (平成 22 年 5 月)	この計画は、区内全域を対象に「水害から区民の生命身体を守る」、「水害による財産被害を軽減する」、「出水時にも必要不可欠な都市機能を確保する」ことを目的としており、計画期間は「東京都豪雨対策基本方針」及び各流域の「豪雨対策計画」との整合を図り、概ね 30 年後の姿を見据えながら当面達成すべき水準としての目標を平成 29 年度としている。
目黒区生物多様性地域戦略「ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画」 (平成 26 年 3 月)	この計画は、身近な自然を守り、いきものたちと共に暮らせるまちを未来に伝えていくことを目的とし、目標を以下のとおり設定している。 ・みどりの風景をまもり、いきものにやさしさのある環境をつくる。 ・自然とのふれあいを大切にしたいめぐろの暮らしを未来に伝える。 ・すべての主体があらゆる活動で「ささえあう生命の輪」の確保を目指した協力と連携を行う。

### 6.1.9 公害に関する苦情件数

計画地が位置する目黒区における過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の公害苦情件数を表6-19に示す。

平成24年度の目黒区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染、悪臭に係るものが多い。

表 6-19 公害に関する苦情件数（目黒区）

現象	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大気汚染	13	13	16	19	25
水質汚濁	1	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—
騒音	81	93	138	97	80
低周波音	—	—	8	2	—
振動	14	20	27	27	14
地盤沈下	—	—	—	1	—
悪臭	17	28	43	27	17
廃棄物投棄	—	1	1	—	—
その他	57	36	63	44	29
合計	183	191	288	215	165

資料)「公害苦情統計調査」(東京都環境局ホームページ)

## 6.2 環境項目

### 6.2.1 大気汚染

計画地を中心とした半径5kmの範囲における大気汚染物質の状況をまとめた。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については大気環境常時監視の測定結果を、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては有害大気汚染物質モニタリングの測定結果を、ダイオキシン類についてはダイオキシン類常時監視の測定結果をそれぞれまとめた。

なお、微小粒子状物質については、平成23年度から測定が行われている。

各測定局等における調査項目を表6-20(1)及び(2)に、測定局等の位置を図6-15に示す。

表 6-20(1) 大気汚染物質の調査項目

種別	図 No.	測定局名等 (所在地)	測定主体	調査項目							
				二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学オキシダント (Ox)	ベンゼン等 <sup>注1</sup>	ダイオキシン類 (DXNs)	微小粒子状物質 (PM2.5)
一般環境大気測定局	1	目黒区碑文谷測定局 (東京都碑文谷 4-19-25)	東京都			○	○	○		○	
	2	渋谷区宇田川町測定局 (東京都渋谷区宇田川町 1-1)	東京都			○	○	○			○
	3	港区高輪測定局 (東京都港区高輪 1-6)	東京都			○	○	○			
	4	品川区豊町測定局 (東京都品川区豊町 2-1-20)	東京都			○	○	○			○
	5	世田谷区世田谷測定局 (東京都世田谷区世田谷 4-21-27)	東京都	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局 (東京都新宿区内藤町 11)	環境省 東京都	○	○	○	○	○	○		
	7	東山中学校測定室 (東京都目黒区東山 1-24-31)	目黒区	○	○	○	○	○			
	8	恵比寿測定局 (東京都渋谷区恵比寿 4-21-10)	渋谷区			○	○	○		○	
	9	麻布測定局 (東京都港区西麻布 3-12-1)	港区			○	○	○			
	10	北沢総合測定室 (東京都世田谷区北沢 2-8-18)	世田谷区			○	○	○			
	11	雪谷測定局 (東京都大田区東雪谷 3-6-2)	大田区			○	○	○	○		

注1) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注2) 調査項目は、平成24年度現在の項目である。

資料) 「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24年度)」

「有害大気汚染物質のモニタリング調査」

「平成24年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」

(以上、東京都環境局ホームページ)

「平成25年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

「しづやの環境」(渋谷区ホームページ)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)

「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)

表 6-20(2) 大気汚染物質の調査項目

種別	図 No	測定局名等 (所在地)	測定 主体	調査項目								
				二酸化 硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼ ン等 <sup>注1</sup>	ダイオキ シン類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM2.5)	
自動車排出ガス測定局	12	山手通り大坂橋測定局 (東京都目黒区青葉台 3-6)	東京都		○	○	○					○
	13	環七通り柿の木坂測定局 (東京都目黒区柿の木坂 1-1-4)	東京都			○	○					○
	14	第一京浜高輪測定局 (東京都港区高輪 2-20)	東京都		○	○	○					○
	15	北品川交差点測定局 (東京都品川区北品川 3-11-22)	東京都	○	○	○	○					○
	16	中原口交差点測定局 (東京都品川区西五反田 7-25-1)	東京都		○	○	○					○
	17	玉川通り上馬測定局 (東京都世田谷区上馬 4-1-3)	東京都		○	○	○					○
	18	環七通り松原橋測定局 (東京都大田区中馬込 2-17 地先)	東京都	○	○	○	○					
	19	中原街道南千束測定局 (東京都大田区南千束 1-33-1)	東京都			○	○					
	20	幡代測定局 (東京都渋谷区幡ヶ谷 1-1-8)	渋谷区			○	○					
	21	北参道測定局 (東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-5-14)	渋谷区			○	○					
	22	副都心中央測定局 (東京都渋谷区道玄坂 1-1)	渋谷区			○	○					
	23	上原測定局 (東京都渋谷区上原 1-46-4)	渋谷区				○				○	
	24	一の橋測定局 (東京都港区東麻布 3-9-1)	港区	○	○	○	○	○				
	25	赤坂測定局 (東京都港区赤坂 7-3-39)	港区			○	○	○				
	26	芝浦測定局 (東京都港区海岸 2-1-27)	港区			○	○	○				
27	平塚橋交差点測定局 (東京都品川区西中延 1-1 地先)	品川区			○	○						

注1) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注2) 調査項目は、平成 24 年度現在の項目である。

資料) 「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果 (24 年度)」(東京都環境局ホームページ)

「平成 24 年度大気汚染常時監視測定結果について」(東京都環境局ホームページ)

「平成 25 年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

「しぶやの環境」(渋谷区ホームページ)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「しながわの環境」(平成 25 年 12 月、品川区都市環境事業部環境課)

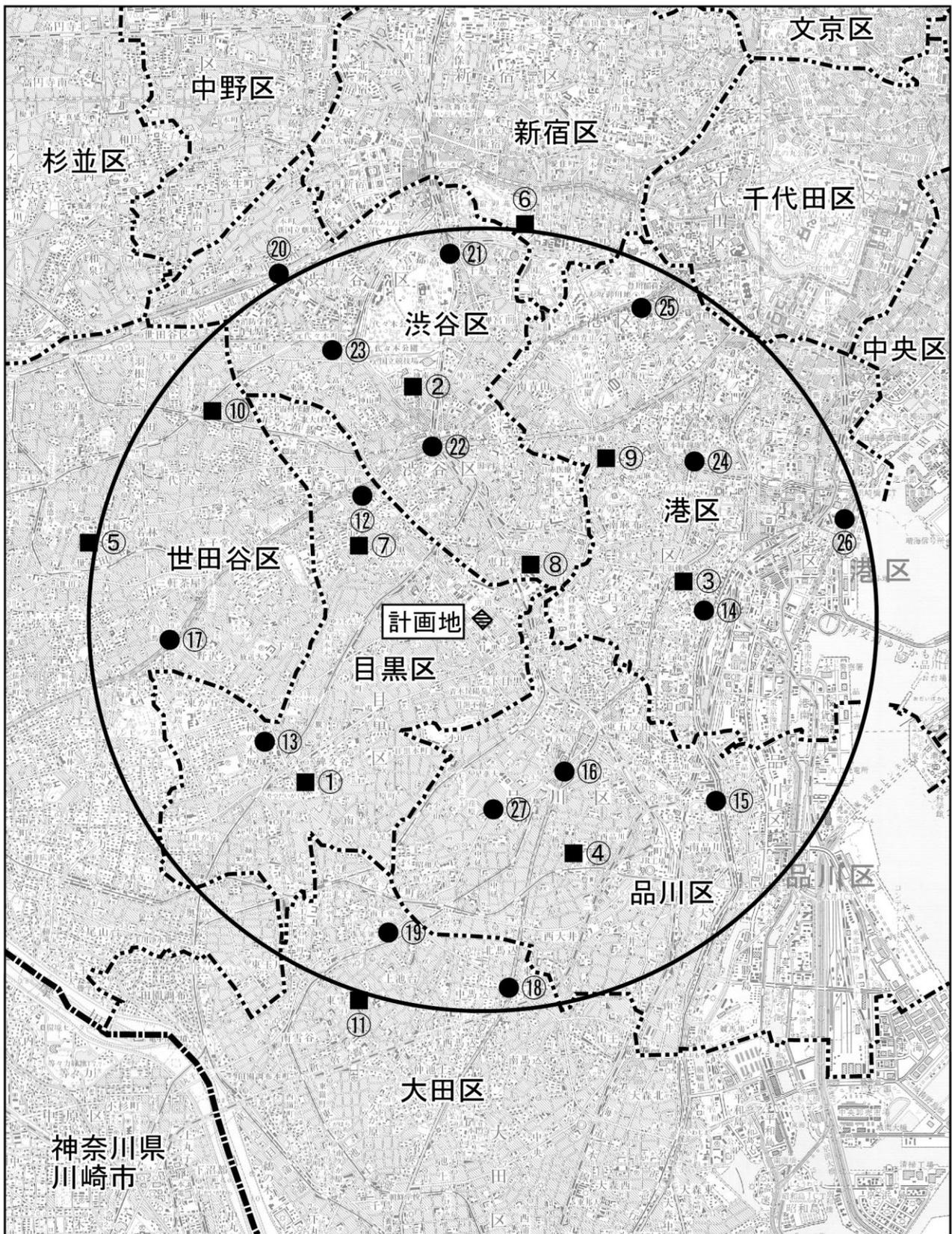


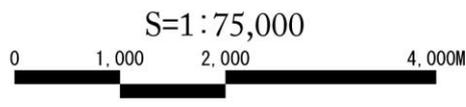
図 6-15 大気汚染物質測定地点

凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 区界

- 大気汚染物質測定地点
-  : 一般環境大気測定局 (①~⑪)
  -  : 自動車排出ガス測定局 (⑫~⑳)

-  : 計画地から半径 5km 範囲



(1) 一般環境

ア 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の調査結果の推移を表 6-21に、年平均値の推移を図6-16にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.001～0.002ppmである。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

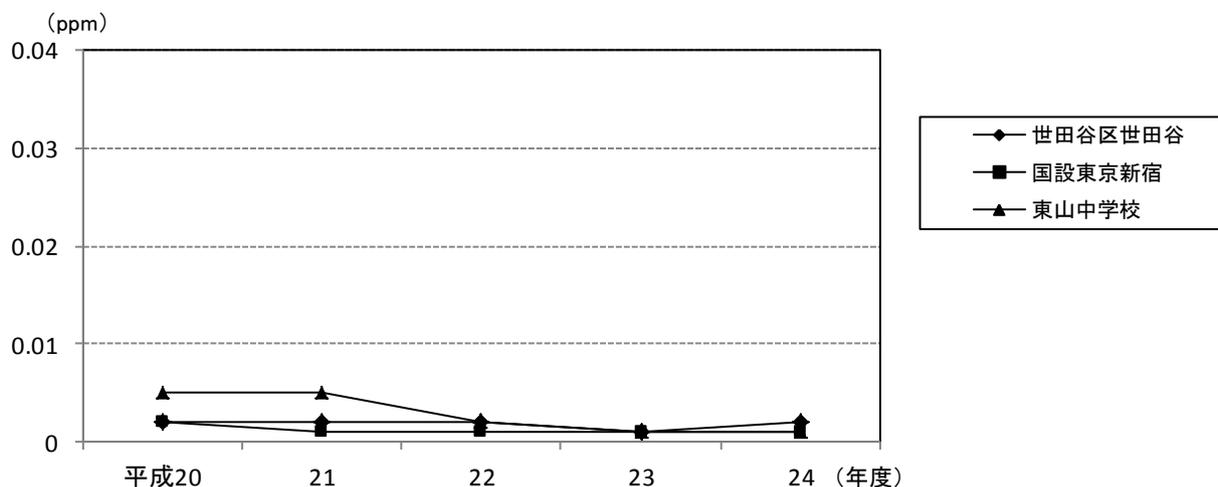
表 6-21 一般環境大気測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
5	世田谷区世田谷測定局	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿測定局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
7	東山中学校測定室	0.005	0.005	0.002	0.001	0.001	○	○	○	○	○

注1) 二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。  
 注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)  
 「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)  
 「平成25年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)



資料) 表 6-21 の資料参照

図 6-16 一般環境大気測定局における二酸化硫黄（年平均値）の推移

## イ 一酸化炭素 (CO)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の一般環境大気測定局における一酸化炭素の調査結果の推移を表6-22に、年平均値の推移を図6-17にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成24年度の年平均値は3地点ともに0.4ppmである。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-22 一般環境大気測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
5	世田谷区世田谷測定局	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿測定局	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	○	○	○	○	○
7	東山中学校測定室	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	○	○	○	○	○

注1) 一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

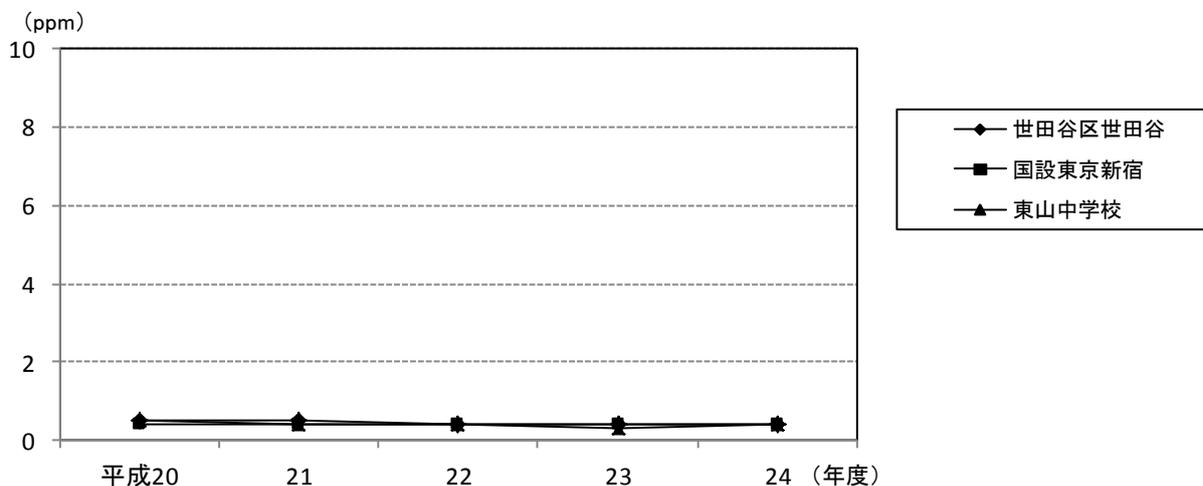
注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)

「平成25年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)



資料) 表 6-22 の資料参照

図 6-17 一般環境大気測定局における一酸化炭素（年平均値）の推移

## ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表6-23に、年平均値の推移を図6-18にそれぞれ示す。

調査は11地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.016～0.028mg/m<sup>3</sup>である。過去5年間の年平均値は、全体的に減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-23 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	目黒区碑文谷測定局	0.026	0.024	0.023	0.023	0.022	○	○	○	○	○
2	渋谷区宇田川町測定局	0.032	0.031	0.027	0.025	0.023	○	○	○	○	○
3	港区高輪測定局	—	—	—	0.022	0.021	—	—	—	○	○
4	品川区豊町測定局	0.033	0.031	0.022	0.024	0.021	○	○	○	○	○
5	世田谷区世田谷測定局	0.021	0.019	0.018	0.020	0.018	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿測定局	0.021	0.021	0.020	0.019	0.016	○	○	○	○	○
7	東山中学校測定室	0.022	0.021	0.020	0.022	0.017	○	○	○	○	○
8	恵比寿測定局	0.032	0.027	0.028	0.027	0.028	○	○	○	○	○
9	麻布測定局	0.025	0.024	0.022	0.022	0.021	○	○	○	○	○
10	北沢総合測定室	0.022	0.019	0.021	0.020	0.018	○	○	○	○	○
11	雪谷測定局	0.038	0.027	0.026	0.028	0.026	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)

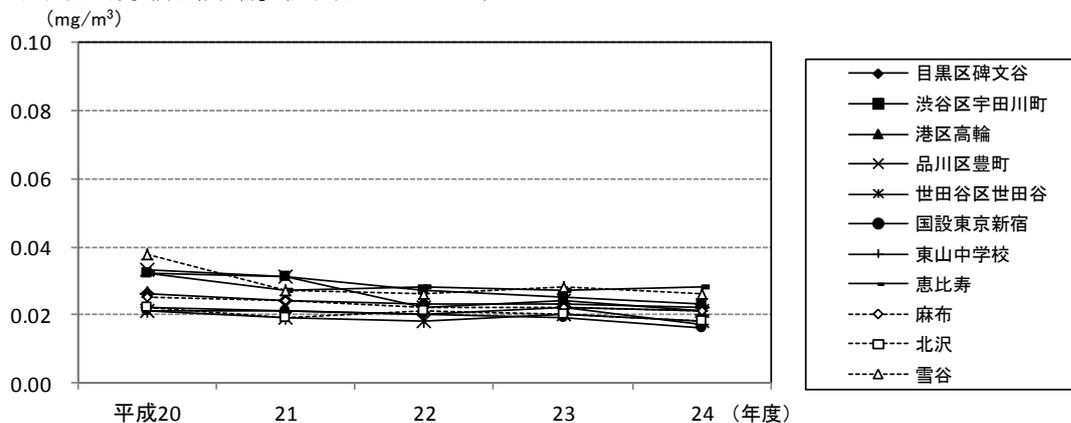
「平成25年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

「しづやの環境」、「渋谷区資料」(渋谷区)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)

「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)



資料) 表 6-23 の資料参照

図 6-18 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

## エ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表6-24に、年平均値の推移を図6-19にそれぞれ示す。

調査は11地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.017～0.024ppmである。過去5年間の年平均値は、全体的に減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-24 一般環境大気測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	目黒区碑文谷測定局	0.026	0.024	0.023	0.022	0.020	○	○	○	○	○
2	渋谷区宇田川町測定局	0.024	0.023	0.022	0.020	0.019	○	○	○	○	○
3	港区高輪測定局	—	—	—	0.023	0.021	—	—	—	○	○
4	品川区豊町測定局	0.025	0.023	0.021	0.021	0.020	○	○	○	○	○
5	世田谷区世田谷測定局	0.022	0.021	0.019	0.019	0.017	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿測定局	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020	○	○	○	○	○
7	東山中学校測定室	0.025	0.023	0.023	0.023	0.021	○	○	○	○	○
8	恵比寿測定局	0.024	0.025	0.023	0.022	0.021	○	○	○	○	○
9	麻布測定局	0.027	0.026	0.025	0.024	0.024	○	○	○	○	○
10	北沢総合測定室	0.022	0.022	0.021	0.020	0.019	○	○	○	○	○
11	雪谷測定局	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020	○	○	○	○	○

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。

1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)

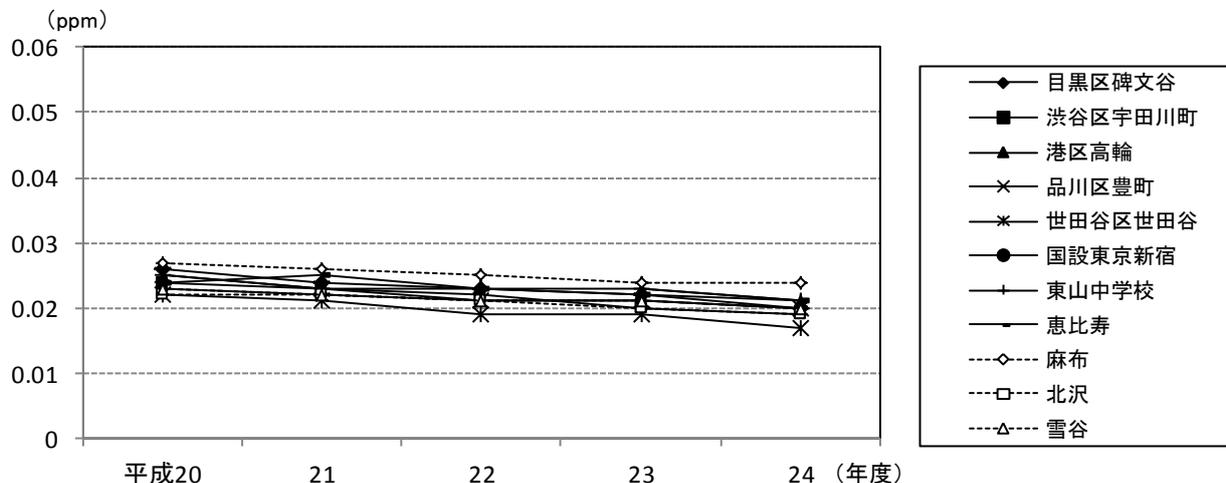
「平成25年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

「しぶやの環境」、「渋谷区資料」(渋谷区)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)

「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)



資料) 表 6-24 の資料参照

図 6-19 一般環境大気測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

オ 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の一般環境大気測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移を表6-25に、年平均値の推移を図6-20にそれぞれ示す。

調査は11地点で実施されており、平成24年度の昼間の1時間値の年平均値は0.025～0.031ppmである。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で非達成である。

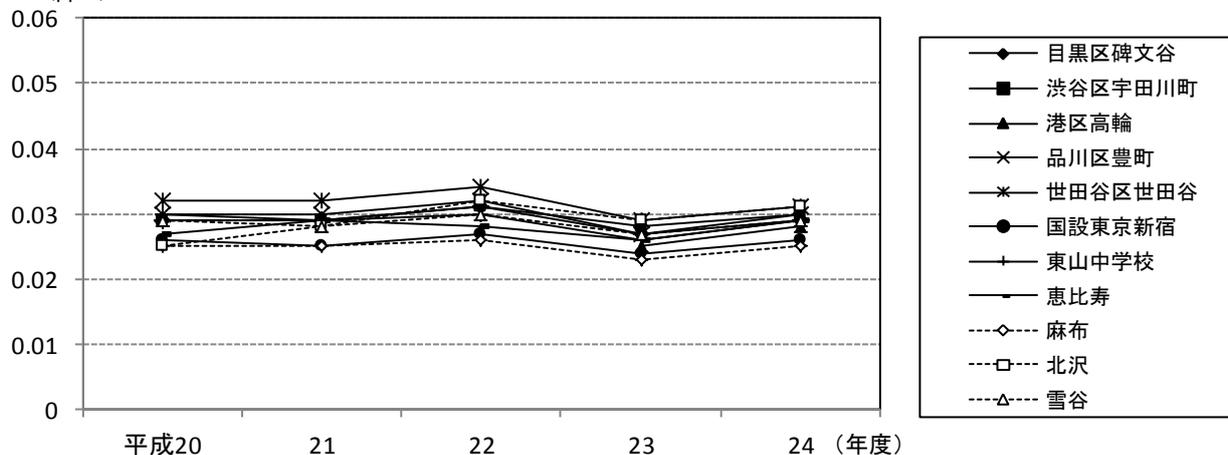
表 6-25 一般環境大気測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	目黒区碑文谷測定局	0.029	0.029	0.031	0.027	0.029	×	×	×	×	×
2	渋谷区宇田川町測定局	0.029	0.029	0.031	0.028	0.030	×	×	×	×	×
3	港区高輪測定局	—	—	—	0.025	0.028	×	×	×	×	×
4	品川区豊町測定局	0.030	0.030	0.032	0.027	0.030	×	×	×	×	×
5	世田谷区世田谷測定局	0.032	0.032	0.034	0.029	0.031	×	×	×	×	×
6	国設東京新宿測定局	0.026	0.025	0.027	0.024	0.026	×	×	×	×	×
7	東山中学校測定室	0.030	0.029	0.030	0.026	0.029	×	×	×	×	×
8	恵比寿測定局	0.027	0.029	0.028	0.026	0.028	×	×	×	×	×
9	麻布測定局	0.025	0.025	0.026	0.023	0.025	×	×	×	×	×
10	北沢総合測定室	0.025	0.028	0.032	0.029	0.031	×	×	×	×	×
11	雪谷測定局	0.029	0.028	0.030	0.027	0.029	×	×	×	×	×

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間（5時～20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間（5時～20時）の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)  
 「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)  
 「平成25年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)  
 「しづやの環境」、「渋谷区資料」(渋谷区)  
 「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)  
 「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)  
 「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)  
 (ppm)



資料) 表 6-25 の資料参照

図 6-20 一般環境大気測定局における光化学オキシダント（昼間の1時間値の年平均値）の推移

カ 有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の一般環境大気測定局におけるベンゼン等の調査結果の推移を表6-26に、年平均値の推移を図6-21にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成24年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが0.0010～0.0011mg/m<sup>3</sup>、トリクロロエチレンが0.0007～0.0011mg/m<sup>3</sup>、テトラクロロエチレンが0.0003～0.0004mg/m<sup>3</sup>、ジクロロメタンが0.0017～0.0020mg/m<sup>3</sup>である。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全ての物質で達成している。

表 6-26 一般環境大気測定局における有害大気汚染物質調査結果の推移

物質名	図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注</sup> (○：達成、×：非達成)				
			平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ベンゼン	5	世田谷区世田谷測定局	0.0013	0.0013	0.0013	0.0010	0.0010	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.0013	0.0012	0.0012	0.00098	0.0011	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0022	0.0016	0.0015	0.0013	0.0011	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	5	世田谷区世田谷測定局	0.0011	0.00099	0.00074	0.00071	0.0010	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.0011	0.00096	0.00078	0.00086	0.0011	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0018	0.0024	0.0017	0.0010	0.0007	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	5	世田谷区世田谷測定局	0.00058	0.00053	0.00032	0.00036	0.00042	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.00052	0.00039	0.00031	0.00030	0.00040	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0008	0.0005	0.0005	0.0004	0.0003	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	5	世田谷区世田谷測定局	0.0018	0.0020	0.0016	0.0017	0.0017	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.0023	0.0021	0.0019	0.0021	0.0018	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0026	0.0025	0.0031	0.0017	0.0020	○	○	○	○	○

注) ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。

ベンゼン：1年平均値が0.003mg/m<sup>3</sup>以下であること。

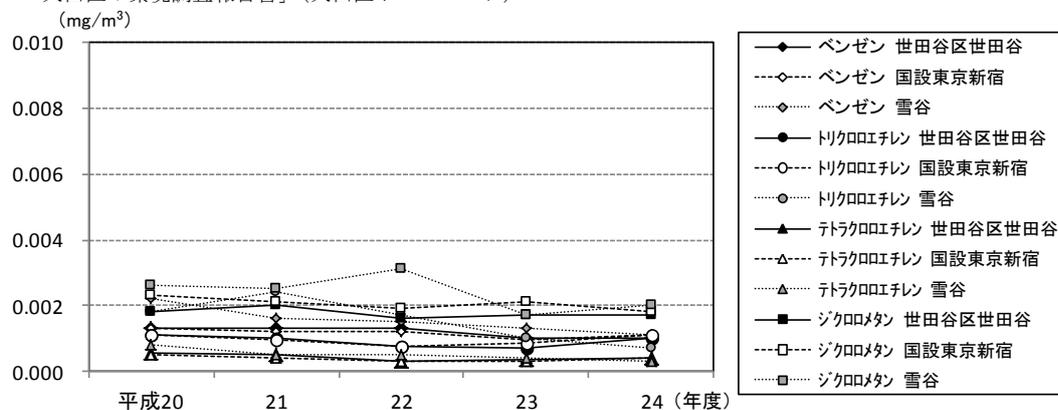
トリクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下であること。

テトラクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下であること。

ジクロロメタン：1年平均値が0.15mg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)

「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)



資料) 表 6-26 の資料参照

図 6-21 一般環境大気測定局におけるベンゼン等（年平均値）の推移

### キ ダイオキシン類 (DXNs)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の一般環境大気測定局におけるダイオキシン類の調査結果の推移を表6-27に、年平均値の推移を図6-22にそれぞれ示す。

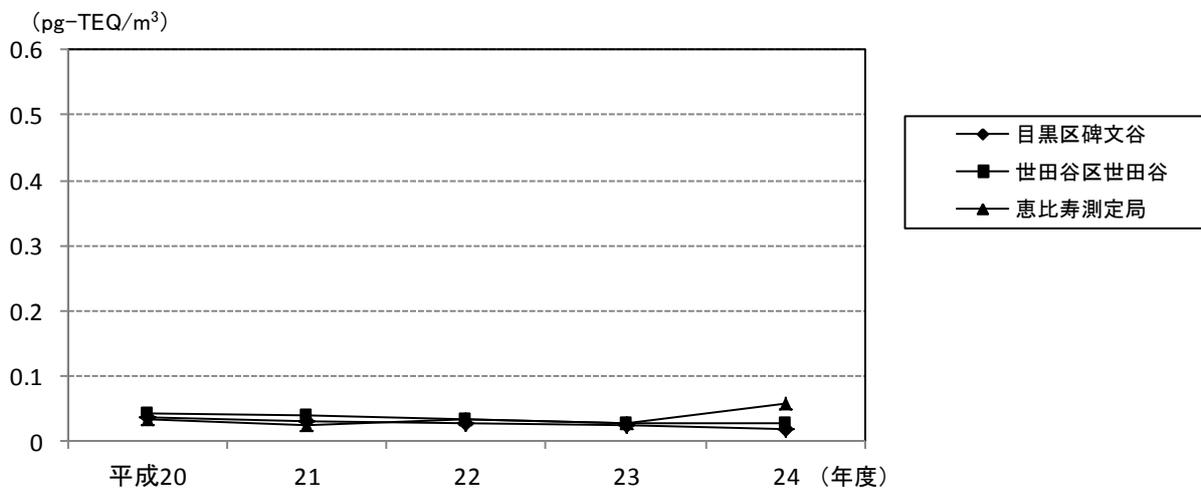
調査は3地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.019～0.058pg-TEQ/m<sup>3</sup>である。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-27 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	目黒区碑文谷 測定局	0.035	0.030	0.027	0.024	0.019	○	○	○	○	○
5	世田谷区世田谷 測定局	0.042	0.039	0.032	0.026	0.027	○	○	○	○	○
8	恵比寿測定局 (加計塚小学校)	0.034	0.025	0.033	0.027	0.058	○	○	○	○	○

注) ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

資料) 「平成20～24年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」  
(東京都環境局ホームページ)  
「しぶやの環境」、「渋谷区資料」(渋谷区)



資料) 表6-27の資料参照

図 6-22 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類（年平均値）の推移

## ク 微小粒子状物質 (PM2.5)

過去2年間（平成23年度及び平成24年度まで）の一般環境大気測定局における微小粒子状物質の調査結果を表6-28に示す。

調査は3地点で実施されており、平成24年度の年平均値は13.9～17.4  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。環境基準は品川区豊町測定局では非達成であるが、それ以外の測定局では達成している。

表 6-28 一般環境大気測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)	
		平成23年度	24年度	平成23年度	24年度
2	渋谷区宇田川町測定局	—	13.9	—	○
4	品川区豊町測定局	16.3	17.4	×	×
5	世田谷区世田谷測定局	15.3	14.0	×	○

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料)「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)

## (2) 自動車排出ガス

### ア 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄の調査結果の推移を表6-29に、年平均値の推移を図6-23にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成24年度の年平均値は3地点ともに0.002ppmである。過去5年間の年平均値は横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

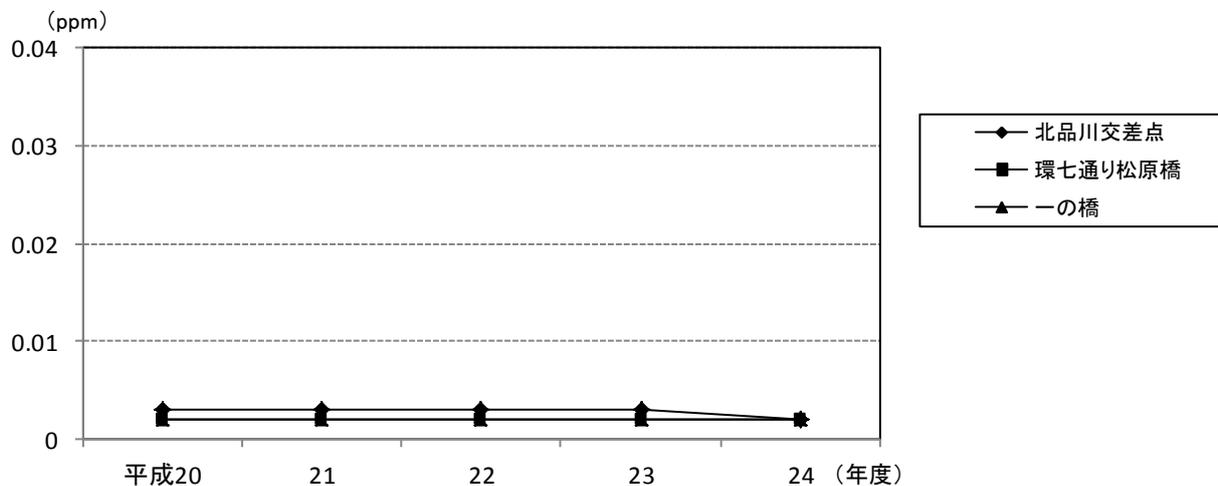
表 6-29 自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
15	北品川交差点測定局	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	○	○	○	○	○
18	環七通り松原橋測定局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	○	○	○	○	○

注1) 二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。  
 注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)  
 「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)  
 「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)



資料) 表 6-29 の資料参照

図 6-23 自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄（年平均値）の推移

## イ 一酸化炭素 (CO)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の自動車排出ガス測定局における一酸化炭素の調査結果の推移を表6-30に、年平均値の推移を図6-24にそれぞれ示す。

調査は7地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.5～0.7ppmである。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-30 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
12	山手通り大坂橋測定局	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	○	○	○	○	○
14	第一京浜高輪測定局	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	○	○	○	○	○
15	北品川交差点測定局	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	○	○	○	○	○
16	中原口交差点測定局	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	○	○	○	○	○
17	玉川通り上馬測定局	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	○	○	○	○	○
18	環七通り松原橋測定局	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	○	○	○	○	○

注1) 一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

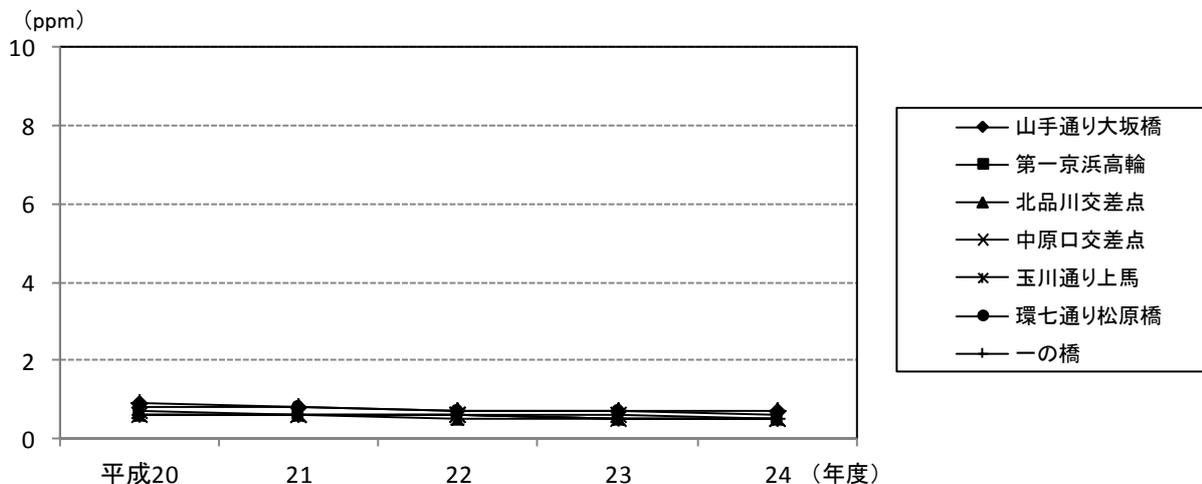
注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)



資料) 表 6-30 の資料参照

図 6-24 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素 (年平均値) の推移

## ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表6-31に、年平均値の推移を図6-25にそれぞれ示す。

調査は15地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.018～0.028mg/m<sup>3</sup>である。過去5年間の年平均値は、全体的に減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

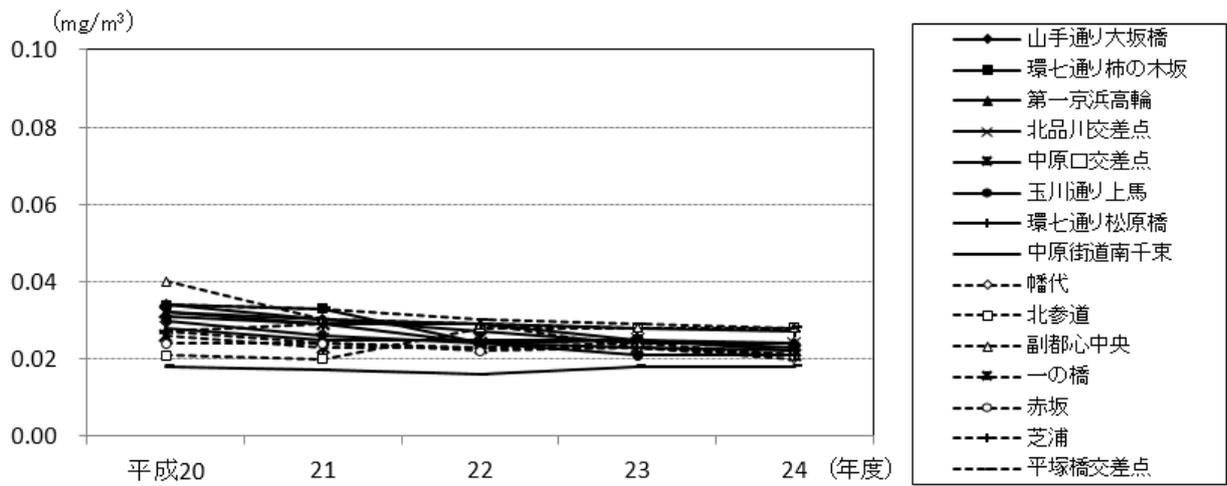
表 6-31 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
12	山手通り大坂橋 測定局	0.034	0.030	0.027	0.024	0.024	○	○	○	○	○
13	環七通り柿の木 坂測定局	0.034	0.033	0.024	0.025	0.022	○	○	○	○	○
14	第一京浜高輪測 定局	0.032	0.030	0.029	0.025	0.023	○	○	○	○	○
15	北品川交差点測 定局	0.028	0.025	0.025	0.025	0.024	○	○	○	○	○
16	中原口交差点測 定局	0.032	0.029	0.024	0.023	0.022	○	○	○	○	○
17	玉川通り上馬測 定局	0.030	0.026	0.024	0.021	0.021	○	○	○	○	○
18	環七通り松原橋 測定局	0.031	0.029	0.029	0.028	0.027	○	○	○	○	○
19	中原街道南千束 測定局	0.018	0.017	0.016	0.018	0.018	○	○	○	○	○
20	幡代測定局	0.027	0.024	0.023	0.023	0.020	○	○	○	○	○
21	北参道測定局	0.021	0.020	0.028	0.028	0.028	○	○	○	○	○
22	副都心中央測定 局	0.040	0.030	0.029	0.028	0.027	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.026	0.023	0.023	0.024	0.021	○	○	○	○	○
25	赤坂測定局	0.024	0.024	0.022	0.023	0.021	○	○	○	○	○
26	芝浦測定局	0.027	0.029	0.029	0.023	0.021	○	○	○	○	○
27	平塚橋交差点測 定局	0.034	0.033	0.030	0.029	0.028	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。  
1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)  
「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)  
「しぶやの環境」、「渋谷区資料」(渋谷区)  
「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)  
「しながわの環境」(平成25年12月、品川区都市環境事業部環境課)



資料) 表 6-31 の資料参照

図 6-25 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

## エ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表6-32に、年平均値の推移を図6-26にそれぞれ示す。

調査は16地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.021～0.044ppmであり、過去5年間の年平均値は、全体的にやや減少傾向となっている。平成24年度の環境基準の達成状況は、玉川通り上馬測定局、環七通り松原橋測定局及び副都心中央測定局では非達成であるが、それ以外の測定局では達成している。

表 6-32 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
12	山手通り大坂橋 測定局	0.041	0.036	0.034	0.032	0.033	×	○	○	○	○
13	環七通り柿の木 坂測定局	0.036	0.032	0.030	0.028	0.028	○	○	○	○	○
14	第一京浜高輪測 定局	0.033	0.030	0.030	0.029	0.029	○	○	○	○	○
15	北品川交差点測 定局	0.036	0.036	0.035	0.033	0.032	×	×	○	○	○
16	中原口交差点測 定局	0.036	0.033	0.031	0.029	0.028	○	○	○	○	○
17	玉川通り上馬測 定局	0.046	0.044	0.042	0.038	0.038	×	×	×	○	×
18	環七通り松原橋 測定局	0.045	0.046	0.046	0.042	0.042	×	×	×	×	×
19	中原街道南千束 測定局	0.027	0.027	0.025	0.024	0.023	○	○	○	○	○
20	幡代測定局	0.031	0.029	0.028	0.027	0.028	○	○	○	○	○
21	北参道測定局	0.036	0.035	0.034	0.032	0.030	○	○	○	○	○
22	副都心中央測定 局	0.048	0.046	0.047	0.043	0.044	×	×	×	×	×
23	上原測定局	0.026	0.025	0.025	0.021	0.021	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.033	0.033	0.034	0.031	0.031	○	○	○	○	○
25	赤坂測定局	0.028	0.027	0.025	0.024	0.023	○	○	○	○	○
26	芝浦測定局	0.032	0.032	0.031	0.030	0.029	○	○	○	○	○
27	平塚橋交差点測 定局	0.039	0.035	0.035	0.035	0.035	×	○	○	○	○

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。

1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

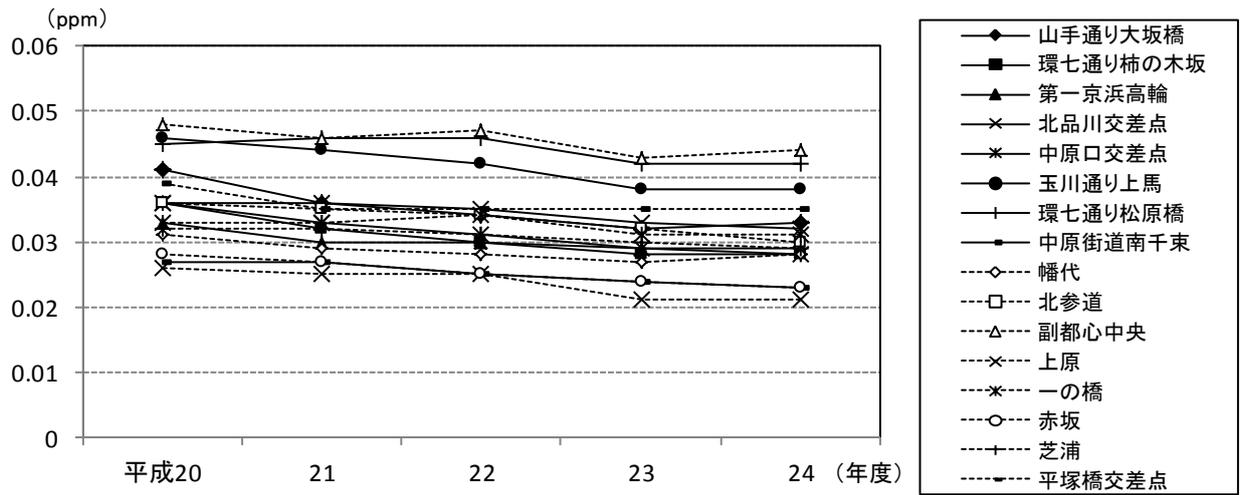
資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)

「しずやの環境」、「渋谷区資料」(渋谷区)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「しながわの環境」(平成25年12月、品川区都市環境事業部環境課)



資料) 表 6-32 の資料参照

図 6-26 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素 (年平均値) の推移

オ 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の自動車排出ガス測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移を表6-33に、年平均値の推移を図6-27にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成24年度の昼間の1時間値の年平均値は0.018～0.024ppmである。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で非達成である。

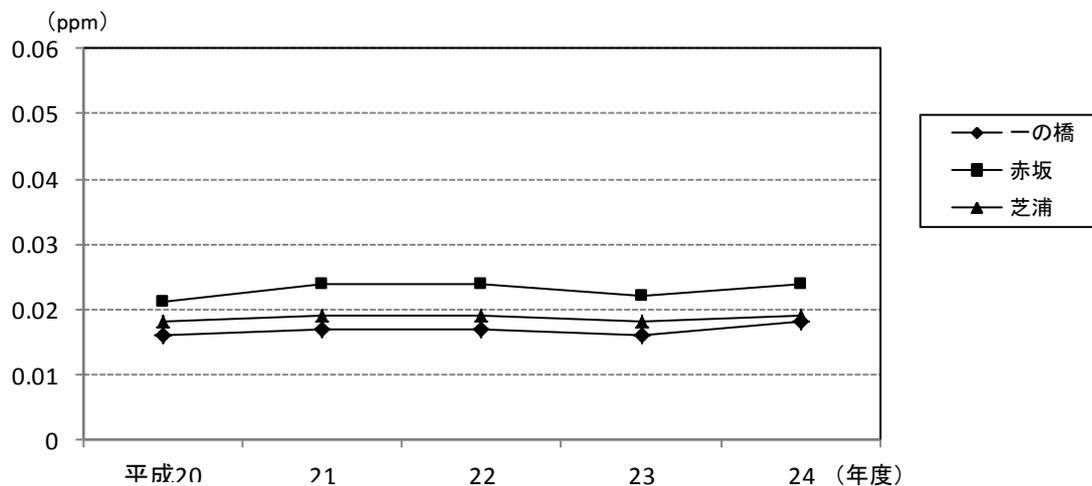
表 6-33 自動車排出ガス測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
24	一の橋測定局	0.016	0.017	0.017	0.016	0.018	×	×	×	×	×
25	赤坂測定局	0.021	0.024	0.024	0.022	0.024	×	×	×	×	×
26	芝浦測定局	0.018	0.019	0.019	0.018	0.019	×	×	×	×	×

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間（5時～20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間（5時～20時）の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

資料) 「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)



資料) 表 6-33 の資料参照

図 6-27 自動車排出ガス測定局における光化学オキシダント  
(昼間の1時間値の年平均値)の推移

## カ ダイオキシン類 (DXNs)

過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の自動車排出ガス測定局におけるダイオキシン類の調査結果の推移を表6-34に、年平均値の推移を図6-28にそれぞれ示す。

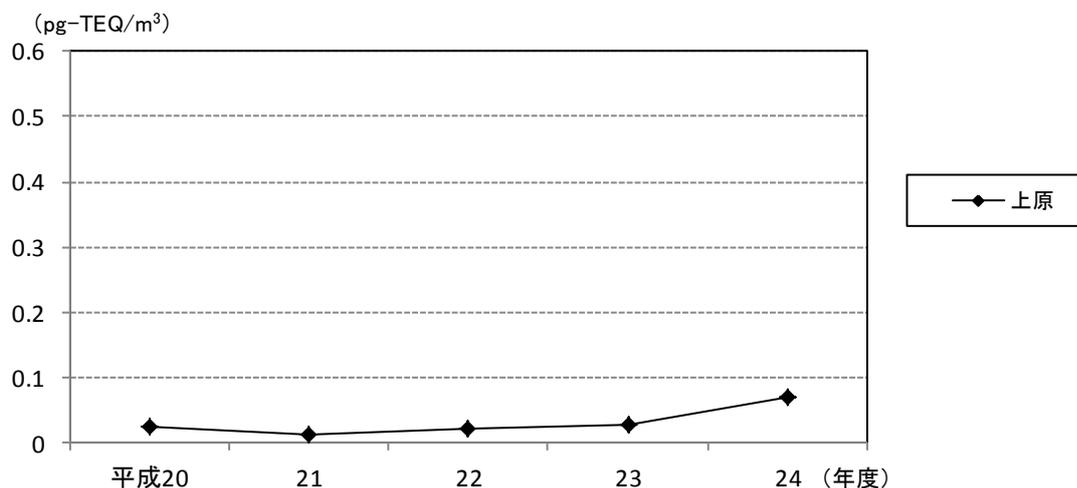
調査は1地点で実施されており、平成24年度の年平均値は0.071pg-TEQ/m<sup>3</sup>である。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、平成24年度はやや高い値となったが環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-34 自動車排出ガス測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
23	上原測定局 (富谷小学校)	0.023	0.013	0.020	0.026	0.071	○	○	○	○	○

注) ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

資料) 「しぶやの環境」、「渋谷区資料」(渋谷区)



資料) 表 6-34 の資料参照

図 6-28 自動車排出ガス測定局におけるダイオキシン類（年平均値）の推移

## キ 微小粒子状物質 (PM2.5)

過去2年間（平成23年度及び平成24年度まで）の自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の調査結果を表6-35に示す。

調査は6地点で実施されており、平成24年度の年平均値は14.7～17.1  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。環境基準は環七通り柿の木坂測定局は達成しているが、それ以外の測定局では非達成である。

表 6-35 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)	
		平成23年度	24年度	平成23年度	24年度
12	山手通り大坂橋測定局	—	17.1	—	×
13	環七通り柿の木坂 測定局	—	14.7	—	○
14	第一京浜高輪測定局	—	16.0	—	×
15	北品川交差点測定局	—	15.8	—	×
16	中原口交差点測定局	18.9	15.3	×	×
17	玉川通り上馬測定局	17.7	15.5	×	×

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(24年度)」(東京都環境局ホームページ)

### 6.2.2 悪臭

計画地が位置する目黒区における過去5年間（平成20年度から平成24年度まで）の公害苦情件数を表6-19(p. 71参照)に示す。

平成24年度における悪臭に係る受付件数は17件である。

なお、平成24年度に既存の目黒清掃工場で実施した敷地境界における臭気指数は10未満であり、規制基準値を下回っている。

### 6.2.3 騒音・振動

計画地周辺における道路交通騒音・振動の測定結果を表6-36及び表6-37に示す。また、測定地点を図6-29に示す。

道路交通騒音（等価騒音レベル $L_{Aeq}$ ）は、昼間65～74dB、夜間63～74dBとなっている。環境基準を上回っている地点は、昼間が6地点、夜間が12地点である。

道路交通振動（時間率振動レベル $L_{10}$ ）は、9地点において測定が実施されている。測定結果は昼間が39～52dB、夜間が35～53dBであり、いずれも振動規制法に基づく要請限度を下回っている。

表 6-36 道路交通騒音測定結果

区 No.	路線名	測定地点の住所	測定 年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
						測定結果		環境基準 (要請限度)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道 246 号	目黒区東山 3-1-19	2013/2	6	C	<u>74</u>	<u>74</u>	70 (75)	65 (70)
2	都道白金台町等々力線	目黒区目黒 2-8-10	2012/2	4	C	<u>73</u>	<u>73</u>		
3	都道環状 6 号線	目黒区下目黒 3-4-5	2012/2	4	C	<u>73</u>	<u>72</u>		
4	都道環状 6 号線	目黒区青葉台 1-1-1	2012/2	4	A	68	<u>69</u>		
5	都道環状 6 号線 (山手通り)	目黒区青葉台 3-21-10	2011/11	5	C	<u>71</u>	<u>70</u>		
6	都道古川橋二子玉川線 (駒沢通り)	目黒区五本木 2-19-6	2011/11	2	B	69	<u>68</u>		
7	都道鮫洲大山線	目黒区目黒本町 2-1-20	2011/11	2	C	67	<u>66</u>		
8	都道環状 6 号線 (山手通り)	渋谷区青葉台 4-1-11	2013/2	4	B	69	<u>67</u>		
9	都道北古川橋二子玉川線	渋谷区恵比寿南 3-6	2013/1	4	C	66	63		
10	都道北品川四谷線 (外苑通り)	港区白金台 5-10	2013/1	4	C	<u>74</u>	<u>72</u>		
11	都道 418 号線 (外苑西通り)	港区南麻布 5-1	2013/1	6	B	65	63		
12	都道 412 号線 (六本木通り)	港区西麻布 3-20	2013/1	8	C	69	<u>67</u>		
13	都道環状 6 号線 (山手通り)	目黒区中目黒 4-1-2	2012/11	4	C	67	64		
14	首都高速 2 号目黒線 北品川四谷線	品川区上大崎 3-14-23	2013/2	4	B	69	<u>66</u>		
15	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区目黒 2-9-3	2012/11	5	C	<u>74</u>	<u>73</u>		

注 1) 昼間は 6:00~22:00、夜間は 22:00~6:00 を示す。

注 2) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

注 3) 地域の類型の A は、第 1、2 種低層住居専用地域、第 1、2 種中高層住居専用地域、B は、第 1、2 種住居地域、準住居地域、C は近隣商業地域、商業地域を示す。

資料) 「平成 24 年度道路交通騒音振動調査報告書 (東京都環境局)

「平成 24 年度版目黒区環境調査報告書」 (目黒区ホームページ)

「平成 24 年度自動車交通騒音調査結果」 (東京都環境局ホームページ)

「平成 25 年度版目黒区環境調査報告書」 (目黒区ホームページ)

表 6-37 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル L <sub>10</sub> (dB)			
						測定結果		振動規制法 要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
5	都道環状6号線 (山手通り)	目黒区青葉台 3-21-10	2011/11	5	2	50	48	70	65
6	都道古川橋二子玉川 線 (駒沢通り)	目黒区五本木 2-19-6	2011/11	2	1	49	48	65	60
7	都道鮫洲大山線	目黒区目黒本町 2-1-20	2011/11	2	2	40	38	70	65
10	都道北品川四谷線 (外苑通り)	港区白金台 5-10	2013/1	4	2	39	35	70	65
11	都道 418 号線 (外苑西通り)	港区南麻布 5-1	2013/1	6	2	40	35	70	65
12	都道 412 号線 (六本木通り)	港区西麻布 3-20	2013/1	4	2	52	53	70	65
13	環状 6 号線 (山手通り)	目黒区中目黒 4-1	2012/11	4	2	47	44	70	65
14	首都高速 2 号目黒線 北品川四谷線	品川区上大崎 3-14-23	2013/2	4	1	43	39	65	60
15	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区目黒 2-9-3	2012/11	5	2	50	47	70	65

注 1) 測定結果は、3日間の平均値である。

注 2) 区域の区分の 1 は第 1 種、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種、第 2 種住居地域、準住居地域を、区域の区分の 2 は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をそれぞれ示す。

注 3) 昼間は、区域の区分 1 では 8:00~19:00、区分 2 では 8:00~20:00、夜間は、区分 1 では 19:00~8:00、区分 2 では 20:00~8:00 を示す。

資料) 「平成 24 年度道路交通騒音振動調査報告書」 (東京都環境局)

「平成 24 年度版環境調査報告書」 (目黒区ホームページ)

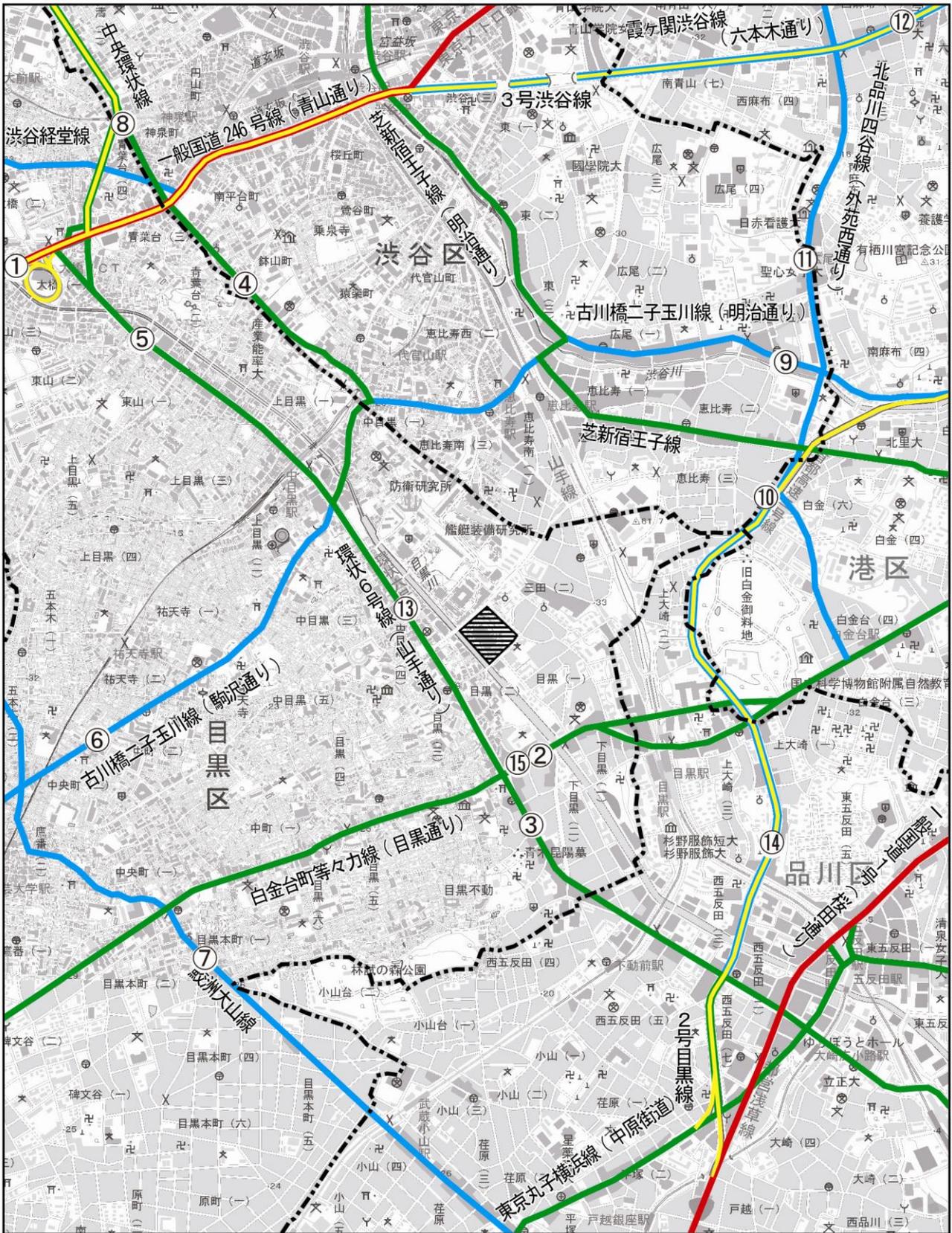


図 6-29 計画地周辺の道路交通騒音・振動測定地点



S=1:25,000



凡例



: 計画地



: 区界



: 測定地点

— : 首都高速道路

— : 一般国道

— : 主要地方道

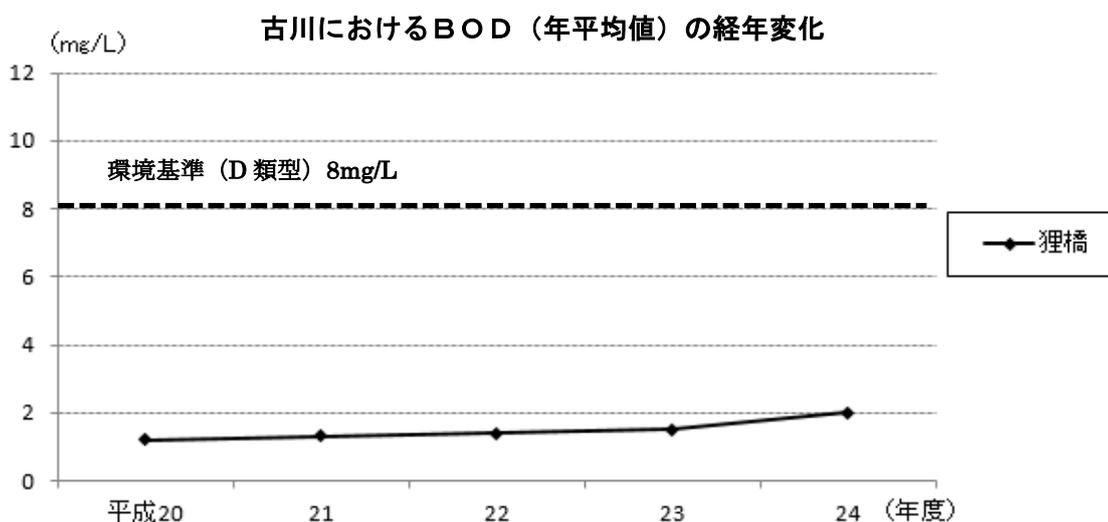
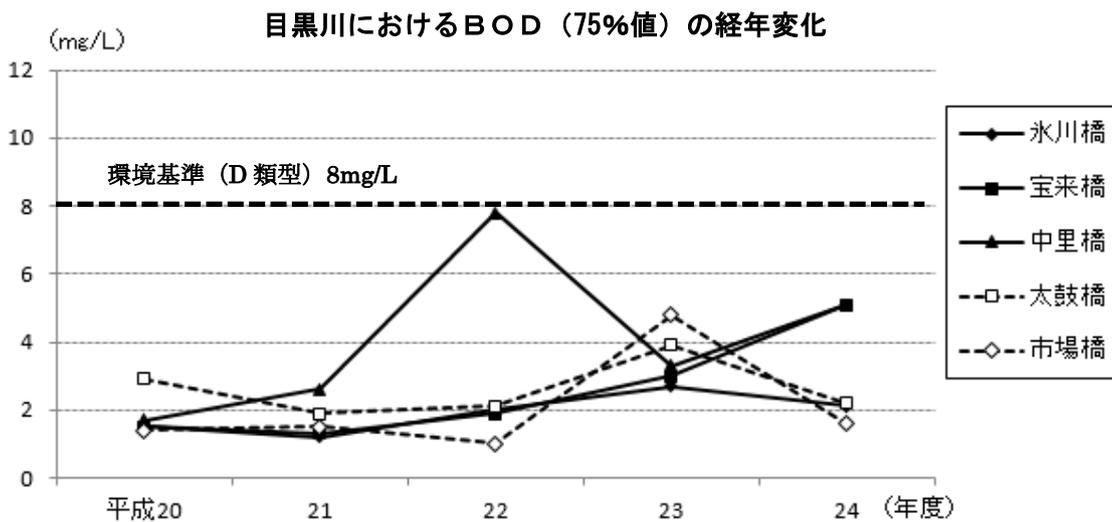
— : 一般都県道

## 6.2.4 水質汚濁

### (1) 河川の状況

計画地周辺を流れる目黒川における過去5年間のBOD 75%値の経年変化及び古川における過去5年間のBOD年平均値を図6-30に示す。目黒川の水質は、平成20年度の太鼓橋においてほう素が基準を超過しているが、それ以外は全て環境基準を下回っている。古川は生活環境項目のみのデータではあるが、全て環境基準を下回っている。

また、過去5年間の水質測定の結果を表6-38(1)～(5)に、その測定地点を図6-31にそれぞれ示す。



資料) 「公共用水域水質測定結果・データ集」(平成20～24年度 河川) (東京都環境局ホームページ)  
「環境調査報告書」(平成21～25年度版) (目黒区ホームページ)  
「しながわの環境と清掃・リサイクル」(平成21～24年度版) (品川区)  
「平成25年度版しながわの環境」(品川区)  
「古川の水質調査」(港区ホームページ)

図6-30 BODの経年変化

表 6-38(1) 河川水質測定結果 (平成 20 年度)

測定項目	単位	目黒川(D類型)					古川(D類型)			
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.4	7.7	7.6	7.3	7.2	6.0 以上 8.5 以下	7.1	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	9.2	10.7	7.7	6.6	7.8	2 以上	10.3	2 以上
	BOD	mg/L	1.5	1.5	1.7	2.9	1.4	8 以下	1.2	8 以下
	COD	mg/L	6.4	6.6	6.9	6.7	7.3	—	—	—
	SS	mg/L	0.8	2.1	5.5	12.8	2	100 以下	2	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	12,000	18,000	39,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	10.7	9.6	8.05	8.2	9.28	—	—	—
	全りん	mg/L	1.24	1.11	0.82	0.9	0.923	—	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—	不検出	検出されない こと	—	検出されない こと
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	PCB	mg/L	—	—	—	<0.0005	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	7.0	—	10 以下	—	10 以下	
ふっ素	mg/L	—	—	—	0.4	—	0.8 以下	—	0.8 以下	
ほう素	mg/L	—	—	—	1.4	—	1 以下	—	1 以下	

注 1) BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 6-30 と同様

表 6-38(2) 河川水質測定結果 (平成 21 年度)

測定項目	単位	目黒川(D類型)					古川(D類型)			
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.3	7.7	7.2	7.2	7.1	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	9.2	9.9	5.0	6.5	5.7	2 以上	9.7	2 以上
	BOD	mg/L	1.2	1.3	2.6	1.9	1.5	8 以下	1.3	8 以下
	COD	mg/L	5.6	5.9	5.3	6.7	7.7	—	—	—
	SS	mg/L	<1	1.0	4.0	5.1	8	100 以下	0.5	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	8,000	16,000	40,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	11.0	10.6	7.29	11.5	8.98	—	—	—
	全りん	mg/L	1.38	1.28	0.89	1.2	0.73	—	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	不検出	検出されない こと	—	検出されない こと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	9.3	—	10 以下	—	10 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	0.1	—	0.8 以下	—	0.8 以下	
ほう素	mg/L	—	—	—	0.3	—	1 以下	—	1 以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	0.05 以下	—	0.05 以下	

注 1) BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 6-30 と同様

表 6-38(3) 河川水質測定結果 (平成 22 年度)

測定項目	単位	目黒川(D類型)					古川(D類型)			
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.1	7.4	7.3	7.3	7.2	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	8.0	8.2	7.5	7.2	3.8	2 以上	8.6	2 以上
	BOD	mg/L	2.0	1.9	7.8	2.1	1.0	8 以下	1.4	8 以下
	COD	mg/L	8.0	7.1	10.4	7.4	7.6	—	—	—
	SS	mg/L	1.25	3.25	29.5	11.7	2	100 以下	0.6	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	3,258	14,037	25,975	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	9.7	9.81	8.33	9.9	9.94	—	—	—
	全りん	mg/L	1.26	1.04	0.94	1.0	1.156	—	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	<0.1	検出されない こと	—	検出されない こと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.01	<0.01	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	PCB	mg/L	—	—	—	不検出	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	7.3	—	10 以下	—	10 以下
	ふっ素	mg/L	—	—	—	0.1	—	0.8 以下	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	0.4	—	1 以下	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	0.05 以下	—	0.05 以下	

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 6-30 と同様

表 6-38(4) 河川水質測定結果 (平成 23 年度)

測定項目	単位	目黒川(D類型)					古川(D類型)			
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	6.9	7.1	7.0	7.4	7.5	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	8.7	11.4	5.5	6.0	4.0	2 以上	7.4	2 以上
	BOD	mg/L	2.7	3.0	3.6	3.9	4.8	8 以下	1.5	8 以下
	COD	mg/L	8	9	8	8.4	8.9	—	—	—
	SS	mg/L	<1	2	9	13.9	12	100 以下	1.6	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	17,000	14,000	21,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	9.6	7.9	6.5	10.1	9.01	—	—	—
	全りん	mg/L	1.3	1.2	1.1	1.1	0.922	—	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	不検出	検出されない こと	—	検出されない こと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	7.6	—	10 以下	—	10 以下
	ふっ素	mg/L	—	—	—	0.3	—	0.8 以下	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	0.9	—	1 以下	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	<0.005	—	0.05 以下	—	0.05 以下	

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 6-30 と同様

表 6-38(5) 河川水質測定結果 (平成 24 年度)

測定項目	単位	目黒川(D類型)						古川(D類型)		
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.3	7.5	7.2	7.2	7.3	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	7.8	8.5	7.5	5.3	5.7	2 以上	9.6	2 以上
	BOD	mg/L	2.1	5.1	5.1	2.2	1.6	8 以下	2.0	8 以下
	COD	mg/L	9	9	10	8	8.3	—	—	—
	SS	mg/L	2	4	15	5.4	5	100 以下	2	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	6,500	11,000	19,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	8.2	8.9	8.4	9.1	7.92	—	—	—
	全りん	mg/L	1.6	1.6	1.4	1.2	1.09	—	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	<0.1	検出されない こと	—	検出されない こと
	鉛	mg/L	0.003	0.003	0.004	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	PCB	mg/L	—	—	—	<0.0005	—	検出されない こと	—	検出されない こと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	6.8	—	10 以下	—	10 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	0.13	—	0.8 以下	—	0.8 以下	
ほう素	mg/L	—	—	—	0.3	—	1 以下	—	1 以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	<0.005	—	0.05 以下	—	0.05 以下	

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 6-30 と同様



図 6-31 河川水質測定地点

凡例



: 計画地



: 水質測定地点

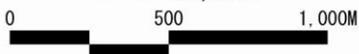
----- : 区界

————— : 河川

- - - - - : 河川 (暗渠)



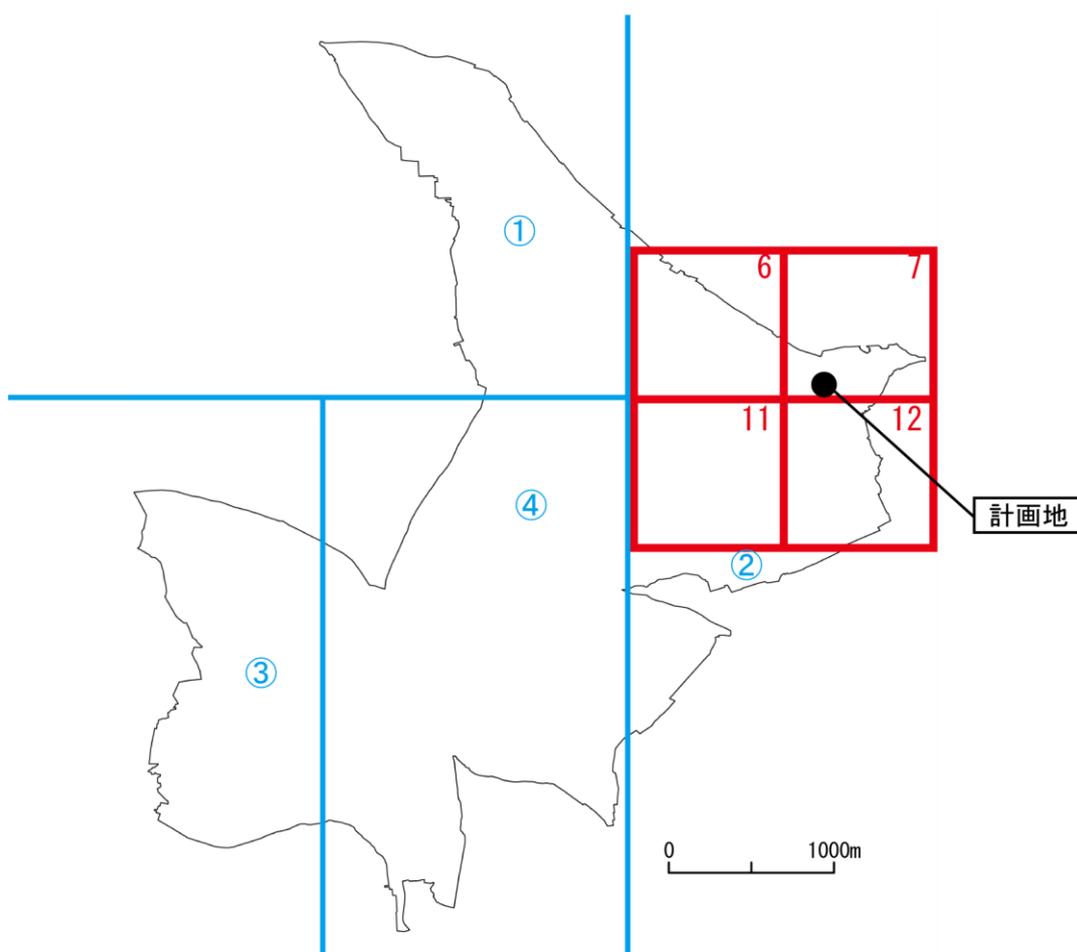
S=1:25,000



## (2) 地下水の状況

目黒区内における測定結果を表6-39(1)及び(2)に、その測定ブロックを図6-32に示す。

測定ブロック①（上目黒4）において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しているが、その他の地点、項目は環境基準を下回っている。



注) 青枠・青字：東京都測定ブロック、赤枠・赤字：目黒区測定ブロック  
資料) 「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)  
「環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

図 6-32 地下水質測定地点

表 6-39(1) 地下水質測定結果

単位：mg/L (ダイオキシン類を除く)  
pg-TEQ/L (ダイオキシン類)

測定ブロック	①	②	③	④	環境基準 <sup>注1)</sup>	
測定地点 (全て目黒区)	上目黒4	中目黒3	八雲2	碑文谷4		
測定年度	H22	H23	H24	H25		
環境基準項目	カドミウム	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	< 0.01	< 0.01	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	鉛	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下
	砒素	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと
	P C B	—	< 0.0005	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	—	< 0.0002	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	< 0.0002	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.04 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	< 0.0002	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	< 0.0002	—	—	0.002 以下
	チウラム	—	< 0.0006	—	—	0.006 以下
	シマジン	—	< 0.0003	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	—	< 0.0003	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
	セレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	<u>14</u>	1.1	10	4.0	10 以下
	硝酸性窒素	14	1.12	10	4.0	—
	亜硝酸性窒素	< 0.002	0.006	< 0.002	< 0.002	—
	ふっ素	0.02	0.03	0.02	< 0.02	0.8 以下
	ほう素	0.02	0.01	0.02	< 0.01	1 以下
	1,4-ジオキサン	—	< 0.005	—	—	0.05 以下
ダイオキシン類	—	0.11	—	—	1 以下	

注 1) 測定結果の下線は環境基準超過を示す。

資料) 「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

表 6-39(2) 地下水質測定結果

単位：mg/L

測定ブロック		6	7	11	12	環境基準 <sup>注1)</sup>
測定地点 (全て目黒区)		中目黒3	三田2	中町1	目黒1	
測定年度		H22	H21	H24	H22	
環境基準項目	カドミウム	< 0.003	—	< 0.001	< 0.003	0.003 以下
	鉛	< 0.002	—	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	六価クロム	< 0.05	< 0.01	< 0.05	< 0.05	0.05 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.1	< 0.001	< 0.1	< 0.1	1 以下
	トリクロロエチレン	< 0.003	< 0.001	< 0.003	< 0.003	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下

注1) 測定結果の下線は環境基準超過を示す。

資料) 「環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

## 6.2.5 土壌汚染

### (1) 計画地周辺における要措置区域等

計画地周辺における土壌汚染対策法に係る要措置区域等を表6-40に、その要措置区域等の位置を図6-33にそれぞれ示す。

表 6-40 土壌汚染対策法に係る要措置区域等(平成 26 年 1 月 10 日時点)

指定の種類	番号	指定年月日	指定番号	区域が存在する場所	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
形質変更時 要届出区域	1	H25. 4. 11	指-378号	目黒区下目黒二丁目地内	321.4 m <sup>2</sup>	六価クロム、シアン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素、鉛
	2	H24. 8. 13	指-319号	目黒区中目黒二丁目地内	1,260 m <sup>2</sup>	鉛、砒素、ふっ素
	3	H22. 11. 24	指-127号	目黒区下目黒二丁目地内	519.7 m <sup>2</sup>	鉛、シアン、ふっ素、ほう素、六価クロム、シス-1, 2-ジクロロエチレン
	4	H17. 2. 25	指-17号	目黒区東山二丁目地内	333 m <sup>2</sup>	シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、シアン、六価クロム、ほう素
	5	H25. 11. 28	指-445号	渋谷区東二丁目地内	103.5 m <sup>2</sup>	鉛
	6	H18. 4. 7	指-29号	港区白金台四丁目地内	871.3 m <sup>2</sup>	鉛、水銀
	7	H25. 5. 15	指-380号	品川区西五反田四丁目地内	125.41 m <sup>2</sup>	カドミウム、シアン、ほう素
	8	H25. 5. 21	指-384号	品川区西五反田六丁目地内	1,856.5 m <sup>2</sup>	鉛、ふっ素
	9	H25. 6. 24	指-40号	品川区西五反田五丁目地内	264.94 m <sup>2</sup>	カドミウム、六価クロム、シアン、トリクロロエチレン、ふっ素、ほう素、鉛

注) 表中の番号は、図6-33中の番号に対応する。

資料) 「要措置区域等の指定状況」(東京都環境局ホームページ)

### (2) 計画地内の汚染土壌封じ込め槽

計画地内の緩衝緑地北東部地下 2.5m には、既存の目黒清掃工場建設時(昭和 61 年~平成 3 年)に発生した汚染土壌の封じ込め槽が存在する。昭和 61 年当時の「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準(東京都財務局)」に定められた「要処理基準」を超える水銀等で汚染されていた土壌は計 13,610m<sup>3</sup>であり、内寸法 75m×25m×8m(深さ)の鉄筋コンクリート槽(一軸圧縮強度 250kg/cm<sup>2</sup>以上、壁厚等 600mm、内部に隔壁及び 3mm の遮水シート)の中に、薬剤による安定化处理等を行った上で封じ込められている。

なお、昭和 61 年の建設当時は土壌汚染対策法(平成 15 年 2 月施行)の施行前であり、要措置区域等の指定はない。

今後とも、封じ込め槽近辺の地下水のモニタリングを継続する。

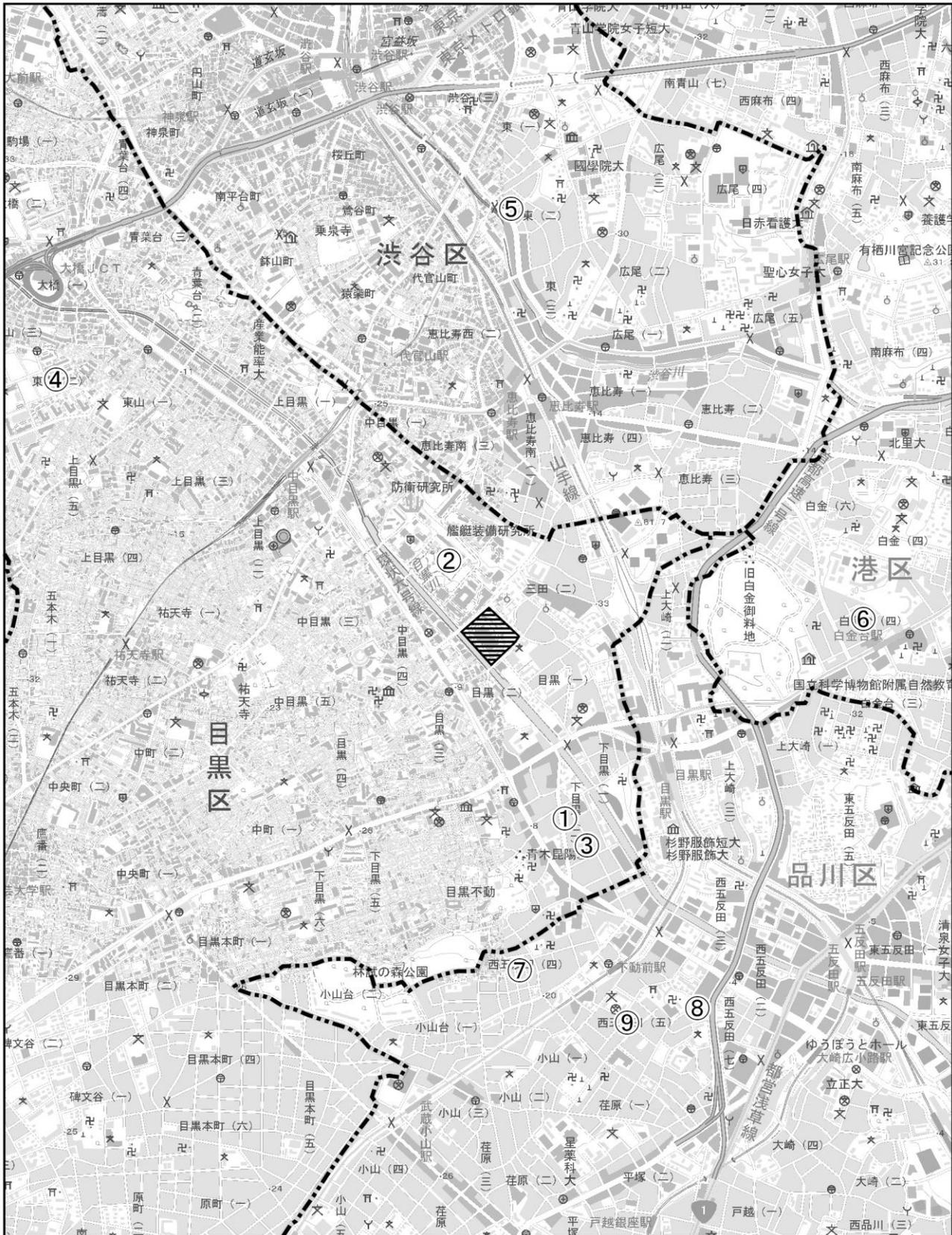
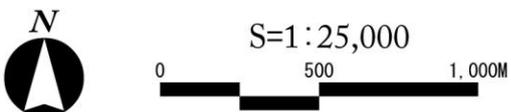


図 6-33 計画地周辺の土壌汚染対策に係る要措置区域等の位置

凡例

-  : 計画地
-  : 区界
- ①～⑨ : 土壌汚染対策に係る要措置区域等

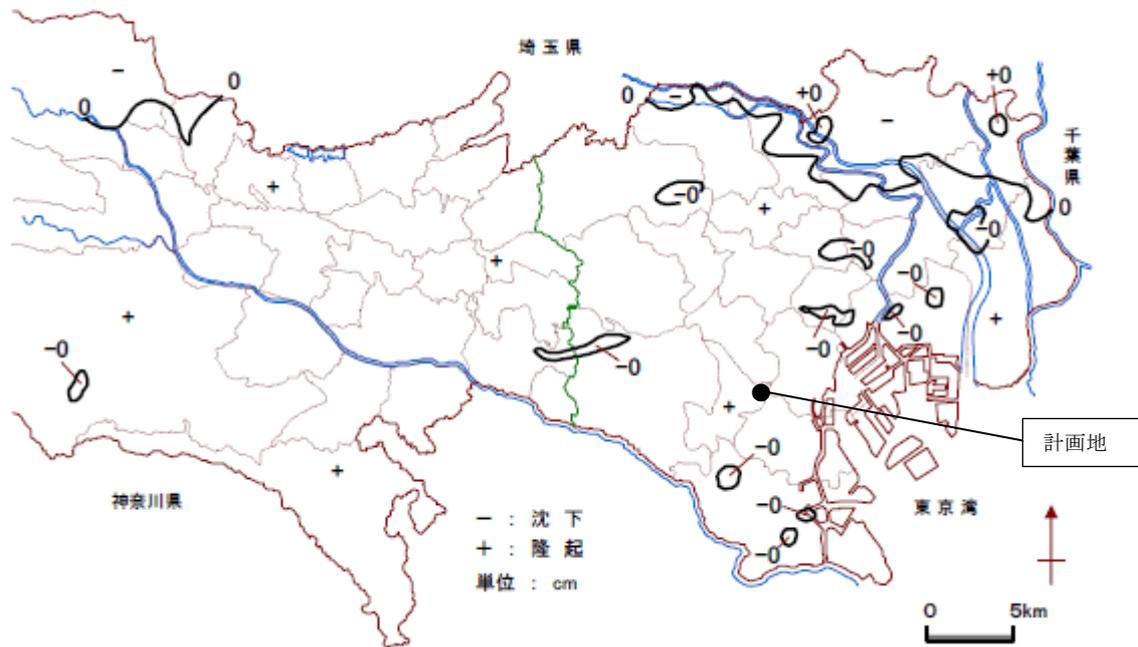


## 6.2.6 地盤

東京都における平成24年の地盤変動量を図6-34に示す。区部における地盤変動量は、沈下及び隆起ともに1 cm以上変動した地域はない。

「平成24年地盤沈下調査報告書」（平成25年7月、東京都土木技術支援・人材育成センター）によると、計画地の位置する東京都区部の台地における地下水位は昭和46年頃まで低下していたが、その後上昇に転じ、近年はほぼ横ばいとなっている。

また、同報告書によると、計画地が位置する東京都の台地では昭和33年から昭和47年にかけて急激に地盤沈下量が増加したが、昭和47年以降はほとんど沈下していない。



出典： 「平成24年地盤沈下調査報告書」（平成25年7月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

図 6-34 地盤変動量図（平成24年）

### 6.2.7 地形・地質

計画地周辺の地形図を図6-35に示す。計画地及びその周辺は目黒川の谷底低地となっている。  
また、計画地が位置する目黒区の地質断面図を図6-36に示す。計画地における地質柱状図位置図を図6-37に、その地質柱状図を図6-38にそれぞれ示す。

計画地周辺の地質は、上層に表土があり、下層は砂礫、シルト等となっている。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集—危機にある地形」（2000年12月 古今書院）、「日本の地形レッドデータブック第2集—保存すべき地形」（2002年3月 古今書院）によれば、計画地周辺には重要な地形はない。また、目黒区に登録されている天然記念物に該当するような地形・地質・湧水等もない。

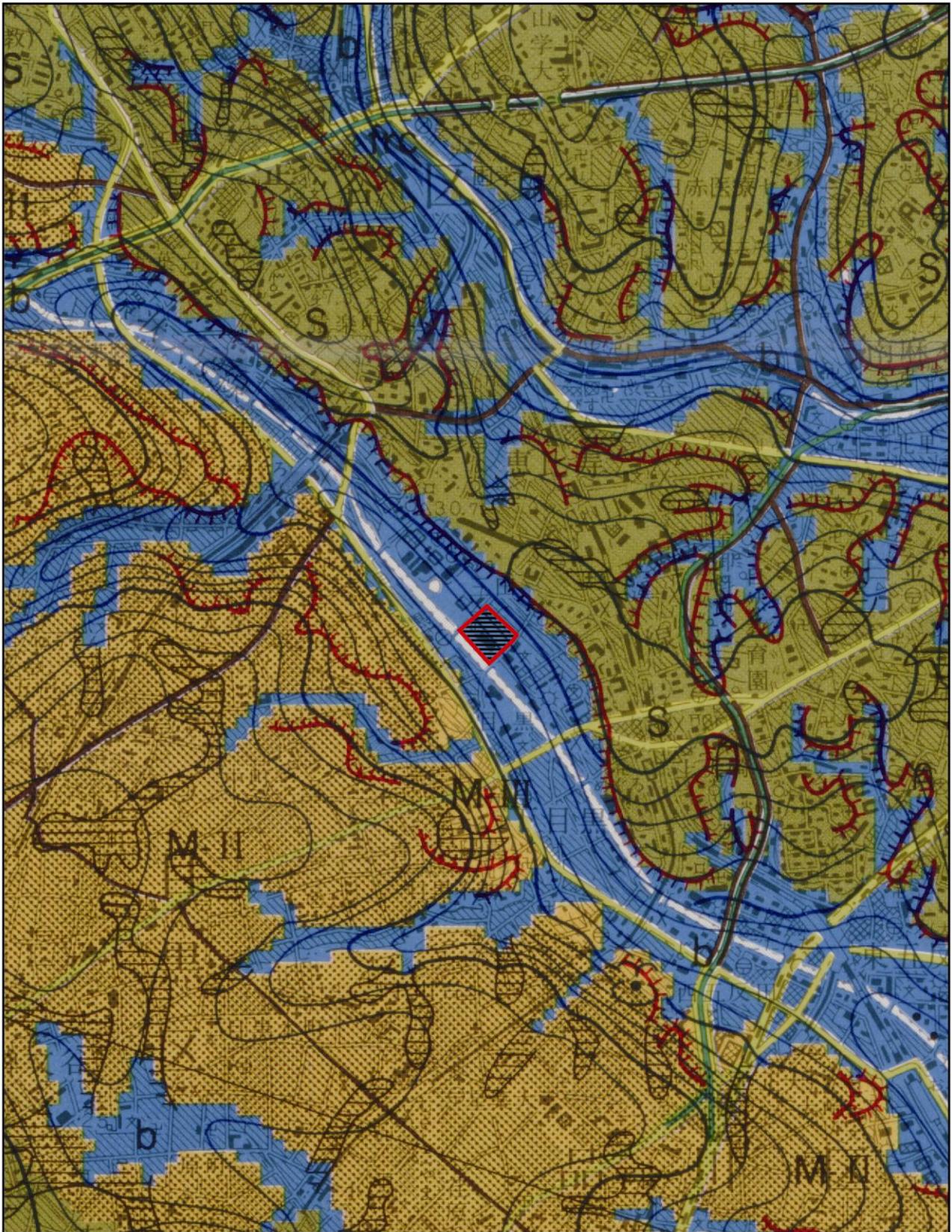


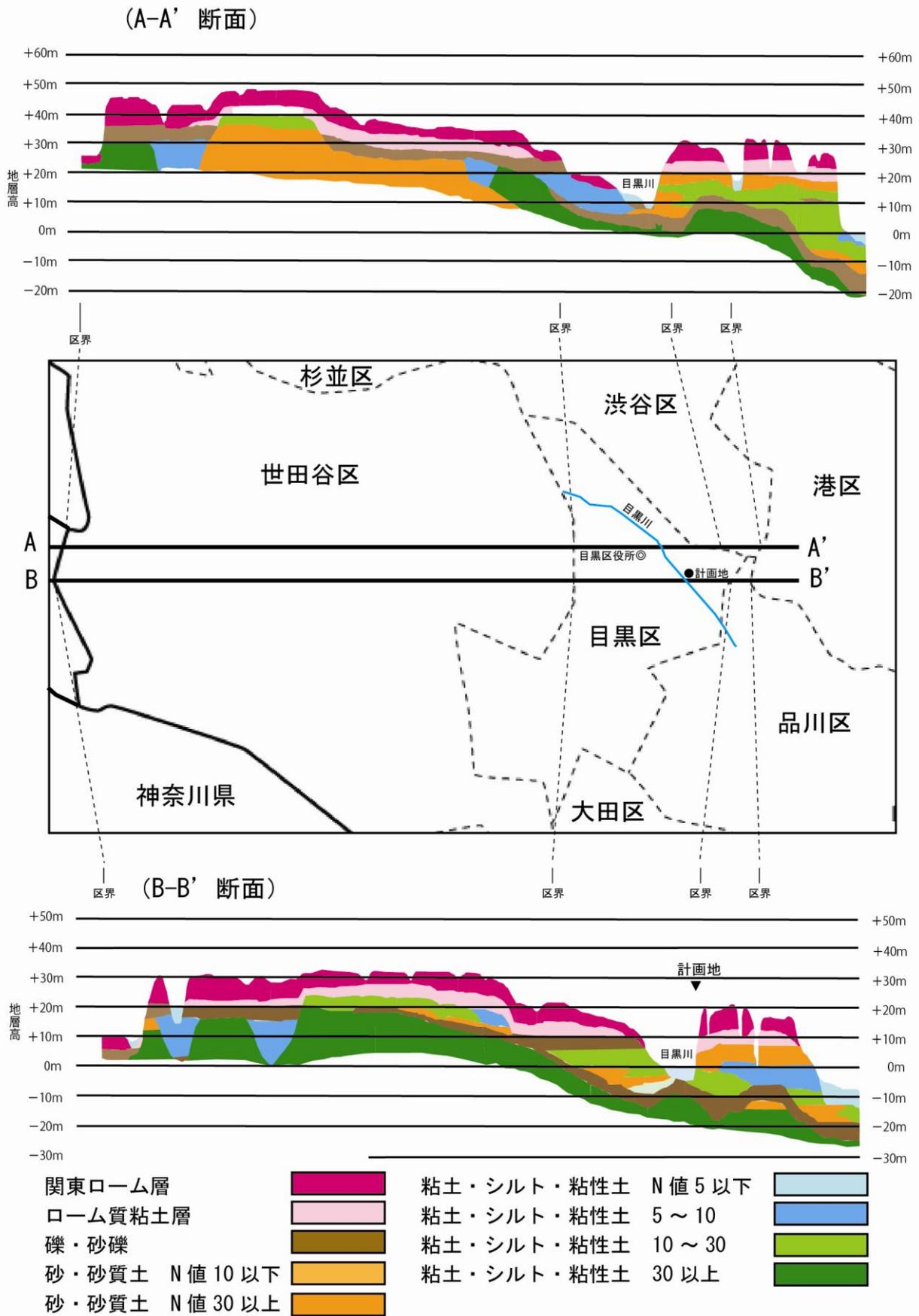
図 6-35 地形図

凡 例

- |  |                      |  |           |
|--|----------------------|--|-----------|
|  | : 計画地                |  | : 旧河道     |
|  | : 下末吉段丘面             |  | : 段丘上の浅い谷 |
|  | : 武蔵野段丘面 II (M II)   |  | : 段丘崖     |
|  | : 武蔵野段丘面 III (M III) |  | : 地下水湧水地点 |
|  | : 後背湿地・谷底低地          |  |           |



S=1:25,000  
0 500 1,000M



出典) 「地質断面図」(東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ)

図 6-36 計画地周辺の地質断面図

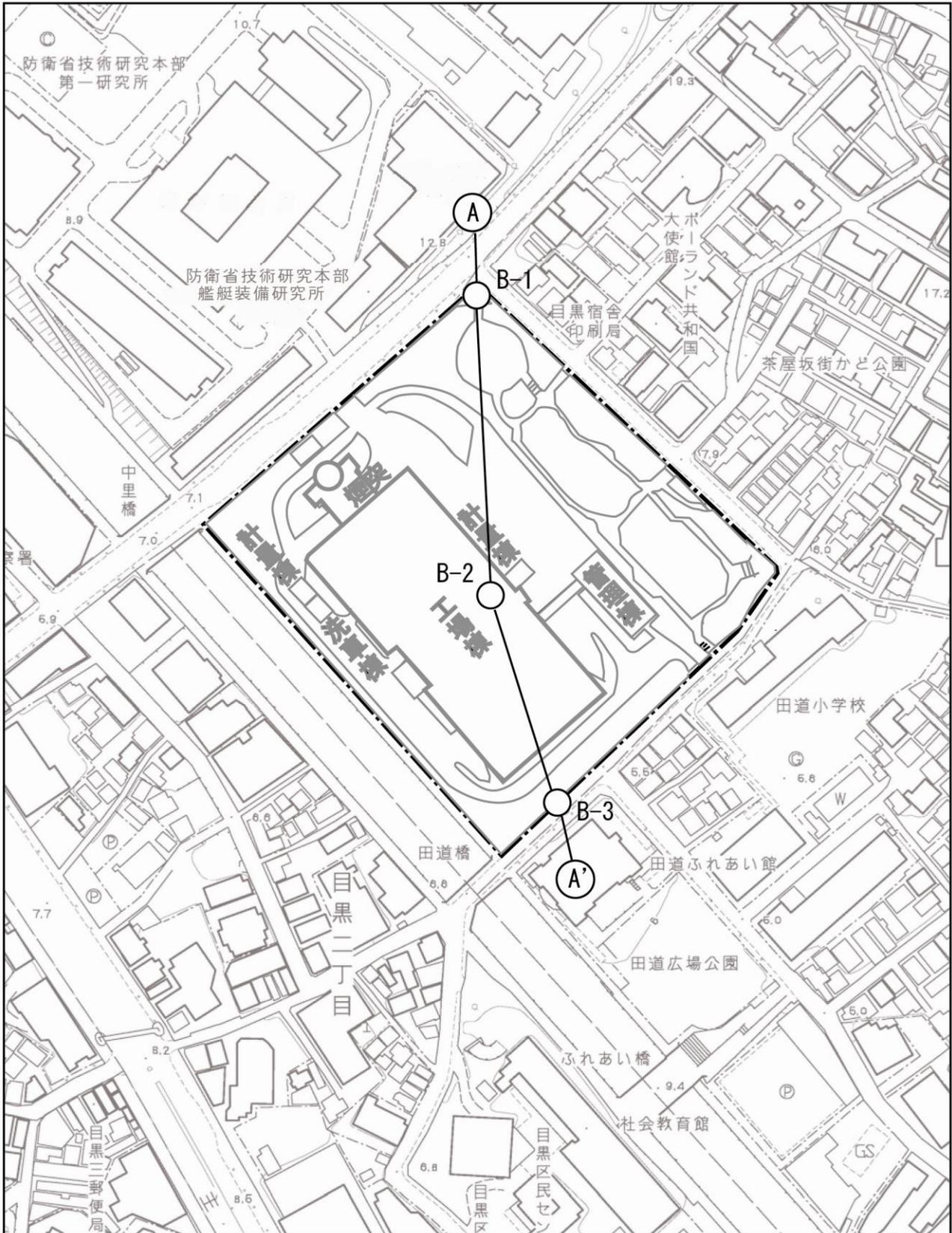


図6-37 計画地の地質柱状位置図

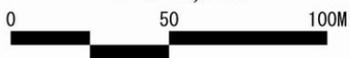
凡例

——— : 計画地

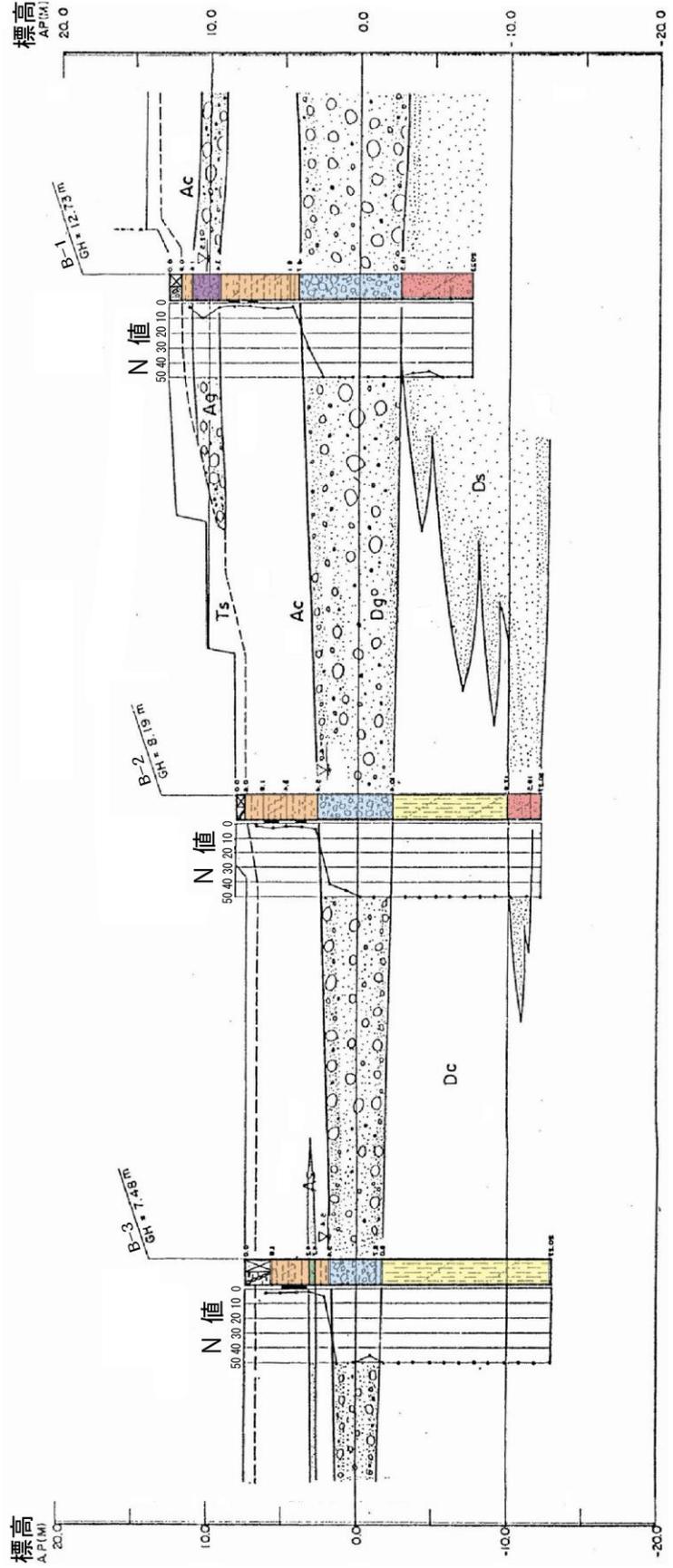
注) 計画地内の施設配置は、既存施設を表す。



S=1:2,500



地質時代	地層名	土層名	記号	記	事	柱状図記号
第四記		表土	Ts	敷地造成等により人為的に入れられた土		
	沖積層	砂礫層	Ag	粘性土をまじえ、締りがゆるい		
		粘性土層	Ac	砂層を不規則にはさま		
		砂質土層	As	締りがゆるい細砂		
	東京礫層	砂礫層	Dg	礫径2~50mmで、間を埋める砂の締りは密		
	下部東京層	粘性土層	Dc	所々にうすい砂層をはさまむ固結シルト		
		砂質土層	Ds	シルトをまじえる非常に密な細砂		



出典) 「東京都目黒清掃工場環境影響評価書」(昭和60年、東京都)

図 6-38 計画地の地質柱状図

## 6.2.8 水循環

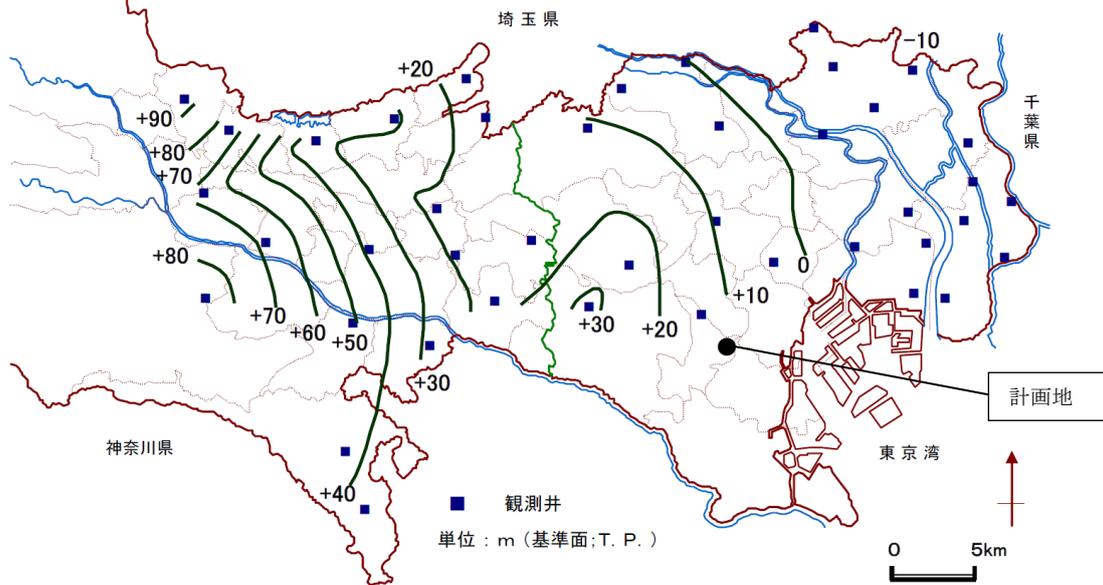
計画地周辺を流れる河川には、目黒区内では目黒川、蛇崩川、立会川、渋谷区及び港区では渋谷川、古川、いもり川、筈川があり、この内、目黒川、渋谷川、古川には、落合水再生センターで高度処理した再生水が送水されている。再生水の放流により水量が増え、うるおいのある水環境となっている。

「東京都の地盤沈下と地下水の再検証について」（平成23年5月、東京都環境局）によると、計画地一帯の地下水は、概ね東京湾に向かって流れている。

区部及び多摩地域東部における被圧地下水の状況を図6-39に示す。

なお、既存の目黒清掃工場が建設されたときに実施された環境影響評価書（昭和60年10月）の調査結果によれば、計画地一帯の平均地下水位はT.P. +4mとなっている。

また、計画地周辺における湧水分布図を図6-40に示す。湧水は目黒川の近くに分布している。目黒川沿いには、「目黒南緑地公園」、「松風園」、「羅漢寺川跡」、「氷川神社」、「池田山公園」、「東山貝塚公園」及び東京の名湧水57選（東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成15年に選定した湧水）に選定されている「目黒不動」が存在する。



資料) 「平成 24 年地盤沈下調査報告書」(平成 25 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)

図 6-39 被圧地下水水位等高線図 (平成 24 年末)



●: 湧水、●: 東京の名湧水

※Me-3 (東山貝塚公園)、Me-8(目黒南緑地公園)、Me-9 (松風園)、Me-10 (目黒不動)、  
Me-13 (池田山公園)、Me-14 (氷川神社)、Me-202 (羅漢寺川跡)、Yo-1 (御田八幡神社)、Yo-3 (成覚寺)、  
Yo-5 (大松寺)、Yo-6 (大信寺)、Yo-8 (伊皿子坂ハウス)、Yo-9 (泉岳寺)、Yo-11 (願生寺)、  
Yo-12 (SHINAGAWA GOOS(旧ホテルパシフィック東京))、Yo-24 (自然教育園)、Yo-201 (東禅寺)

注) 図の Me は目黒台、Yo は淀橋台を示す。

出典)「東京の湧水マップ 平成 20 年度調査」(平成 21 年 3 月、東京都環境局)

図 6-40 湧水分布図

## 6.2.9 生物・生態系

1940年代からの過去の文献等を調査し、整理してリストアップしたものである「目黒区いきもの住民台帳―身近に暮らすみどりのなかまたち―【暫定版リスト】」（平成21年7月、目黒区）の動植物調査において、目黒区で生息・生育が確認された種数及び注目すべき種の種数を表6-41に、注目すべき種の生息・生育状況を表6-42(1)～(5)に示す。同調査で確認された2,956種は、65種が環境省レッドリスト、208種が「東京都の保護上重要な野生生物種」の掲載種であり、どちらかに該当する種は233種である。

計画地周辺における現存植生図を図6-41に示す。

計画地は「自然環境保全基礎調査植生図」（環境省生物多様性センター）において市街地及び残存・植栽樹群をもった公園、墓地等となっている。また、計画地周辺は、主に市街地が占め、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等が散在している。

表 6-41 確認種数及び注目すべき種の種数（目黒区）

項目	確認種数	注目すべき種の種数		
		環境省	都（区部）	
哺乳類	8	1	0	1
鳥類	170	52	17	52
爬虫類	12	4	0	4
両生類	8	4	1	4
淡水魚類	31	7	4	6
昆虫類	990	56	5	55
クモ類	118	2	0	2
植物	1,619	107	38	84
合計	2,956	233	65	208

注) 注目すべき種の選定基準

環境省：「第4次レッドリストの公表について」（平成24年8月、環境省）

「第4次レッドリストの公表について（汽水・淡水魚類）」（平成25年2月、環境省）

都（区部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」（平成25年5月一部修正、東京都環境局）

資料) 「目黒区いきもの住民台帳―身近に暮らすみどりのなかまたち―【暫定版リスト】」（平成21年7月、目黒区）

表 6-42(1) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
哺乳類	アズマモグラ		*
鳥類	カイツブリ		NT
	ダイサギ		VU
	チュウサギ	NT	VU
	ササゴイ		CR
	コサギ		VU
	ミゾゴイ	EN	*
	ヨシゴイ	NT	CR
	オシドリ	DD	EN
	オオタカ	NT	CR
	ツミ		CR
	ハイタカ	NT	EN
	サシバ	VU	*
	ノスリ		EN
	チュウヒ	EN	EN
	トビ		NT
	コチョウゲンボウ		DD
	ハヤブサ	VU	EN
	チゴハヤブサ		DD
	チョウゲンボウ		EN
	ウズラ	NT	CR
	キジ		EN
	オオバン		VU
	クイナ		DD
	コチドリ		VU
	タシギ		VU
	オオジシギ	NT	VU
	ヤマシギ		VU
	アカエリヒレアシシギ		NT
	コアジサシ	VU	EN
	アオバズク		CR
	フクロウ		CR
	ヨタカ	VU	*
	ヒメアマツバメ		VU
	カワセミ		VU
	アオゲラ		EN
	ヒバリ		VU
	セグロセキレイ		VU
	サンショウクイ	VU	*
	モズ		VU
	アカモズ	EN	CR
	チゴモズ	CR	EX
	コヨシキリ		EN
	オオヨシキリ		VU
イソヒヨドリ		DD	
コサメビタキ		EX	
サンコウチョウ		EX	
トラツグミ		VU	
ヤマガラ		VU	
ノジコ	NT	*	
イカル		NT	
ウソ		NT	
ベニマシコ		VU	

表 6-42(2) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
爬虫類	クサガメ		DD
	アオダイショウ		NT
	シマヘビ		CR
	ヤマカガシ		CR
両生類	アカハライモリ	NT	CR
	ニホンアカガエル		EN
	ツチガエル		CR
	シュレーゲルアオガエル		CR
淡水魚類	ウナギ	EN	VU
	キンブナ	VU	CR+EN
	ドジョウ	DD	
	ナマズ		*
	メダカ	VU	CR+EN
	ビリンゴ		NT
	ヌマチチブ		*
昆虫類	キイトトンボ		EN
	モートンイトトンボ	NT	EX
	モノサシトンボ		DD
	ホソミオツネトンボ		NT
	オツネトンボ		EN
	ハグロトンボ		VU
	カトリヤンマ		CR
	オニヤンマ		NT
	シオヤトンボ		VU
	チョウトンボ		NT
	マイコアカネ		NT
	リスアカネ		NT
	ヤチスズ		DD
	クツワムシ		CR
	ショウリョウバッタモドキ		VU
	ヒグラシ		NT
	ミズカマキリ		NT
	シロヘリツチカメムシ	NT	
	コハンミョウ		NT
	ヒメマイマイカブリ		NT
	オオイクビツヤゴモクムシ		NT
	スジクワガタ		VU
	ノコギリクワガタ		NT
	シラホシハナムグリ		EX
	クロカナブン		EN
	ヘイケボタル		EN
	ヒゲナガモモトカミキリ		EN
	サビカミキリ		EN
	シロスジカミキリ		EN
	アカアシオオアカミキリ		CR
	タケトラカミキリ		NT
	アカハナカミキリ		CR
	マルクビケマダラカミキリ		VU
	ミヤマカミキリ		VU
	ウスバカミキリ		NT
	ベニバハナカミキリ		NT
	ノコギリカミキリ		NT
	クロカミキリ		VU
	ブドウトラカミキリ		VU

表 6-42(3) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
昆虫類	クロベッコウハナアブ		*
	ミヤマセセリ		EX
	オナガアゲハ		CR+EN
	ツマグロキチョウ	EN	EX
	コムラサキ		*
	イチモンジチョウ		DD
	コジャノメ		DD
	ミスジチョウ		EX
	ヒオドシチョウ		DD
	オオムラサキ	NT	EX
	ミズイロオナガシジミ		*
	アカシジミ		DD
	ゴイシシジミ		DD
	オオミズアオ		VU
	クスサン		CR+EN
	ウスタビガ		CR+EN
	クロマルハナバチ	NT	EX
クモ類	コガネグモ		VU
	コアシダカグモ		VU
植 物	ホラシノブ		DD
	オウレンシダ		DD
	ホソバカナワラビ		*
	チャボイノデ		*
	ハリガネワラビ		CR
	ミヤマビャクシン		*
	トガサワラ	VU	
	シデコブシ	NT	
	シロモジ		*
	タマノカンアオイ		DD
	コウホネ		VU
	ヒツジグサ		CR
	フクジュソウ		*
	ニリンソウ		NT
	アズマイチゲ		EX
	ヤマオダマキ		*
	サラシナショウマ		*
	オキナグサ	VU	EX
	キケマン		EX
	トサミズキ	NT	
	ハナガガシ	VU	
	ハンノキ		VU
	ツノハシバミ		VU
	ヤナギイノコズチ		VU
	サクラタデ		VU
	トモエソウ		EX
	シナノキ		*
	ヒゴスミレ		*
	ネコヤナギ		VU
	コイヌガラシ	NT	
	アズマシャクナゲ		*
	レンゲツツジ		*
	ヒカゲツツジ		*
	ゲンカイツツジ	NT	
アズマツメクサ	NT	EX	

表 6-42(4) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
植 物	チダケサシ		EN
	ザイフリボク		*
	カワラサイコ		*
	エドヒガン		*
	リンボク		*
	シロヤマブキ	EN	
	サンショウバラ	VU	
	イワシモツケ		*
	カナウツギ		*
	クサネム		VU
	カワラケツメイ		EX
	マキエハギ		EX
	タンキリマメ		VU
	シマサルスベリ	NT	
	モクレイシ		*
	アマミヒイラギモチ	CR	
	ノウルシ	NT	EX
	ニシキソウ		NT
	ヨコグラノキ		*
	ハナノキ	VU	
	チャンチンモドキ	EN	
	ツリフネソウ		NT
	チョウジソウ	NT	EW
	ミツガシワ		CR
	アサザ	NT	VU
	ヤマルリソウ		*
	ミズトラノオ	VU	EX
	キバナアキギリ		NT
	ミゾコウジュ	NT	NT
	ミズハコベ		EX
	ヒトツバタゴ	VU	
	アブノメ		EN
	カワヂシャ	NT	
	フタバムグラ		EX
	ハクチョウゲ	EN	
	ハナヒョウタンボク	VU	
	オニヒョウタンボク	VU	
	オミナエシ		EX
	ツルカノコソウ		EX
	カワラノギク	VU	EX
	シオン	VU	
	タウコギ		CR
	フジバカマ	NT	DD
	オカオグルマ		EX
	オナモミ	VU	EX
	ヘラオモダカ		NT
	トチカガミ	NT	EX
	ヒルムシロ		VU
	ショウブ		VU
	ホンモンジスゲ		VU
シオクグ		VU	
アシカキ		NT	
ササクサ		NT	
アイアシ		VU	

表 6-42(5) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
植 物	マコモ		NT
	ミクリ	NT	NT
	カタクリ		VU
	カノコユリ	VU	
	キツネノカミソリ		VU
	ワニグチソウ		VU
	アマドコロ		VU
	ヤマジノホトトギス		VU
	ジョウロウホトトギス	VU	
	ヒオウギ		EX
	ヒメシャガ	NT	*
	カキツバタ	NT	EN
	アヤメ		EX
	シラン	NT	
	エビネ	NT	VU
	ギンラン		VU
	マヤラン	VU	
	ツバヒラタケ	DD	

注 1) 注目すべき種の選定基準

環境省：「第 4 次レッドリストの公表について」（平成 24 年 8 月、環境省）

「第 4 次レッドリストの公表について（汽水・淡水魚類）」（平成 25 年 2 月、環境省）

[EX]絶滅、[CR]絶滅危惧 I A 類、[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、

[NT]準絶滅危惧、[DD]情報不足

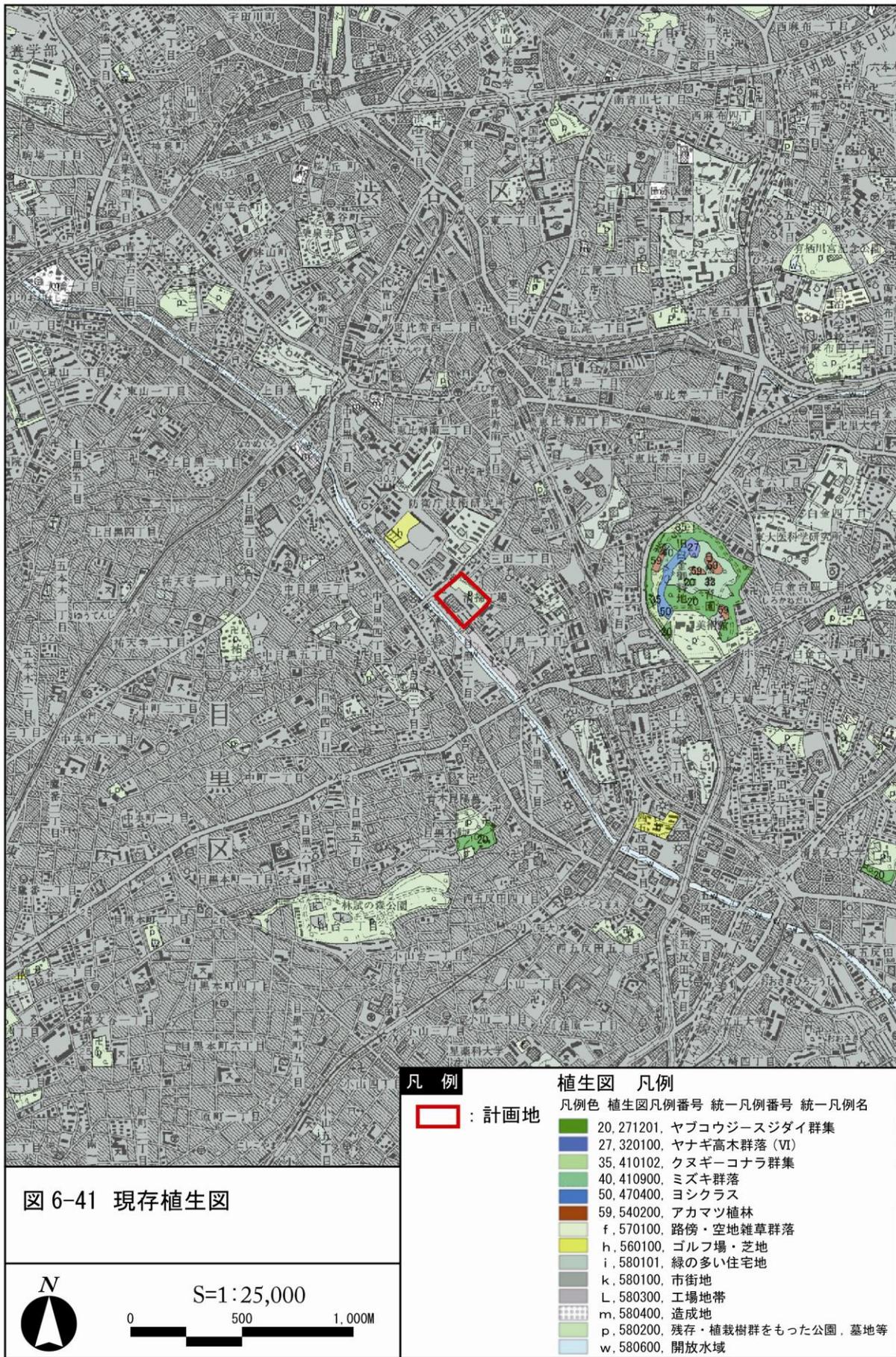
都（区部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010 年版」

（平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局）

[EX]絶滅、[EW]野生絶滅、[CR+EN]絶滅危惧 I 類、[CR]絶滅危惧 I A 類、[EN]絶滅危惧 I B 類

[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧、[DD]情報不足、[\*]留意種

注 2) 植物の注目すべき種は、植栽を除く自生と考えられる種である。ただし、一部、過去の文献調査で確認された種も掲載した。



出典：「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図（東京西南部）」（環境省生物多様性センター）

## 6.2.10 日影

計画地及びその周辺は目黒川沿いの低地に位置し、計画地北端を境にして急な登り斜面になっており、日影に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、商業施設やマンション等の中高層建築物が存在する。

「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による目黒区の規制状況は、表6-43並びに図6-8(1)及び(2) (p. 48、49参照) のとおりである。

表 6-43 日影規制の状況 (目黒区)

用途地域等			日影規制				
地域	容積率 (%)	高度地区	規制を受ける建築物	規制値	規制時間		測定面
					5mを超え10m以下	10mを超える範囲	
第一種低層住居専用地域	100, 150	第一種、第二種	軒高が7mを超える又は地上3階建て以上の建築物	(二)	4.0時間	2.5時間	1.5m
	200	第一種、第二種		(三)	5.0時間	3.0時間	
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	150, 200	第一種、第二種	高さが10mを超える建築物	(一)	3.0時間	2.0時間	4.0m
	200	第一種、第二種		(一)	3.0時間	2.0時間	
		第三種		(二)	4.0時間	2.5時間	
	300	第二種		(一)	3.0時間	2.0時間	
第三種		(二)		4.0時間	2.5時間		
第一種住居地域、第二種住居地域	200	第一種、第二種、第三種、無指定		(一)	4.0時間	2.5時間	
		第二種		(一)	4.0時間	2.5時間	
	300	第三種、無指定		(二)	5.0時間	3.0時間	
		第三種の一部区域※1		(一)	4.0時間	2.5時間	
近隣商業地域	200	第二種、第三種		(一)	4.0時間	2.5時間	
	300	第二種		(一)	4.0時間	2.5時間	
		第三種		(二)	5.0時間	3.0時間	
準工業地域 (特別工業地区を含む)	200	第一種、第二種、第三種	(一)	4.0時間	2.5時間		
		無指定	(二)	5.0時間	3.0時間		
	300	第二種	(一)	4.0時間	2.5時間		
		第二種の一部区域※2	(二)	5.0時間	3.0時間		
		第三種	(二)	5.0時間	3.0時間		
商業地域	400, 500 600, 700	規制対象外					

備考) 高度地区の欄中「第一種」、「第二種」、「第三種」は、それぞれ以下の地区を示す。

第一種：第一種高度地区、17m第一種高度地区

第二種：第二種高度地区、17m第二種高度地区、20m第二種高度地区、30m第二種高度地区

第三種：第三種高度地区、17m第三種高度地区、20m第三種高度地区、30m第三種高度地区、40m第三種高度地区

注) 計画地は下線で示す準工業地域であり、網掛けは計画地に該当する規制等である。

※1：三田一丁目、三田二丁目及び目黒一丁目の各地内の区域

※2：目黒一丁目の地内の区域

### 6.2.11 電波障害

計画地及びその周辺は目黒川沿いの低地に位置し、テレビ電波を遮蔽する位置に台地が広がっているが、標高差は約25m程度であり、電波障害を発生させるような地形は存在しない。

計画地周辺の主な地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から北東に約12km離れた東京スカイツリー（東京都墨田区押上一丁目地内：16、21～27ch）、北東に約4km離れた東京タワー（28ch）である。

### 6.2.12 風環境

計画地及びその周辺は目黒川沿いの低地に位置し、計画地北端を境にして急な登り斜面になっているが、風環境に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、研究施設やマンション等の中高層建築物が存在するが、高さ50m以上の風環境に影響を及ぼすような建築物はない。

### 6.2.13 景観

計画地の西側には、目黒川が流れており、それ以外には研究施設やマンション等の中高層建築物に囲まれている。

計画地周辺における景観の主要な眺望地点としては、表6-10(1)～(5)及び図6-10（p. 53～55参照）に示す公園、児童遊園等があげられる。

## 6.2.14 史跡・文化財

国、東京都及び目黒区により指定又は登録された文化財（建造物、絵画、彫刻、史跡、名勝、天然記念物）の計画地周辺における分布状況を表6-44及び図6-42に示す。計画地に最も近い文化財は田道庚申塔群であり、計画地の南側約130mに位置している。

また、計画地周辺における遺跡の分布状況を表6-45(1)～(2)及び図6-42に示す。計画地に最も近い遺跡は永隆寺東方であり、計画地の西側約300mに位置している。

計画地には、文化財及び遺跡が存在しない。

表 6-44 計画地周辺の文化財（目黒区）

図 No.	文化財	種別	所在地
①	目黒雅叙園百段階段	都指定 有形文化財（建造物）	下目黒 1-8-1
②	木造釈迦如来立像	国指定 重要文化財（彫刻）	下目黒 1-8-5
	大円寺石仏碑	都指定 有形文化財（歴史資料）	
	木造阿弥陀三尊像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	木造十一面観音立像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	行人坂敷石造道供養碑	目黒区指定 有形文化財（歴史資料）	
	目黒川架橋勢至菩薩石像	目黒区指定 有形文化財（歴史資料）	
③	木造釈迦三尊及び五百羅漢等像	都指定 有形文化財（彫刻）	下目黒 3-20-11
④	瀧泉寺前不動堂	都指定 有形文化財（建造物）	下目黒 3-20-26
	瀧泉寺勢至堂	目黒区指定 有形文化財（建造物）	
	銅造役の行者倚像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	銅造大日如来坐像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	木造弁才天及び十五童子像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
⑤	文化四年永代橋崩落横死者供養塔及び石碑	都指定 有形文化財（歴史資料）	下目黒 3-20-9
	梵鐘	都指定 有形文化財（工芸品）	
	海福寺四脚門	目黒区指定 有形文化財（建造物）	
	木造阿弥陀如来立像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
⑥	木造阿弥陀如来像	都指定 有形文化財（彫刻）	下目黒 3-4-4
⑦	青木昆陽墓	国指定 史跡	下目黒 3-5
⑧	三沢初子墓	都指定 文化財旧跡	中目黒 3-1-6
⑨	網差役川井家文書	目黒区指定 有形文化財（古文書）	中目黒 3-6-10
⑩	松崎慊堂墓	都指定 文化財旧跡	中目黒 4-12-19
	普寂徳門自筆仏典注釈書	目黒区指定 有形文化財（典籍）	
⑪	田道庚申塔群	目黒区指定 有形文化財（歴史資料）	目黒 2-13-7

資料)「指定文化財」(目黒区ホームページ)

表 6-45(1) 計画地周辺の遺跡（目黒区）

図 No.	遺跡名	所在地	時代	概要	状態
①	日向	青葉台一丁目	[縄](中)	台地縁辺 包蔵地	現存
②	正覚寺前	中目黒一丁目	[弥]	低地 包蔵地	現存
③	新富士	中目黒一・二丁目	[縄](早)(前)、 [弥](中)、[近]	台地縁辺 集落[弥]住居、 [近]柱穴 礎石 畝状遺構 溝状遺構 道路状遺構	現存
④	八幡神社裏	中目黒三丁目中目黒八幡神社裏	[縄](中)(後)	台地縁辺 包蔵地	現存
⑤	永隆寺東方	中目黒四丁目	[縄](中)	台地斜面 集落 [縄]住居	現存
⑥	中目黒	中目黒四・五丁目 永隆寺裏	[旧][縄](早)(前)(中)(後)、 [近]	台地縁辺 45,000 m <sup>2</sup> 集落 [旧]礫群 [縄]住居 土杭 [近]溝状遺構	現存
⑦	祐天寺東方	中目黒五丁目	[縄](中)	台地 包蔵地	現存
⑧	旧金比羅社	目黒三丁目	[縄]	台地縁辺 包蔵地	現存
⑨	大塚山古墳	目黒四丁目	[古]	台地 古墳(円墳) 径 10m 高 5m	現存
⑩	雅叙園	下目黒一丁目	[縄](中)	台地縁辺 包蔵地	現存
⑪	目黒不動	下目黒三丁目	[縄](早)(前)(中)(後)、 [弥](後)	台地縁辺 集落 37,500 m <sup>2</sup> [縄]住居 集石 石鏃製作址土杭 埋甕 [弥]住居	現存
⑫	旧競馬場	下目黒四丁目	[縄](中)	台地 包蔵地	現存
⑬	油面	中町一・二丁目	[縄](中)(後)	台地 集落 [縄]住居	現存
⑭	伊勢脇	上目黒二丁目	[縄]	台地 包蔵地	現存
⑮	目黒氏館跡	中目黒一丁目	[中]	台地 城館	現存
⑯	下目黒北	下目黒五丁目 19～23番	[縄] [中] [近]	台地 包蔵地 [縄]小穴 [近]溝	現存

注) [旧]: 旧石器時代、[縄]: 縄文時代、[弥]: 弥生時代、[古]: 古墳、[中]: 中世、[近]: 近世、()内は時期資料)「東京都遺跡地図」(平成 22 年 3 月、東京都教育委員会)

表 6-45(2) 計画地周辺の遺跡（渋谷区）

図 No.	遺跡名	所在地	時代	概要	状態
⑰	猿楽塚(南塚)古墳	猿楽町	[古]	台地縁辺 古墳(円墳) 径 12m 区史-猿楽塚(昭 51. 3. 26)	現存
⑱	名称なし	恵比寿南一丁目福德稲荷	[古]	台地 古墳(円墳)	現存
⑲	名称なし	恵比寿南三丁目	[不]	台地 包蔵地	現存

注) [旧]: 旧石器時代、[縄]: 縄文時代、[弥]: 弥生時代、[古]: 古墳、[中]: 中世、[近]: 近世、[不]: 不明、()内は時期資料)「東京都遺跡地図」(平成 22 年 3 月、東京都教育委員会)

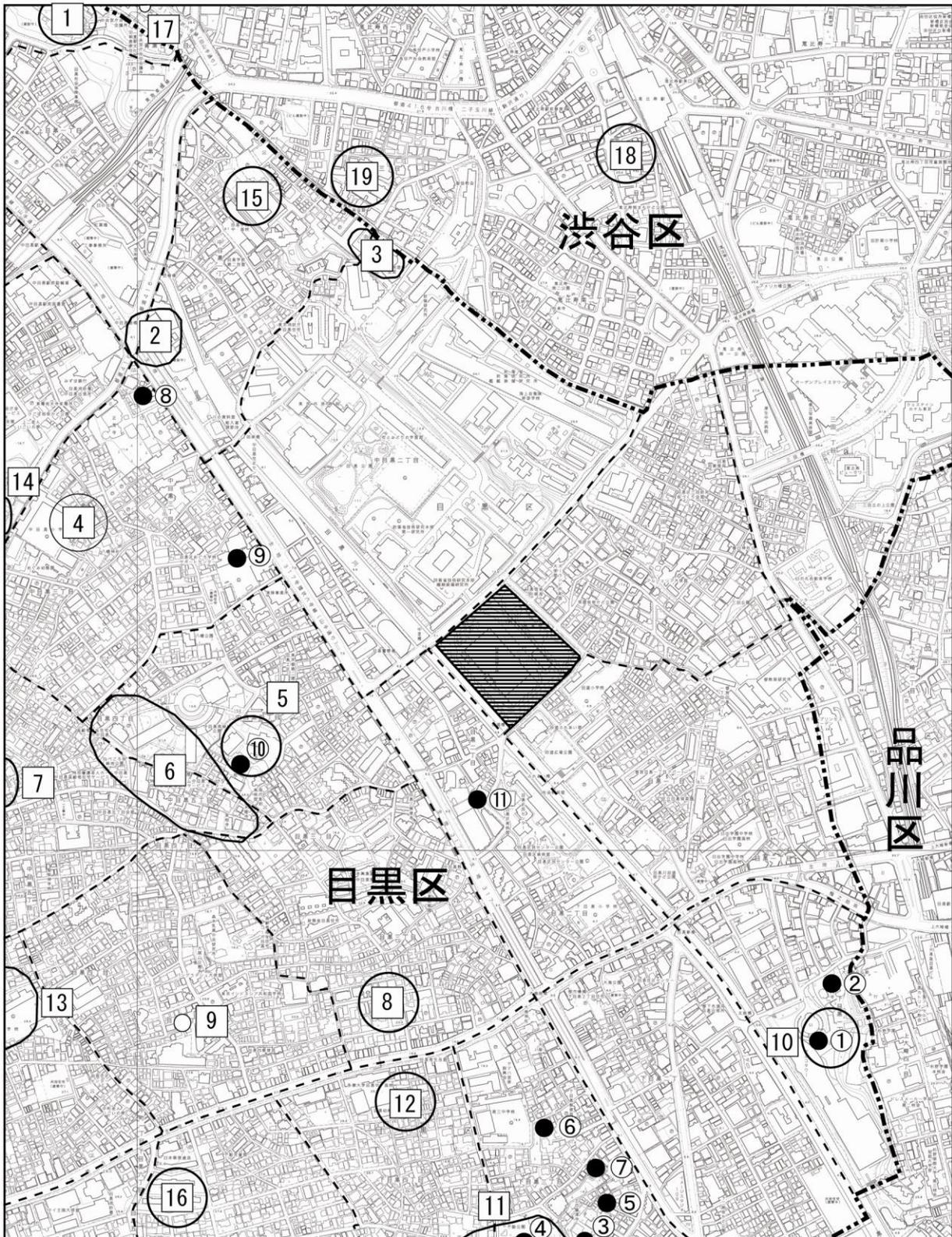
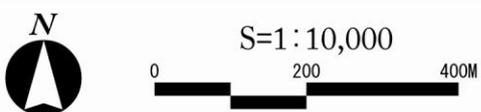


図 6-42 文化財・遺跡の分布状況



凡 例

: 計画地

: 区界

: 町界

● : 文化財位置 ①~⑪

○ : 現存遺跡

目黒区 ① ~ ⑬  
 渋谷区 ⑭ ~ ⑯

## 6.2.15 自然との触れ合い活動の場

計画地周辺における自然との触れ合い活動の場としては、表6-10(1)～(5)及び図6-10(p. 53～55参照)に示す公園及び児童公園が挙げられる。

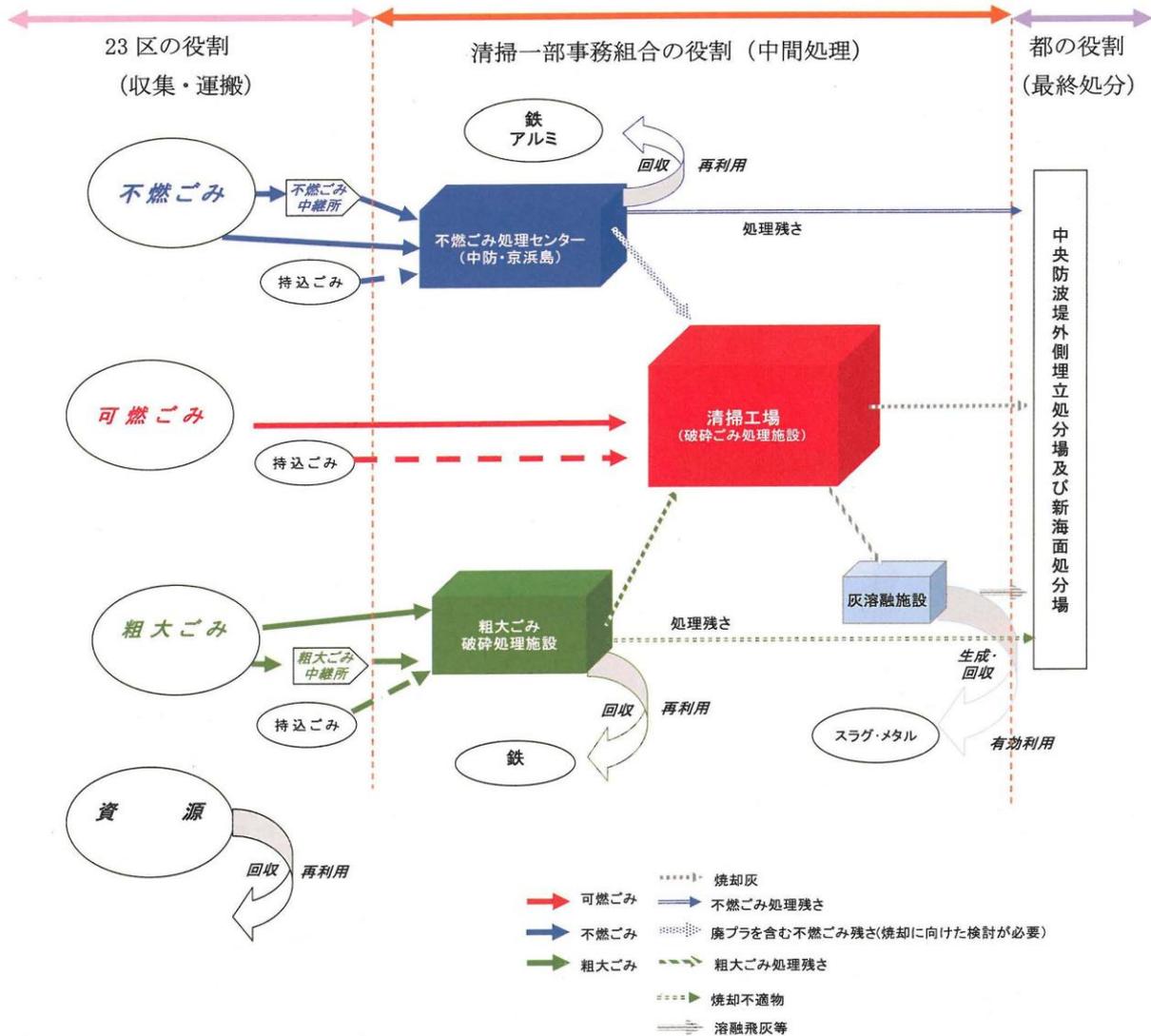
## 6.2.16 廃棄物

### (1) 廃棄物処理施設

東京23区における一般廃棄物の処理の流れを図6-43に示す。

東京23区においては、収集・運搬を各区が行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋立てし、処分する。

平成26年3月現在、東京23区内には、可燃ごみを処理する清掃工場が19工場稼働しており、3工場が建替え中である。また、不燃ごみ処理センターは2か所、粗大ごみ破碎処理施設、破碎ごみ処理施設は各1か所、埋立処分場は1か所設置されている。このうち計画地には、可燃ごみを処理する目黒清掃工場が設置されている。



出典)「一般廃棄物処理基本計画」(平成22年2月、東京二十三区清掃一部事務組合)

図6-43 東京23区における一般廃棄物の処理の流れ

(2) ごみ処理の状況

これらの処理施設での処理実績は表6-46に示すとおりである。

過去5年間のごみ処理状況において、処理量、処分量、資源化量は変動がみられるが、平成19年度と比較すると、処理量、処分量、資源化量は減少している。

なお、計画地にある目黒清掃工場でのごみ処理状況は表6-47のとおりである。

表 6-46 ごみ処理の状況

単位：トン

年度	処理量			処分量			資源化量
	焼却処理	破碎・減容積処理	合計	焼却残さ埋立	処理残さ埋立	合計	
19	2,822,725	564,222	3,386,947	217,860	410,817	628,676	105,854
20	2,830,744	303,030	3,133,775	219,677	233,949	453,625	121,062
21	2,818,482	194,745	3,013,227	225,633	131,243	356,876	126,017
22	2,750,817	189,268	2,940,085	228,207	124,869	353,076	110,476
23	2,727,522	181,022	2,908,544	293,022	120,975	413,997	63,894

注) 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

資料) 「事業概要 平成25年版」(平成25年7月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6-47 目黒清掃工場でのごみ処理状況

単位：トン

年度	焼却量	焼却残灰量
20	96,636	12,665
21	103,883	13,608
22	124,455	16,436
23	136,894	17,816
24	136,733	16,959

注) 焼却残灰量には排水処理後のケーキ汚泥量を含む。

資料) 「清掃工場等作業年報 資料編」(平成20～24年度版)  
(東京二十三区清掃一部事務組合)

## 6.2.17 温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっている。東京都は現在、「2020年の東京」の実現に向けた取組の一つとして、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を推進している。平成19年6月、同プロジェクトの基本方針として、今後10年間の東京都の気候変動対策の基本姿勢を明確に示すとともに、代表的な施策を先行的に提起する「東京都気候変動対策方針」を策定した。

東京都及び計画地がある目黒区における地球温暖化の防止に係る取組は次のとおりである。

### (1) 東京都内の二酸化炭素排出量

東京都における部門別二酸化炭素排出量は表6-48に示すとおりである。

平成22(2010)年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合はおおむね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門＝1：4：3：2となっている。平成2(1990)年度比では全体として0.6%の減少である。部門別では、産業部門で減少し、業務部門で増加が著しく、家庭部門も増加傾向にある。部門別の増減率は、産業部門で50.1%減少したのに比べ、業務部門では28.4%増と大きな伸びを示している。また、家庭部門で20.3%の増加となっている。業務部門での増加は、事業所ビルの床面積の増加が主な原因であり、家庭部門の増加は、家電製品普及率の増加や世帯数の増加が原因であると考えられる。一方、平成21(2009)年度比では、運輸部門で10.7%減少したほかは各部門で増加しており、全体としても0.8%の増加となっている。

表 6-48 部門別二酸化炭素排出量の伸び（東京都）

	二酸化炭素排出量（万 t-CO <sub>2</sub> ）				伸び率（%）[2010年度と比較]		
	1990年度	2000年度	2009年度	2010年度	1990年度比	2000年度比	2009年度比
産業部門	984	680	461	492	-50.1	-27.6	6.7
業務部門	1,570	1,893	1,966	2,015	28.4	6.5	2.5
家庭部門	1,300	1,433	1,471	1,564	20.3	9.2	6.3
運輸部門	1,483	1,764	1,323	1,182	-20.3	-33.0	-10.7
その他	102	119	141	155	51.7	30.1	9.8
合計	5,440	5,888	5,362	5,408	-0.6	-8.2	0.8

資料）「都における温室効果ガス排出量総合調査（2010年度実績）」（平成25年3月、東京都環境局）

## (2) 東京都及び目黒区における施策の方向

東京都は、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」において、気候変動のもたらす地球の危機を回避するために、今世紀の半ばまでに、世界全体の温暖化ガス（温室効果ガス）の排出量を半減しなければならないとしている。このため、日本などの先進国は、それを上回る6～8割程度の削減が必要であるとし、2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減するという目標を掲げている。

これまで東京都は、地球温暖化に関する実効性のある取組の第一歩として、環境確保条例で「事業活動における環境への負荷の低減（第5条の2～第9条）」と「建築物に係る環境配慮の措置（第18条～第25条）」の2つの取組を新たに制度化し、平成14年度から本格的に実施してきた。

なお、二酸化炭素以外の温室効果ガスに対しては、東京都は次のような対策をとっている。

- ・オゾン層破壊物質である特定フロンについては、製造規制が取られるとともに、法令及び環境確保条例で回収・破壊等が義務づけられており、その着実な実施を図る。
- ・代替フロンについては、二酸化炭素の千数百倍の温暖化係数を持つことから、法令、環境確保条例に基づき、温暖化対策としても適正に回収等を行っていく。
- ・メタン、一酸化二窒素については、排出量の実態把握に努め、排出削減対策を進めていく。

一方、計画地が位置する目黒区では、「目黒区環境基本計画」（平成24年3月）において基本目標として、「良好な生活環境を守りはぐくむ」、「ライフスタイルの転換で環境をはぐくむ」等が掲げられている。

基本目標の「ライフスタイルの転換で環境を守りはぐくむ」の中では、基本方針として「ものを大切にす地域社会をめざす」、「地球にやさしい地域社会をつくる」が掲げられている。

「地球にやさしい地域社会をつくる」に対する施策の目標として「低炭素ライフスタイルの普及」、「事業活動の低炭素化」を掲げている。また、重点プロジェクトとして「地球温暖化対策の推進」を設定し、再生可能エネルギーの普及等、中長期を見据えた施策への転換を図りながら、一層推進していくとし、目黒区から排出される温室効果ガス排出量を平成22年度1,221千t-CO<sub>2</sub>から平成33年度に1,101千t-CO<sub>2</sub>に削減する目標を掲げている。

## 7 環境影響評価の項目

### 7.1 選定した項目及びその理由

#### 7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1 及び表 7-2 に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの 11 項目である。

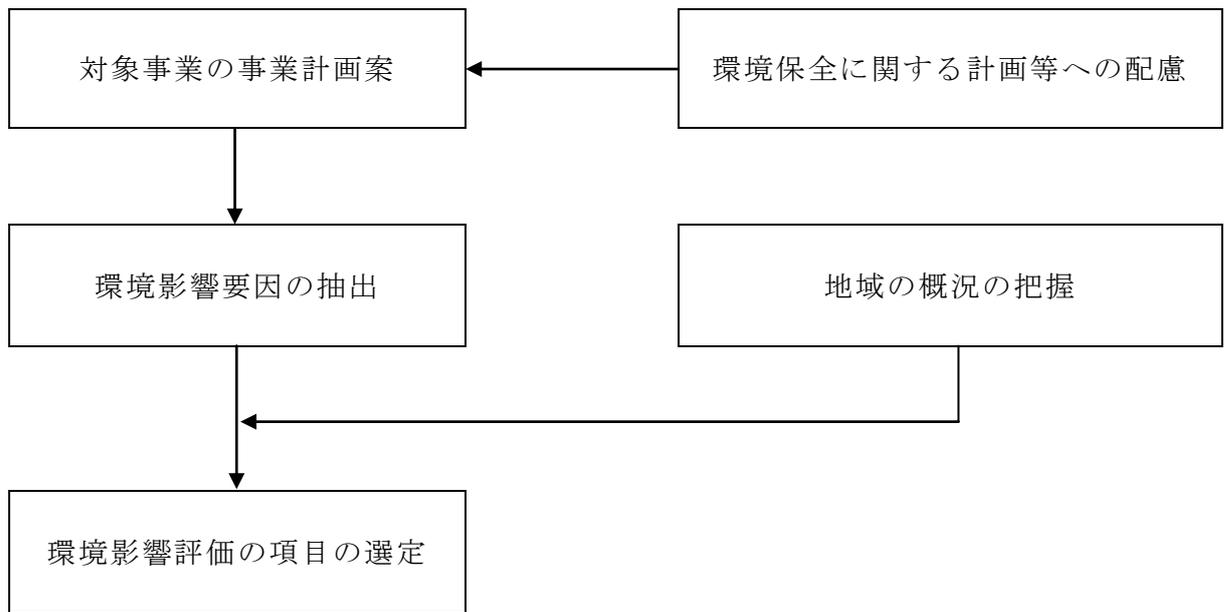


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目 区分 環境影響要因		大気汚染	悪臭	騒音・振動 (低周波音を除く)	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
		工事の 施行中	施設の建設等					○	○		○							
建設機械の稼働	○			○														
工事用車両の走行	○			○														
工事の 完了後	施設の存在						○		○		○	○		○				
	施設の稼働	○	○	○													○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○														

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

環境影響評価の項目 区分 環境影響要因		二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	塩化水素	水銀	ダイオキシン類
		(SO <sub>2</sub> )	(NO <sub>2</sub> )	(SPM)	(HCl)	(Hg)	(DXNs)
工事の 施行中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工事の 完了後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

## 7.1.2 選定した理由

### (1) 大気汚染

#### ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事車両の排出ガスを考慮して、表 7-2 に示すとおり浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

#### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表 7-2 に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀及びダイオキシン類とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

### (2) 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺の生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、解体工事に先立ち、ごみバンカの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中のごみバンカを発生源とする臭気の拡散による生活環境への影響はないと考えられるため、工事の施行中の悪臭については予測・評価項目としない。

### (3) 騒音・振動

#### ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考えられるため予測・評価項目としない。

#### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、低周波音については、計画地周辺で実施した調査の結果、G 特性音圧レベル（人体感覚で評価するための音圧レベル）は、敷地境界において既存施設稼働時の音圧レベルが最大 76dB、停止時は最大 74dB であった。代表的な G 特性における参考指標としての IS07196 に規定された低周波音圧レベル（100dB）を下回っている。

また、低周波音の平坦特性の音圧レベル合成値（AP）は、敷地境界において既存施設稼働時が最大 73dB、停止時も最大 73dB であった。1/3 オクターブバンド別の音圧レベルは、敷地境界の音圧レベル最大の周波数にばらつきがあり、最大 66 dB であった。

1/3 オクターブバンド別の音圧レベルの参考指標である「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」（40Hz 付近で約 78dB）及び「建具ががたつきはじめる値」の 2 つの指標を下回っている。

既存施設における低周波音（G 特性及び平坦特性音圧レベル）は周辺への影響を及ぼすとされる指標を下回っており、計画施設と既存施設における低周波音を発生する主要な機器構成及び配置を比較しても大きな差異はない。さらに、計画施設は既存施設と同じ 600 トン/日の処理能力としており、建物配置も既存施設と大きな差異はないことから、現状の環境を大きく変化させることはないと考える。

以上のことから、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としない。

#### (4) 土壌汚染

工事の施行中においては、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。このため、土壌の取り扱いに慎重を期すために、土壌汚染について現況調査を行い、予測・評価項目とする。

工事の完了後においては、現在の表土は掘削・除去されており、敷地外への搬出はない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両（p. 29 参照）を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。さらに、プラント排水については、下水排除基準以下に処理して放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としない。

緩衝緑地北東部地下 2.5m には、既存の目黒清掃工場建設時に発生した汚染土壌が、コンクリート槽内に薬剤処理で安定化されて封じ込められている（p. 106 参照）。この封じ込め槽については、本事業の施工対象外であり、工事の施行中及び工事の完了後においても有害物質等が流出する恐れはないため、予測・評価の対象としない。

なお、工事の施行中及び完了後において、封じ込め槽近辺の地下水のモニタリングを行う。

#### (5) 地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形及び地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後における地下構造物の設置により、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられることから予測・評価項目とする。

## (6) 水循環

工事の施行中における掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置や、工事の完了後における地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後における地表構造物の設置により、雨水の表面流出量への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

## (7) 日影

工事の完了後においては、工場棟等による日影の状況の変化による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

## (8) 電波障害

工事の完了後においては、工場棟等の建替えによる形状の変更により、計画地周辺地域に、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の遮蔽障害が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

## (9) 景観

工事の完了後においては、工場棟等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地周辺地域の景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

## (10) 廃棄物

工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去及び建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから予測・評価項目とする。

## (11) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

## 7.2 選定しなかった項目及びその理由

### 7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の6項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

### 7.2.2 選定しなかった理由

#### (1) 水質汚濁

##### ア 工事の施行中

既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存施設内又は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。これにより解体工事中には、排水が汚染されるおそれはない。

なお、解体のための仮設テント周辺部の舗装面等に降った雨水については、公共下水道へ排出する。

建築物等解体工事完了後に行われる建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

したがって、工事の施行中、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

また、今後行われる土壌汚染の調査等により、土壌汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続きの進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

なお、既存施設の操業停止時に行う清掃により発生する汚水は、既存施設の汚水処理設備で処理する。

##### イ 工事の完了後

計画施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するよう処理後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水は、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流し、初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

新設工場の汚水処理設備には最新の自動制御システムを採用し、運転中に貯槽から汚水が溢れることはない。また、汚水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩するようなことがあったとしても、汚水処理設備室内の側溝で集水し、汚水処理系統に戻すと共に、汚水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車（p. 29 参照）により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。汚水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理系統のため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

## (2) 地形・地質

掘削工事に伴う掘削深さは、最大で GL-20m 程度である。工事に際しては、山留めの緩みや崩壊に強く、高い止水性を有する SMW 工法によるソイルセメント柱列壁を採用し、周辺の地盤を保全することから、敷地外における斜面等の安定性への影響はないと考える。

## (3) 生物・生態系

計画地はすでに清掃工場として使用されており、本事業はこの清掃工場の建替である。計画地は計画的に植栽管理されており、現存する動物・植物についても市街地に普通に見られるものである。建替え後については既存の樹木を可能な限り活用することから、生物・生態系に係る影響は少ないものと考ええる。

## (4) 風環境

建替え後の建物の最高高さは、既存施設より低い地上約 24m である。一般に風害が発生するといわれる地上約 50～60m 以上の高い建築物ではないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害が起こる等、生活環境に影響を及ぼす様な、風圧、風速の変化は小さい。また、煙突の高さや形状等は、既存とほぼ変わらないため、風環境への影響は少ないと考える。

したがって、本事業による風環境への影響は少ないと考える。

## (5) 史跡・文化財

計画地周辺には、南側約 130m の位置に目黒区の指定文化財があるが、計画地内には存在しない。本事業は計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により周知の史跡・文化財等への影響はないと考える。

なお、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき適正に処置する。

(6) 自然との触れ合い活動の場

計画地周辺には中目黒公園を含む大小の公園・緑地や児童遊園、憩いの森、農園等があるが、本事業は計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場への影響はないと考える。

## 8 調査等の手法

### 8.1 調査等の概要

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについての調査等の概要は、表 8-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 8-1(1) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
大 気 汚 染	①大気質の状況	<既存資料調査> ・大気質等に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施工中> ・建設機械の稼働に伴う大気質  ・工事用車両の走行に伴う大気質	・大気拡散式により長期平均濃度を算定する。  ※予測条件のうち、風向・風速等については、計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める基準  ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める基準  ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」(昭和 52 年環大規第 136 号)に示された目標環境基準濃度  ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に定める基準  ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」(第七次答申)に定める指針値
	②気象の状況				
	③地形及び地物の状況	<現地調査> ・大気質の状況 法令等に定める測定方法により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、塩化水素、水銀、微小粒子状物質、ダイオキシン類を測定する。  ・気象の状況 指針に準じた方法により、風向・風速を測定する。  ・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンタを用いて測定する。	<工事の完了後> ・施設の稼働に伴う大気質  ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期(1 時間値)高濃度を算定する。なお、風洞実験により地形、周辺建物の影響の検討を行う。  ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。  ※予測条件のうち、風向・風速等については、計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	
	④土地利用の状況				
	⑤発生源の状況				
	⑥自動車交通量等の状況				
	⑦法令による基準等				

表 8-1(2) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
悪臭	①臭気の状態 ②気象の状態 ③地形及び地物の状態 ④土地利用の状態 ⑤発生源の状態 ⑥法令による基準等	<既存資料調査> ・悪臭に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・臭気の状態 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)の規定に定める方法に準拠する。  ・気象の状態 試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、温度・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。	<工事の完了後> 施設の稼働に伴う臭気の状態とする。  ・臭気指数 ・臭気排出強度	・本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  ・「悪臭防止法」の規定に基づく規制基準(平成15年目黒区告示第80号)  ・「東京都環境確保条例」に定める基準

表 8-1(3) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動の状況「騒音に係る環境基準について」、「振動規制法施行規則」等に定める測定方法とする。</li> <li>自動車交通量等の状況車種分類別、方向別にマニュアルカウンタを用いて測定する。</li> <li>地盤及び地形の状況（地盤卓越振動数）「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所平成24年度版）に定める方法とする。</li> </ul>	<p>&lt;工事の施工中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う騒音・振動</li> <li>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動</li> </ul> <p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う騒音・振動</li> <li>ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。</li> <li>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会のモデル式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。</li> <li>工場の稼働に伴う騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。</li> <li>ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会のモデル式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める基準</li> <li>「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に基づく特定建設作業の規制に関する基準</li> <li>「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）に定める基準</li> <li>「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）に定める基準</li> <li>「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める基準</li> <li>「東京都環境確保条例」に定める基準</li> </ul>
	①土地利用の履歴等の状況 ②土壤汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壤の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壤汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壤汚染の状況「東京都土壤汚染対策指針」に定める方法に準拠する。</li> <li>「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」（平成21年度環境省）に定める方法に準拠する。</li> </ul>	<p>&lt;工事の施工中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壤中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める基準</li> <li>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に定める基準</li> <li>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める基準</li> <li>「東京都環境確保条例」に定める基準</li> </ul>

表 8-1(4) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
地盤	①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤の状況</li> <li>地下水の状況</li> </ul> <p>ボーリング調査、土質試験及び観測井での地下水観測による方法とする。</p>	<p>&lt;工事の施工中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及び程度</li> </ul> <p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及び程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工計画及び環境保全のための措置を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。</li> </ul>
水循環	①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水循環に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水域の状況</li> </ul> <p>観測井での地下水水位の観測による方法とする。</p>	<p>&lt;工事の施工中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度</li> </ul> <p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下構造物等の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度</li> <li>地表構造物の設置に伴う表面流出量の変化の程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工計画及び環境保全のための措置をもとに、水循環の程度を予測する方法等とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況への影響を及ぼさないこと。</li> <li>目黒区総合治水対策基本計画に定める雨水流出抑制に係る対策量とする。</li> </ul>
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日影の状況</li> </ul> <p>主要な地点における日影の状況は、現地で天空写真を撮影する方法等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況</li> </ul> <p>現地調査により把握する方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物の状況</li> </ul> <p>現地調査により把握する方法とする。</p>	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数の日影の状況の変化の程度</li> <li>冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画建築物等(煙突含む)の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。</li> <li>現況の天空写真に計画建築物等(煙突含む)の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に定める基準</li> <li>「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準</li> </ul>

表 8-1(5) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
電波障害	<p>①テレビ電波の受信状況</p> <p>②テレビ電波の送信状況</p> <p>③高層建築物及び住宅等の分布状況</p> <p>④地形の状況</p> <p>※対象は、地上デジタル波、衛星放送とする。</p>	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成22年3月、社団法人日本CATV技術協会）及び「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成17年3月、社団法人日本CATV技術協会）に準拠する。</li> <li>テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。</li> <li>隣接県域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。</li> <li>受信形態については、聞き取り等の方法とする。</li> </ul>	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟等の設置に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS)）の遮蔽障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成22年3月、社団法人日本CATV技術協会）に基づき障害範囲の予測を行う。</li> <li>「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成17年3月、社団法人日本CATV技術協会）に基づき、光学的な遮蔽範囲に伝搬の広がり を考慮した予測式により、遮蔽障害の及ぶ範囲の予測を行う。</li> <li>衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。</li> </ul>	<p>テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ電波の受信障害を起こさないこと。</li> </ul>

表 8-1(6) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
景観	①地域景観の特性	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表的な眺望地点の状況</li> <li>・現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。</li> <li>・圧迫感の状況</li> <li>・天空写真撮影による。</li> </ul>	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</li> <li>・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</li> <li>・圧迫感の変化の程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。</li> <li>・工場棟等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。</li> <li>・圧迫感については形態率の算定により予測する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた地域景観の方針</li> <li>・圧迫感については、「圧迫感の計測に関する研究4」（日本建築学会論文報告集第310号(昭和56年12月)）</li> </ul>
	②代表的な眺望地点及び眺望の状況				
	③圧迫感の状況				
	④土地利用の状況				
	⑤都市の景観の保全に関する方針等				
	⑥法令による基準等				
廃棄物	①撤去構造物の状況	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul>	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事及び建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土及び産業廃棄物の排出量、再利用率、処理・処分方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事に伴う廃棄物は、撤去する既存施設の構造、規模、既存資料を基に予測する。</li> <li>・建設工事に伴う廃棄物等は、既存資料及び施工計画を基に予測する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に準ずる事業者の責務</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）に定める事業者の責務</li> <li>・「東京都廃棄物条例」（平成4年東京都条例第140号）に定める事業者の責務</li> </ul>
	②建設発生土の状況				
	③特別管理廃棄物の状況		<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、処理・処分方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画を基に予測する。</li> </ul>	
	④廃棄物処理の状況				
	⑤法令による基準等				
温室効果ガス	①原単位の把握	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスに係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul>	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。</li> <li>・ごみ発電、余熱の場内利用及び場外への供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号）に定める基準</li> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に定める基本方針</li> </ul>
	②対策の実施状況				
	③地域内のエネルギー資源の状況				
	④温室効果ガスを使用する設備機器の状況				
	⑤法令による基準等				

## 8.2 項目別の調査等の方法

### 8.2.1 大気汚染

#### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-2 に示すとおりである。

表 8-2 調査事項及びその選択理由：大気汚染

調査事項	選択理由
①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	<p>工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられる。</p> <p>工事の完了後においては、煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>

#### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-3、現地調査方法は表 8-4、現地調査地点は図 8-1 に示すとおりである。

表 8-3 調査方法（既存資料調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・微小粒子状物質	計画地及びその周辺	・「一般環境大気測定局の測定結果」等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「気象データ」（東京管区気象台） ・「一般環境大気測定局の測定結果」等	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）	
⑥自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）	
⑦法令による基準等		・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-4 調査方法（現地調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	測定方法
<p>①大気質の状況</p> <p>環境大気質            ・二酸化硫黄            ・浮遊粒子状物質            ・二酸化窒素            ・塩化水素            ・水銀            ・ダイオキシン類            ・微小粒子状物質</p> <p>道路沿道大気質            ・二酸化窒素            ・浮遊粒子状物質</p>	<p>計画地及びその周辺における一般的な大気汚染の状況を把握する。</p> <p>・環境大気質            二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、塩化水素、水銀、ダイオキシン類は、6地点とする。            微小粒子状物質は計画地1地点とする。</p> <p>・道路沿道大気質            計画地周辺のごみ収集車両等が走行する道路沿道の3地点とする。</p> <p>調査位置は図 8-1 に示すとおりである。</p>	<p>・環境大気質            計画地周辺の現状の大気質の状況を把握でき、計画地周辺の既存大気測定局との関連性が把握できる時期とし、14日間連続の四季調査とする。            ダイオキシン類は7日間連続の四季調査とする。</p> <p>・道路沿道大気質            冬季における1週間連続の1回とする。</p>	<p>・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法に準拠する。</p> <p>・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法に準拠する。</p> <p>・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法に準拠する。</p> <p>・「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年、環境庁大気保全局）に定める方法に準拠する。</p> <p>・有害大気汚染物質測定方法マニュアル 水銀・ベンゾ[a]ピレン（平成 11 年 3 月環境庁）に定める方法に準拠する。</p> <p>・「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める方法に準拠する。</p>
<p>②気象の状況</p> <p>地上気象            ・風向・風速</p> <p>高層気象            ・気温、風向・風速</p>	<p>地上気象、高層気象とも計画地及びその周辺の気象条件を代表すると考えられる 1 地点とする。</p>	<p>地上気象は大気質測定と同時に観測する。            高層気象は、四季調査で各季 5 日間、1 日 4 回 6 時間毎の観測とする。</p>	<p>・地上気象は、「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法に準拠する。</p> <p>・高層気象は、「高層気象観測指針（平成 7 年気象庁）」に定める方法に準拠する。</p> <p>・高層気象はラジオゾンデを用いて、高度 1500m まで 50m 間隔で測定を行う。</p>
<p>③自動車交通量等の状況</p>	<p>自動車交通量は、工事用車両及びごみ収集車両等の主な走行ルート上の 3 断面（道路沿道大気質及び道路交通の騒音・振動の調査地点）が把握できる地点とする。            調査位置は図 8-1 に示すとおりである。</p>	<p>自動車交通量は、道路沿道大気質の調査期間のうち 1 日間（24 時間）とし、連続して 1 時間ごとの交通量を調査する。</p>	<p>・自動車交通量は、車種分類別、方向別にマニュアルカウンタを用いて測定。</p>

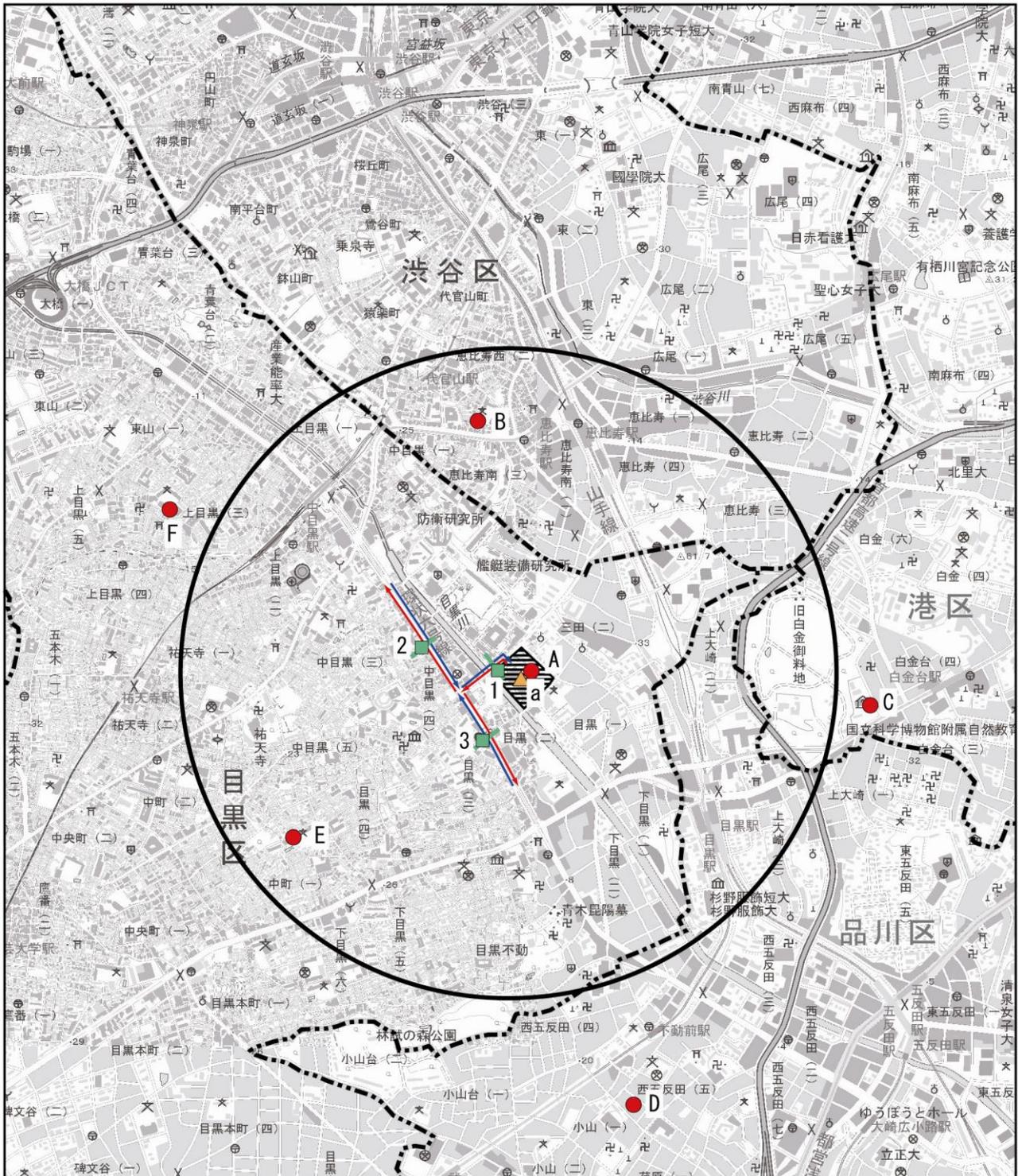
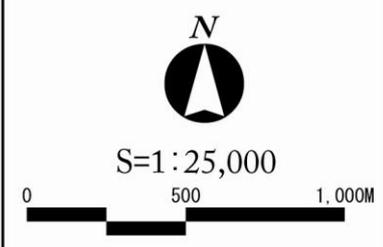


図 8-1 現地調査地点位置図 (大気)

凡例

- : 計画地から半径 1.3km 範囲
- : 計画地
- : ごみ収集車両 入車方向
- : 区界
- : ごみ収集車両 出車方向

- 環境大気質調査地点
  - A. 目黒清掃工場 B. 長谷戸小学校 C. 白金台どんぐり公園
  - D. 西霧ヶ谷公園 E. 油面小学校 F. 烏森小学校
- ▲ 気象調査地点 ※ 微小粒子状物質は A 地点のみ
  - a. 目黒清掃工場
- 道路沿道大気質調査地点、断面交通量調査地点
  - 1. 目黒清掃工場前 2. 目黒区清掃事業所前
  - 3. 東京ガス目黒ビル前



(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-5 に示すとおりである。

表 8-5 予測及び評価の方法：大気汚染

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法	
工 事 の 施 行 中	建設機械の稼働に伴う排出ガス ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。	大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：ブルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式  ※予測条件のうち、風向・風速等については、計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める基準
	工事用車両の走行に伴う排出ガス ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	工事用車両の走行ルート上とする。		
工 事 の 完 了 後	清掃工場の稼働に伴う排出ガス ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・塩化水素 ・水銀 ・ダイオキシン類	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点、現地調査地点を含む範囲内とする。	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期（1時間値）高濃度を算定する。 なお、風洞実験により地形及び周辺建物の影響の検討を行う（表8-6参照）。  ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：ブルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式  ※予測条件のうち、風向・風速等については、計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める基準  ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」（昭和52年環大規第136号）に示された目標環境基準濃度  ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める基準
	ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		ごみ収集車両等の走行ルート上とする。		・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に定める指針値

表 8-6 風洞実験の概要：大気汚染

項目	内 容
模型	縮尺：1/2000 程度 範囲：建設地周辺半径約 6 km の範囲
実験	1 煙流し実験 地形及び周辺建物の影響を受けた排ガス上昇過程で生じるダウンドラフト等の有無を観察する。 風向：4 方向（東西南北） 風速：煙突風下で排煙下端に間欠的な排煙の巻落としが見られる強風時風速 1 ケースとする。  2 定量拡散実験（地表濃度測定） 地形及び周辺建物の影響を受けた条件の下での高濃度（1 時間値）を予測し、地形及び周辺建物の影響を考慮した際の地表面上の最大着地濃度及びその出現距離を求める。 風向：4 方向 風速：計画地周辺の気象観測地点の年間平均風速を高度 150m 相当に補正した風速及び強風時風速の 2 ケースとする。

## 8.2.2 悪臭

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-7 に示すとおりである。

表 8-7 調査事項及びその選択理由：悪臭

調査事項	選択理由
①臭気の状態 (臭気指数、臭気排出強度、臭気強度) ②気象の状態 ③地形及び地物の状態 ④土地利用の状態 ⑤発生源の状態 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺的生活環境への影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-8、現地調査方法は表 8-9、現地調査地点は図 8-2 に示すとおりである。

表 8-8 調査方法（既存資料調査）：悪臭

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①臭気の状態 ・臭気指数 ・臭気排出強度 ・臭気強度	計画地内	・過去の調査結果等	最新の資料を参考とする。
②気象の状態 ・風向、風速 ・大気安定度	計画地及びその周辺	・「気象月報」（気象庁）	
③地形及び地物の状態		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状態		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状態		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「悪臭防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-9 調査方法（現地調査）：悪臭

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①臭気の状態 ・臭気指数 ・臭気強度	計画地敷地境界の4地点とする。 調査位置は図 8-2 に示すとおりである。	計画地敷地境界の現状の悪臭の状態を把握できる時期として、ごみの腐敗が進みやすい時期に行う。	・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）の規定に定める方法に準拠する。
②気象の状態 ・風向、風速 ・温度、湿度			・試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、温度・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。



### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-10 に示すとおりである。

表 8-10 予測及び評価の方法：悪臭

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
施設の稼働に伴う 臭気の状態とする。  敷地境界 ・臭気指数  煙突等気体排出口 ・臭気排出強度  排水 ・臭気指数	施設の稼働が通常 の状態となった時 点とする。	計画地及び周辺地 域とする。	本事業による悪臭防 止対策をもとに類似 事例等を参照する方 法とする。	現況調査及び予測結果に基づ き、地域の特性、環境保全の ための措置及び以下に示す指 標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「悪臭防止法」の規定に基づ く規制基準(平成 15 年目黒 区告示第 80 号に定める基 準) ・「東京都環境確保条例」に定 める基準

## 8.2.3 騒音・振動

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-11 に示すとおりである。

表 8-11 調査事項及びその選択理由：騒音・振動

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-12、現地調査方法は表 8-13、現地調査地点は図 8-3(1)及び(2) に示すとおりである。

表 8-12 調査方法（既存資料調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路交通騒音振動調査報告書」（東京都）</li> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「都市計画図」</li> <li>・「騒音・振動統計」（東京都）</li> <li>・「道路交通センサス」（国土交通省）</li> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「土地利用分類基本調査」（東京都）</li> <li>・「東京都総合地盤図」（東京都）</li> <li>・「環境基本法」</li> <li>・「騒音規制法」</li> <li>・「振動規制法」</li> <li>・「東京都環境確保条例」（東京都）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。

表 8-13 調査方法（現地調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	測定方法
<p>①騒音・振動の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境の騒音・振動</li> <li>・道路交通の騒音・振動</li> </ul>	<p>計画地及び周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地の敷地境界及び自動車の走行経路に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境の騒音・振動 計画地内の4地点(敷地境界)とする。 調査位置は図 8-3(1)に示すとおりである。</li> <li>・道路交通騒音・振動 計画地周辺の道路沿道3地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境の騒音・振動 目黒清掃工場の停止時の1日とし、調査時間は24時間連続とする。</li> <li>・道路交通の騒音・振動 調査日は、交通量が通常の状態である1日間とし、調査時間は24時間連続とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法に準拠する。</li> <li>・振動 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める方法に準拠する。</li> </ul>
<p>②自動車交通量等の状況</p>	<p>「8.2.1 大気汚染」(p.147)の項による。</p>		
<p>③地盤及び地形の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤卓越振動数</li> </ul>	<p>原則として、道路交通の騒音・振動の調査地点と同一の3地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。</p>	<p>騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版)に定める方法に準拠する。</p>

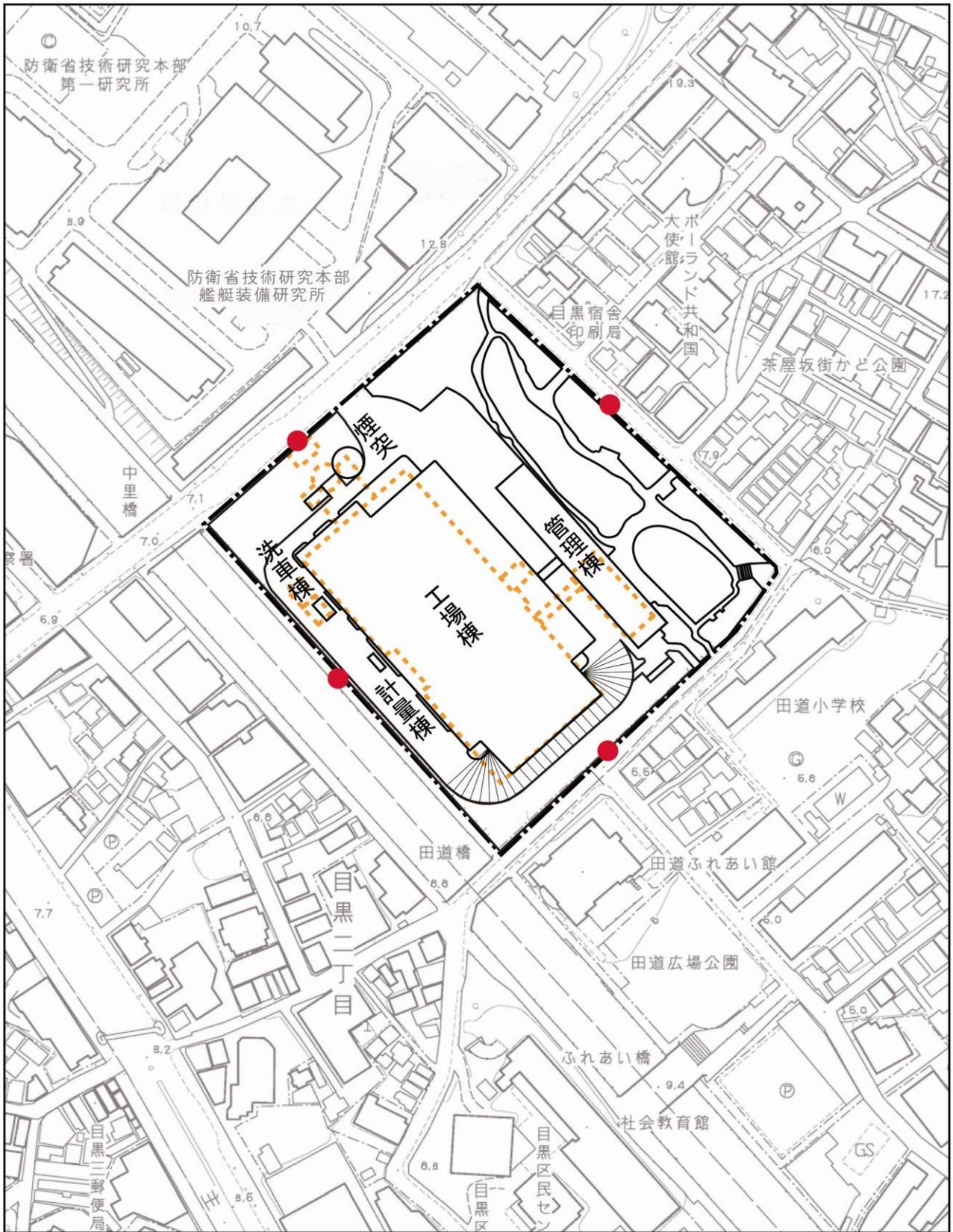
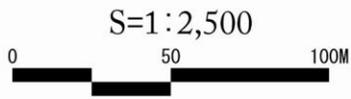


図8-3(1) 現地調査地点位置図  
(一般環境騒音・振動)

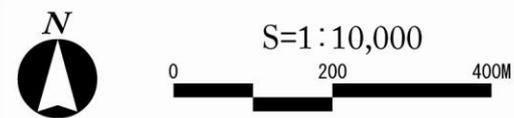


凡例

- — — — — : 計画地
- : 計画施設 (建替後)
- (dashed orange) : 既存施設
- : 一般環境騒音・振動調査地点



図 8-3 (2) 現地調査地点図  
(道路交通騒音・振動・交通量)



凡 例

- : 計画地
- : 区界
- : 道路交通騒音・振動、断面交通量調査地点
- : ごみ収集車両 入車方向
- : ごみ収集車両 出車方向
- ① 目黒清掃工場前
- ② 目黒区清掃事業所前
- ③ (株) リそな銀行目黒ビル前

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-14(1)及び(2)に示すとおりである。

表 8-14(1) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。  ・予測地域は現況調査の調査地域に準じる。  ・予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 伝搬理論式により、騒音レベル(<math>L_5</math>)を算定する。</li> <li>・振動 伝搬理論式により、振動レベル(<math>L_{10}</math>)を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年東京都規則第34号)に定める指定建設作業に係る騒音の基準</li> <li>・「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準</li> <li>・「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年東京都規則第34号)に定める指定建設作業に係る振動の基準</li> </ul>
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	・予測地域・地点は現況調査の調査地域・地点に準じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 日本音響学会のモデル式(ASJ RTN-Model 2013)により等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)を算定する。</li> <li>・振動 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所平成24年度版)により振動レベル(<math>L_{10}</math>)を算定する。</li> </ul>

表 8-14(2) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	施設の稼働に伴う 騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地域は現況調査の調査地域に準じる。</li> <li>・予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 伝搬理論式により、騒音レベル (<math>L_5</math>) を算定する。</li> <li>・振動 伝搬理論式により、振動レベル (<math>L_{10}</math>) を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)に定める基準</li> <li>・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例」に定める基準</li> </ul>
	ごみ収集車両等の 走行に伴う道路交通の 騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地域・地点は現況調査の調査地域・地点に準じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 日本音響学会のモデル式 (ASJ RTN-Model 2013) により等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) を算定する。</li> <li>・振動 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版) により振動レベル (<math>L_{10}</math>) を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音は「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める基準</li> <li>・振動は「東京都環境確保条例」に定める基準</li> </ul>

## 8.2.4 土壌汚染

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-15 に示すとおりである。

表 8-15 調査事項及びその選択理由：土壌汚染

調査事項	選択理由
①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	工事の施行中において、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。 土壌の取り扱いに慎重を期すために、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-16、現地調査方法は表 8-17、現地調査地点は図 8-4 に示すとおりである。

表 8-16 調査方法（既存資料調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①土地利用の履歴等の状況	計画地内	・過去の地形図（国土地理院） ・航空写真（国土地理院） ・事業年報等（清掃一組）	最新の資料を参考とする。
③地形、地質等の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都地盤地質図」（東京都）	
④気象の状況		・「気象月報」（気象庁）	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑥発生源の状況		・事業年報等（清掃一組）	
⑦利水の状況		・事業年報等（清掃一組）	
⑧法令による基準等		・「環境基本法」 ・「土壌汚染対策法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都） ・「ダイオキシン類対策特別措置法」	

表 8-17 調査方法（現地調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	測定方法
①土壌汚染の状況	・計画地内の表層土 16 地点及び地下水 2 地点とする。 調査位置は図 8-4 に示すとおりである。	計画地の汚染状況を把握できる時期とする。	・「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法に準拠する。 ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成 21 年度環境省）に定める方法に準拠する。

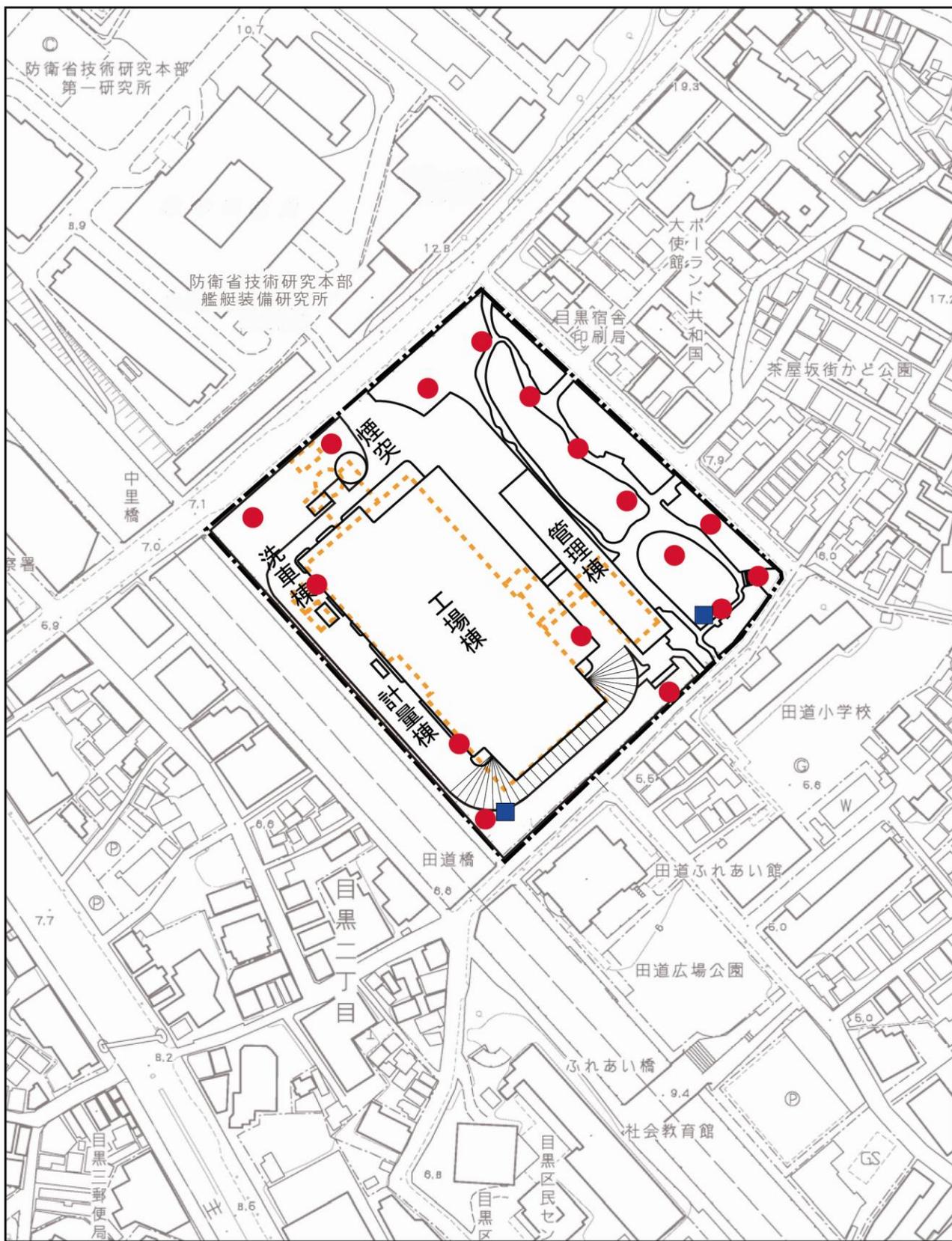
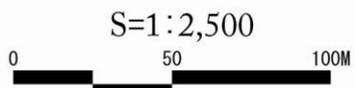


図8-4 現地調査地点位置図（土壌汚染）



凡 例

- : 計画地
- ▭ : 計画施設（建替後）
- - - : 既存施設
- : 土壌調査地点
- : 地下水調査地点

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-18 に示すとおりである。

表 8-18 予測及び評価の方法：土壌汚染

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
土壌中の有害物質の濃度  地下水への溶出の可能性の有無  汚染土壌の量  新たな土地への拡散の可能性の有無  工事の施行中	建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。	計画地内	現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準  ・「東京都環境確保条例」に定める基準

## 8.2.5 地盤

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-19 に示すとおりである。

表 8-19 調査事項及びその選択理由：地盤

調査事項	選択理由
①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中において、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形並びに、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。 また、工事の完了後においては、地下構造物の存在により、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。 以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-20、現地調査方法は表 8-21、現地調査地点は図 8-5 に示すとおりである。

表 8-20 調査方法（既存資料調査）：地盤

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	計画地内及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都総合地盤図（Ⅱ）」（東京都）</li> <li>・「東京都地下水揚水量調査報告書」（東京都）</li> <li>・「水準基標測量成果報告書」（東京都）</li> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「都市計画図」</li> <li>・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」</li> <li>・「東京都環境確保条例」（東京都）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。

表 8-21 調査方法（現地調査）：地盤

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地盤の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響を把握できる計画地内の4地点とする。 調査位置は図 8-5 に示すとおりである。	計画地の地盤状況を把握できる時期とする。	ボーリング調査及び土質試験による方法とする。
②地下水の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響を把握できる計画地内の4地点とする。 調査位置は図 8-6 に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる1年間とする。	観測井での地下水観測による方法とする。

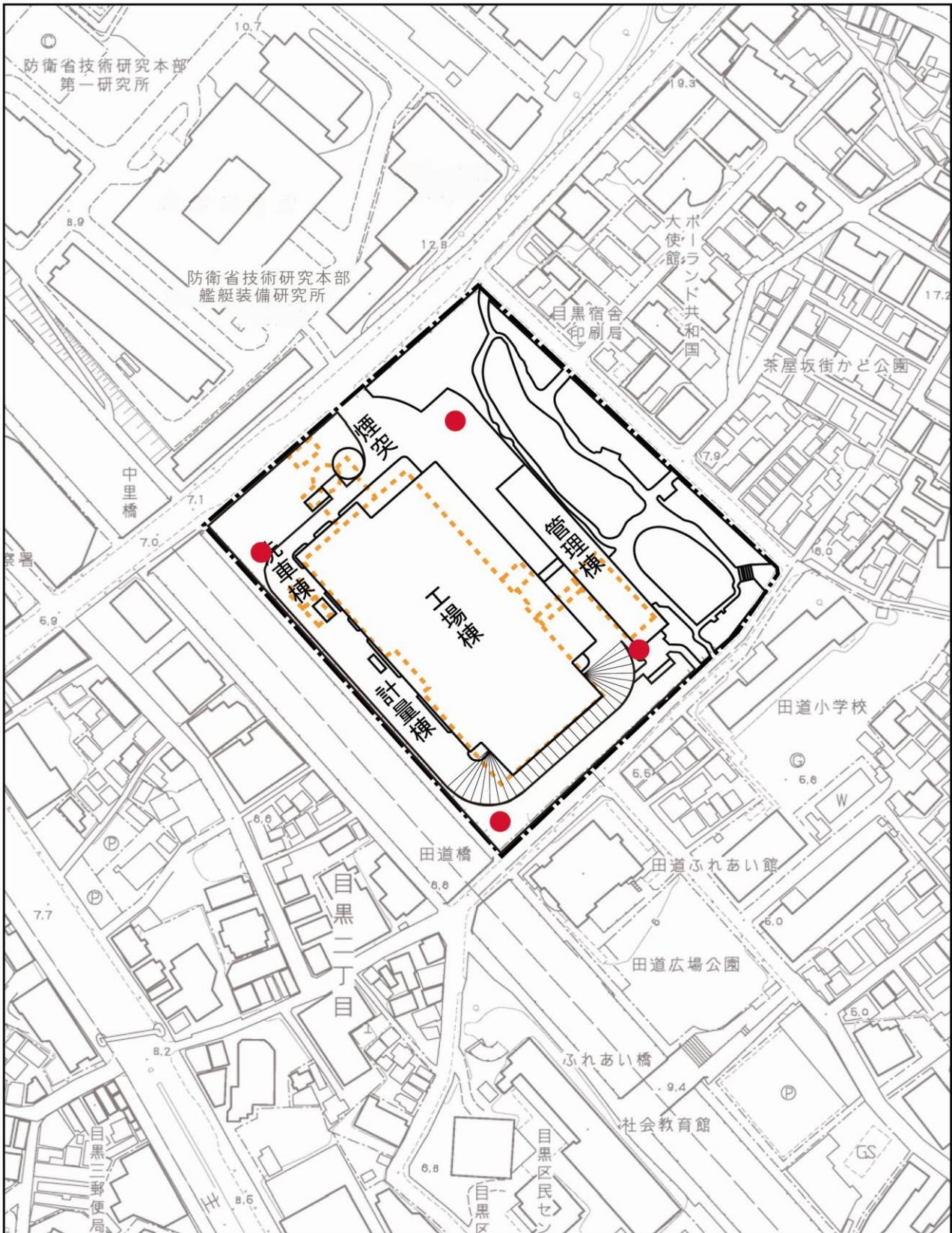


図8-5 現地調査地点位置図（地盤）



S=1:2,500

0 50 100M

凡例

- — — — — : 計画地
- ▭ : 計画施設（建替後）
- ▭ (dashed) : 既存施設
- : 地盤調査地点

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-22 に示すとおりである。

表 8-22 予測及び評価の方法：地盤

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及び程度	掘削工事が実施される時点とする。	計画地内	工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> 地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
工事の 完了後	地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及び程度	工事の完了後1年程度経過した時点とする。			

## 8.2.6 水循環

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-23 に示すとおりである。

表 8-23 調査事項及びその選択理由：水循環

調査事項	選択理由
①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中における掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置や、工事の完了後における地下構造物の存在に伴い地下水の水位及び流況の変化への影響が考えられる。 また、工事の完了後における地表構造物の設置により、雨水の表面流出量への影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-24、現地調査方法は表 8-25、現地調査地点は図 8-6 に示すとおりである。

表 8-24 調査方法（既存資料 調査）：水循環

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①水域の状況	計画地及びその周辺	・「地下水面図」	最新の資料を参考とする。
②気象の状況		・「被圧地下水位等高線図」	
③地形・地質及び土質等の状況		・「気象月報」（気象庁）	
④水利用の状況		・「地形面区分図」（東京都）	
⑤植生の状況		・「都内の地下水揚水の実態」（東京都）	
⑥土地利用の状況		・「自然環境保全基礎調査」（環境省） ・「東京都現存植生図」（東京都）	
⑦法令による基準等		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」 ・「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」（東京都） ・「東京都環境確保条例」（東京都） ・「目黒川流域豪雨対策計画」（東京都） ・「目黒区総合治水対策基本計画」（目黒区）	

表 8-25 調査方法（現地調査）：水循環

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地下水の状況	建設工事（掘削工事）、地下構造物の存在、地表構造物の設置による影響を把握できる計画地内の4地点とする。 調査位置は図 8-6 に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる1年間とする。	観測井での地下水位の観測による方法とする。

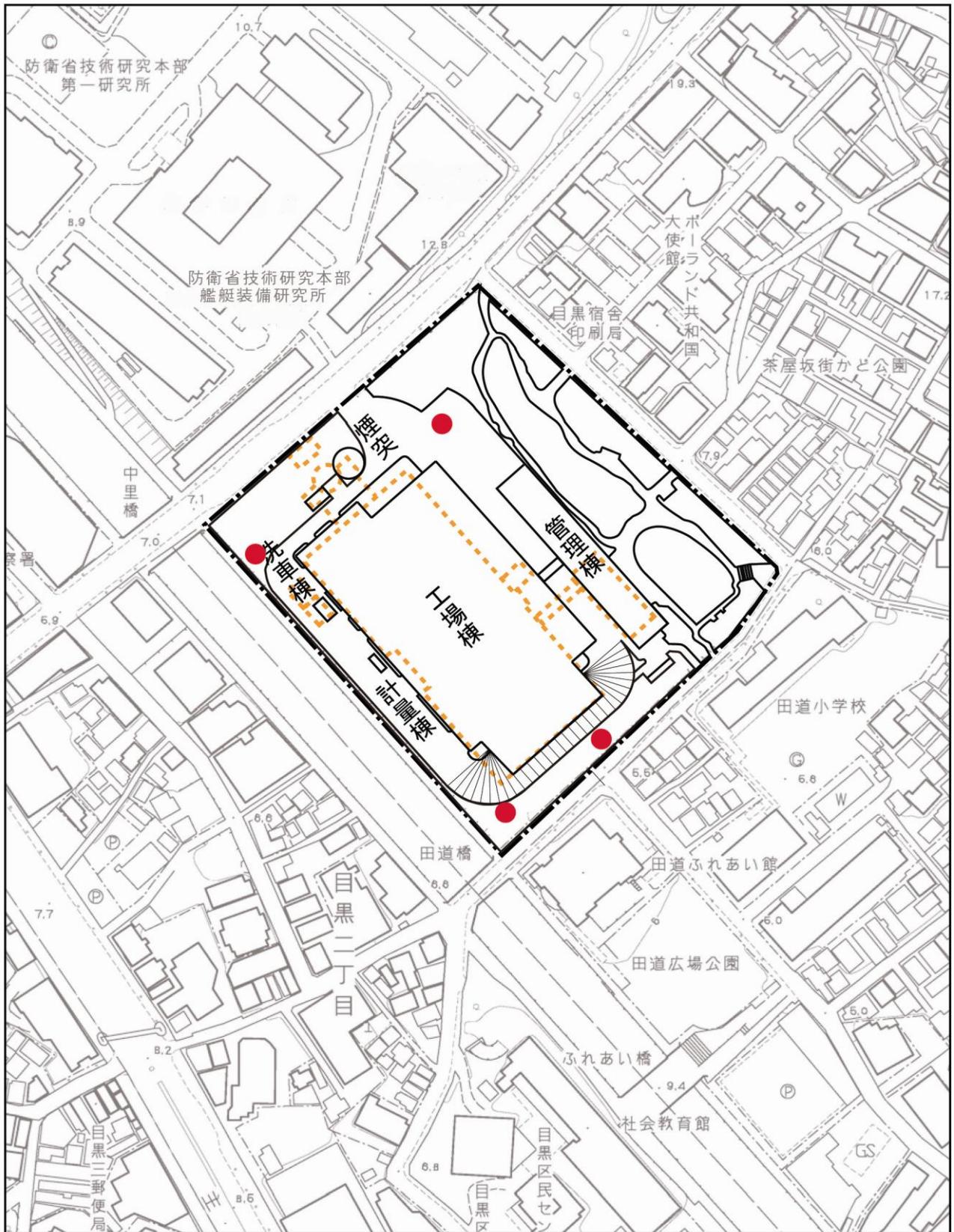


図8-6 現地調査地点位置図（水循環）

凡例

- — — — — : 計画地
- ▭ : 計画施設（建替後）
- - - - - : 既存施設
- : 地下水位調査地点



S=1:2,500  
0 50 100M

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-26 に示すとおりである。

表 8-26 予測及び評価の方法：水循環

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置に伴う地下水の水位、流況の変化の程度	建設工事（掘削工事）に伴い山留め壁（止水壁）が設置される時点とする。	計画地内	工事施工計画及び環境保全のための措置をもとに、水循環の程度を予測する方法等とする。	<p>現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下構造物等の存在により地下水の水位及び流況への影響を及ぼさないこと。</li> <li>目黒区総合治水対策基本計画に定める雨水流出抑制に係る対策量とする。</li> </ul>
工事の 完了後	地下構造物等の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度 地表構造物の設置に伴う表面流出量の変化の程度	工事の完了後で施設の稼働が定常の状態に達した時点とする。			

## 8.2.7 日影

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-27 に示すとおりである。

表 8-27 調査事項及びその選択理由：日影

調査事項	選択理由
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後において、計画建築物等による日影の状況の変化による影響が考えられる。 以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-28、現地調査方法は表 8-29、現地調査地点は図 8-7 に示すとおりである。

表 8-28 調査方法（既存資料調査）：日影

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	対象事業の実施により日影が生じると予想される範囲とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「都市計画図」</li> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・事業年報等（清掃一組）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「地形分類図」（東京都）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「都市計画図」</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」</li> <li>・「建築基準法」</li> <li>・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（東京都）</li> </ul>	

表 8-29 調査方法（現地調査）：日影

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況	計画建築物による日影が及ぶと予想され、特に配慮すべき施設を考慮した敷地境界付近の4地点とする。 調査位置は図 8-7 に示すとおりである。	日影の状況を適切に把握し得る時期とする。	主要な地点における日影の状況は、現場で天空写真を撮影する方法とする。
			現地調査により把握する方法とする。

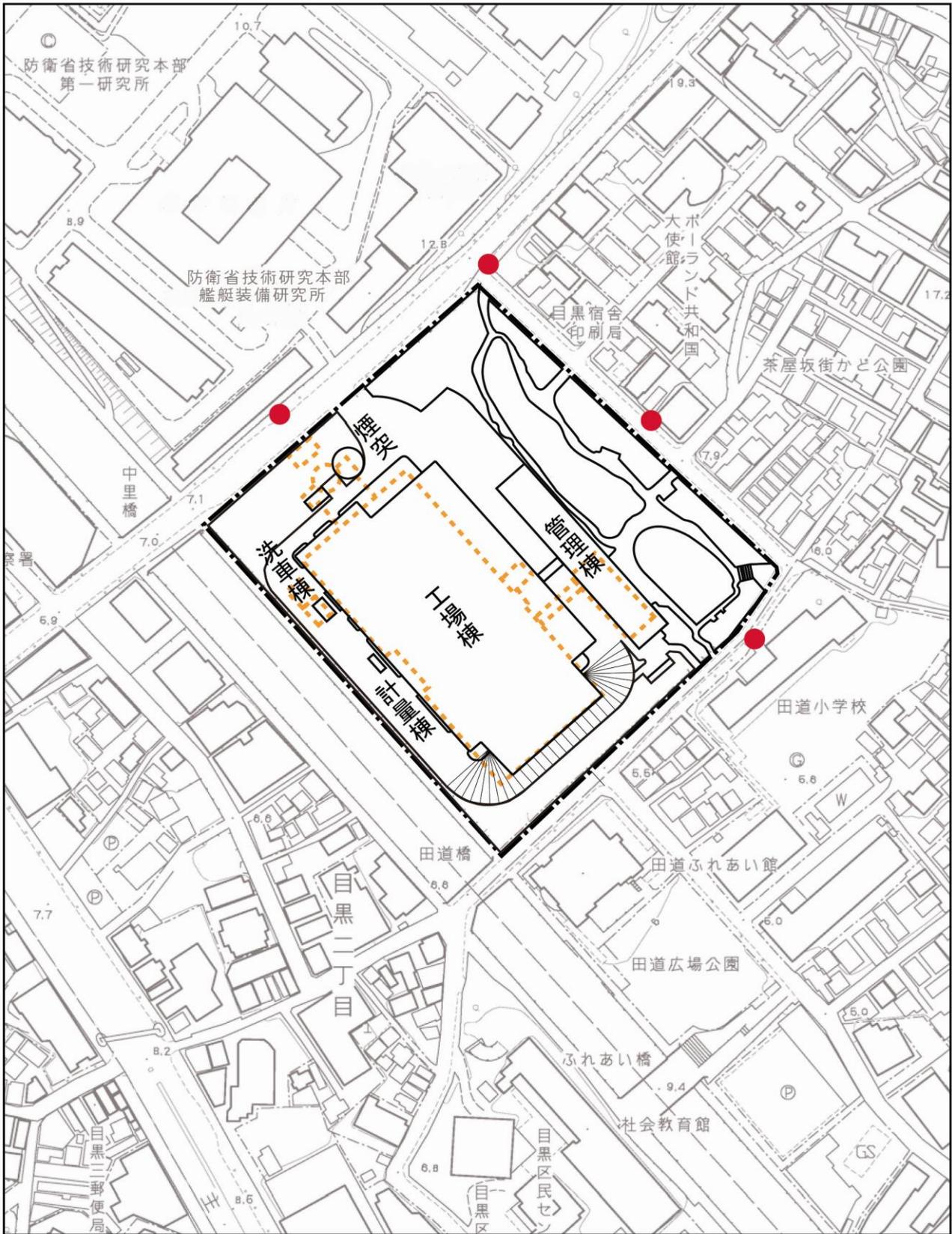


図8-7 現地調査地点位置図（日影）



S=1:2,500  
0 50 100M

凡例

- : 計画地
- : 計画施設（建替後）
- : 既存施設
- : 日影調査地点

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-30 に示すとおりである。

表 8-30 予測及び評価の方法：日影

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物等(煙突含む)の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。</li> <li>・現況の天空写真に計画建築物等(煙突含む)の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築基準法」〈昭和 25 年法律第 201 号〉に定める基準</li> <li>・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準</li> </ul>
	冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度			

## 8.2.8 電波障害

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-31 に示すとおりである。

表 8-31 調査事項及びその選択理由：電波障害

調査事項	選択理由
①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	工事の完了後において、工場棟及び煙突の存在により、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の受信状況に影響を及ぼすことが考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-32、現地調査方法は表 8-33、現地調査地点は図 8-8 に示すとおりである。

表 8-32 調査方法（既存資料調査）：電波障害

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①テレビ電波の受信の状況 東京局の地上デジタル波（UHF）、隣接地域の地上デジタル波（UHF）、衛星放送（BS、CS）、共同アンテナの設置状況等	計画地及びその周辺	・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKアイテック編）	最新の資料を参考とする。
②テレビ電波の送信の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
③高層建築物及び住宅等の分布状況		・「住宅地図」	
④地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査」（東京都）	

表 8-33 調査方法（現地調査）：電波障害

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①テレビ電波の受信の状況  ・テレビ受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・隣接地域テレビ放送の視聴実態 ・共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態  ※調査対象は地上デジタル波であるが、必要に応じて衛星放送（BS・CS）の受信状況も調査する。	調査範囲は、電波障害の発生が推定される地域とし、調査地点は電波到来方向並びに遮蔽方向について検討した上で、調査範囲内にほぼ均等になるように設定する。 調査位置は図 8-8 に示すとおりである。	電波障害の状況を適切に把握できる時期とする。	・テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成 22 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会）及び「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会）に準拠する。 ・テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 ・隣接地域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。 ・受信形態については、聞き取り等の方法とする。

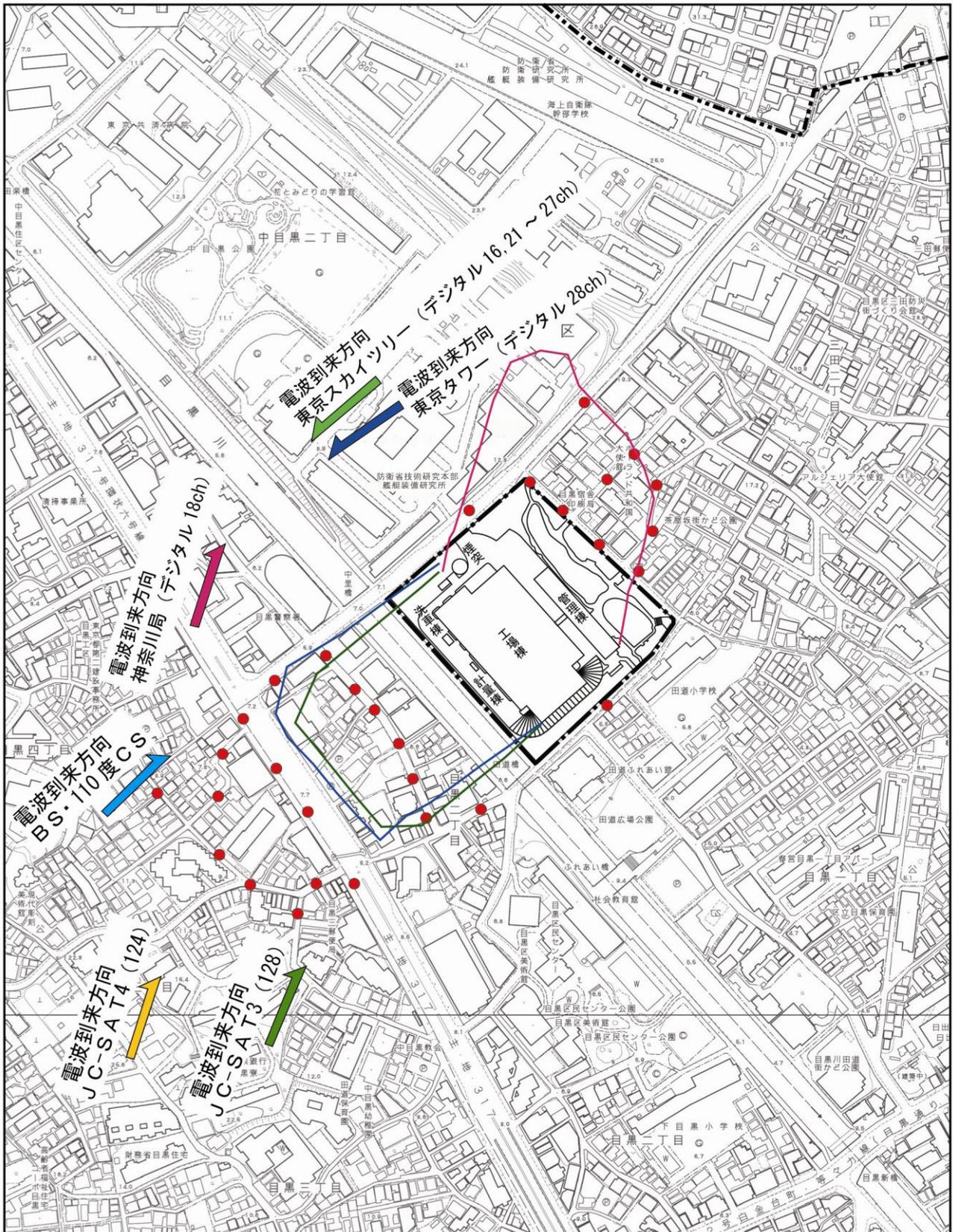


図 8-8 現地調査地点図 (電波障害)

凡例

- : 計画地
- - - : 区界
- : 計画施設 (建替後)
- ← : 電波到来方向
- : 電波障害予測範囲 (東京スカイツリー)
- : 電波障害予測範囲 (東京タワー)
- : 電波障害予測範囲 (神奈川局)
- : 電波障害調査地点

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-34 に示すとおりである。

表 8-34 予測及び評価の方法：電波障害

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工場棟等の設置に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS)）の遮蔽障害	工事が完了した時点とする。	工場棟等によるテレビ電波の遮蔽障害が予想される地域とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成 22 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会）に基づき障害範囲の予測を行う。</li> <li>・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会）に基づき、光学的な遮蔽範囲に伝搬の広がりを考慮した予測式により、遮蔽障害の及ぶ範囲の予測を行う。</li> <li>・衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。</li> </ul>	<p>テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt; テレビ電波の受信障害を起こさないこと。</p>
工事後				

## 8.2.9 景観

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-35 に示すとおりである。

表 8-35 調査事項及びその選択理由：景観

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤都市の景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	施設の完了後においては、工場棟等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地周辺地域の景観に変化が生じると考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-36、現地調査方法は表 8-37、現地調査地点は図 8-9 に示すとおりである。

表 8-36 調査方法（既存資料調査）：景観

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「景観づくり基本方針」（東京都）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> </ul>	
④土地利用の状況			
⑤都市の景観の保全に関する方針等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都景観計画」（東京都）</li> <li>・「東京都環境基本計画」（東京都）</li> <li>・公共事業景観形成指針（東京都）</li> <li>・東京都景観色彩ガイドライン（東京都）</li> <li>・目黒区景観計画（目黒区）</li> <li>・目黒区環境基本計画（目黒区）</li> <li>・目黒区みどりの基本計画（目黒区）</li> </ul>	
⑥法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」</li> <li>・「景観法」</li> <li>・「東京都景観条例」（東京都）</li> <li>・「目黒区景観条例」（目黒区）</li> <li>・「目黒区みどりの条例」（目黒区）</li> </ul>	

表 8-37 調査方法（現地調査）：景観

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地域景観の特性	工場棟等及びその周辺の主要な景観構成を把握できる範囲とする。	計画地周辺の景観の状況を適切に把握できる時期とする。	現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況	調査地点は工場棟等が容易に見渡せると予想される場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所、計画地の周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所等の代表的な地点とする。 調査位置は図 8-9 に示すとおりである。		
③圧迫感の状況	隣地境界線付近又は計画地に接する道路の反対側敷地境界線付近等を含む地点。 調査位置は図 8-10 に示すとおりである。		





(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-38 に示すとおりである。

表 8-38 予測及び評価の方法：景観

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	工場棟等の設置に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	工事が完了した時点とする。	現地調査の範囲とする。	対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> 東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた地域景観の方針
	工場棟等の設置に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度		現地調査の地点とする。	工場棟等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。	
	圧迫感の変化の程度			形態率の算定による方法により予測する。	

## 8.2.10 廃棄物

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-39 に示すとおりである。

表 8-39 調査事項及びその選択理由：廃棄物

調査事項	選択理由
①撤去建造物の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去、建設により廃棄物及び建設発生土が発生する。 工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生する。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-40 に示すとおりである。

表 8-40 調査方法（既存資料調査）：廃棄物

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①撤去建造物の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物処理の状況 ⑤法令による基準等	計画地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要、清掃工場工事実績等</li> <li>・「循環型社会形成推進基本法」</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」</li> <li>・「東京都廃棄物条例」（東京都）</li> <li>・「目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例」（目黒区）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-41 に示すとおりである。

表 8-41 予測及び評価の方法：廃棄物

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法	
工 事 の 施 行 中	建設工事及び建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土及び産業廃棄物の排出量、再利用率、処理・処分方法	産業廃棄物及び建設発生土を排出する期間とする。	計画地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事に伴う廃棄物は、撤去する既存施設の構造、規模、既存資料を基に予測する。</li> <li>・建設工事に伴う廃棄物等は、既存資料及び施工計画を基に予測する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に準ずる事業者の責務</li> </ul>
工 事 の 完 了 後	施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、処理・処分方法	施設の稼働が通常状態に達した時点から1年間とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）に定める事業者の責務</li> <li>・「東京都廃棄物条例」（平成4年東京都条例第140号）に定める事業者の責務</li> </ul>	

## 8.2.11 温室効果ガス

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-42 に示すとおりである。

表 8-42 調査事項及びその選択理由：温室効果ガス

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-43 に示すとおりである。

表 8-43 調査方法（既存資料調査）：温室効果ガス

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都地球温暖化対策指針」（東京都）</li> <li>・「エネルギー・経済統計要覧」（省エネルギーセンター）</li> <li>・「省エネルギー便覧」（省エネルギーセンター）</li> <li>・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（東京都）</li> <li>・「総量削減義務と排出量取引制度におけるその他ガス排出量算定ガイドライン」（東京都）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都環境確保条例」（東京都）</li> </ul>	
③地域内のエネルギー資源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域冷暖房事例集」（東京都）</li> </ul>	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「既存工場の消防・空調機器一覧」</li> </ul>	
⑤法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」</li> <li>・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」</li> <li>・「東京都環境確保条例」（東京都）</li> </ul>	

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-44 に示すとおりである。

表 8-44 予測及び評価の方法：温室効果ガス

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後 施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	施設の稼働が通常の状態に達した時点から1年間とする。	計画地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。</li> <li>ごみ発電、余熱の場内利用及び場外への供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号）に定める基準</li> <li>「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に定める基本方針</li> </ul>

9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区  
又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、  
図 9-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすと予想される範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲（半径 1.3km）とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都目黒区	青葉台一丁目の一部 東山一丁目の一部 上目黒一丁目の一部、上目黒二丁目の一部、上目黒三丁目の一部、 上目黒四丁目の一部 中目黒一丁目、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目、中目 黒五丁目の一部 三田一丁目、三田二丁目 目黒一丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、目黒四丁目 下目黒一丁目、下目黒二丁目、下目黒三丁目の一部、下目黒四丁目、 下目黒五丁目の一部、下目黒六丁目の一部 中町一丁目の一部、中町二丁目の一部 祐天寺一丁目の一部、祐天寺二丁目の一部
東京都渋谷区	恵比寿一丁目の一部、恵比寿二丁目の一部、恵比寿三丁目の一部、 恵比寿四丁目 広尾一丁目の一部 猿楽町の一部 代官山町の一部 恵比寿西一丁目、恵比寿西二丁目の一部 恵比寿南一丁目、恵比寿南二丁目、恵比寿南三丁目 東三丁目の一部
東京都港区	白金台三丁目の一部、白金台五丁目の一部
東京都品川区	上大崎一丁目の一部、上大崎二丁目、上大崎三丁目の一部、上大崎 四丁目の一部 西五反田三丁目の一部、西五反田四丁目の一部

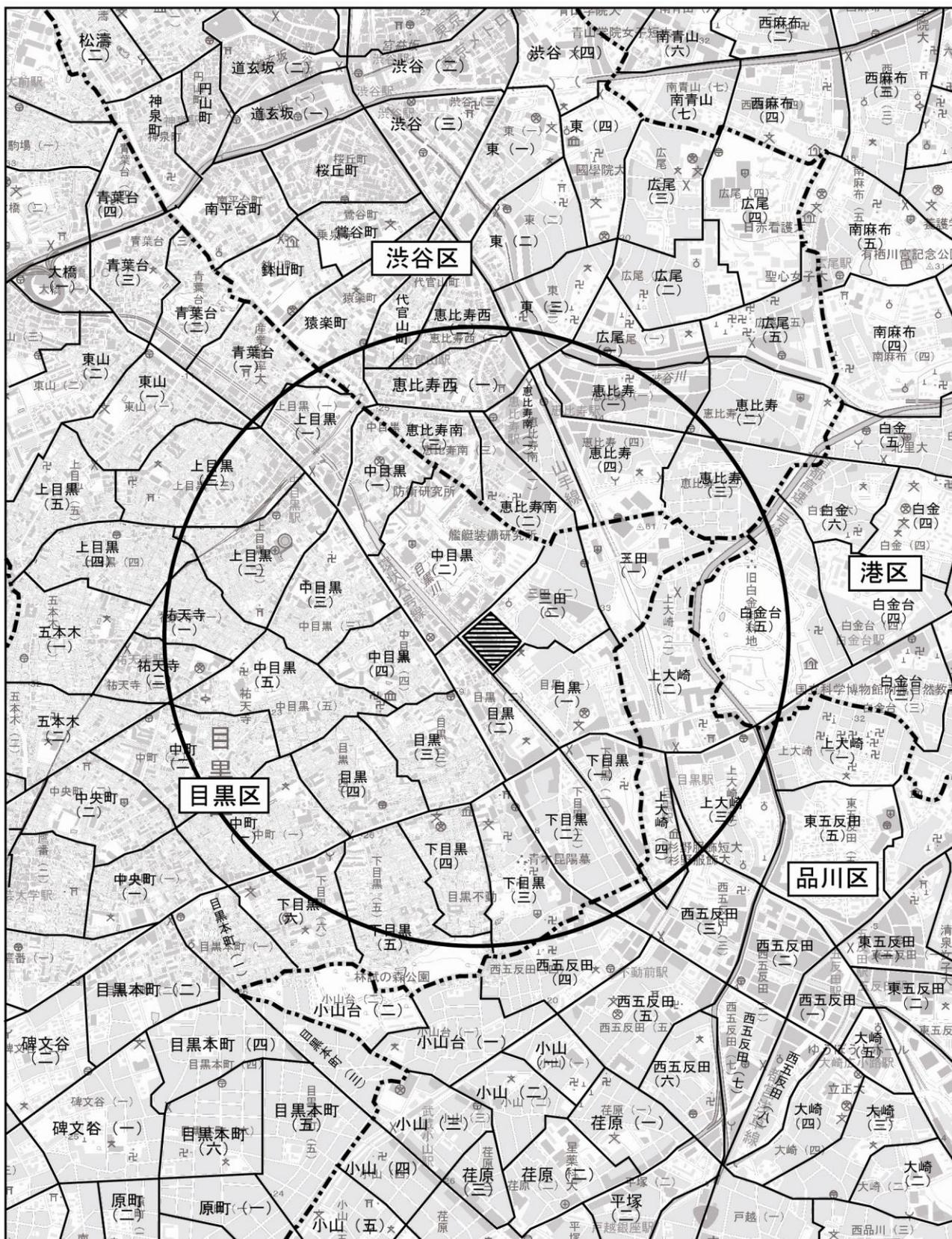


図 9-1 環境に影響を及ぼすと  
予想される地域



S=1:25,000

0 500 1,000M

凡例



: 計画地



: 環境に影響を及ぼすと  
予想される地域  
(半径 1.3km)

----- : 区界

———— : 町丁目界

## 10 その他

### 10.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条

### 10.2 調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 西川 太一郎 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 株式会社総合環境計画 代表者 : 代表取締役 横山 隆二郎 所在地 : 東京都江東区牡丹一丁目14番1号

### 10.3 調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・ 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成22年1月から平成26年1月まで）」（平成26年1月、東京都総務局統計部人口統計課）
- ・ 「人口の動き（平成25年中）」（東京都総務局ホームページ）
- ・ 「平成24年経済センサス活動調査」（平成25年11月、総務省統計局ホームページ）
- ・ 「平成11、17、22年度 道路交通センサス（全国道路交通情勢調査）」（国土交通省）
- ・ 「東京都統計年鑑 平成24年」（東京都総務局ホームページ）
- ・ 「目黒区の土地利用2007」（平成19年12月、目黒区都市整備部都市計画課）
- ・ 「目黒区土地利用現況図」（平成19年3月、目黒区都市計画課ホームページ）
- ・ 「目黒区地域地区図」（平成22年11月、目黒区都市計画課ホームページ）
- ・ 「施設案内」（目黒区ホームページ）
- ・ 「目黒区くらしのガイド（区民便利帳）」（平成25年11月、目黒区）
- ・ 「医療機関一覧（平成26年5月現在）」（目黒区医師会ホームページ）
- ・ 「目黒川流域豪雨対策計画」（平成21年11月、東京都総合治水対策協議会）
- ・ 「平成23年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」（平成25年3月、東京都環境局）
- ・ 「事業概要平成25年版」（平成25年8月、東京都下水道局）
- ・ 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）
- ・ 「大気環境月報（平成24年度）」（東京都環境局ホームページ）
- ・ 「目黒区提供資料」（目黒区）
- ・ 「渋谷区提供資料」（渋谷区）
- ・ 「環境調査統計報告：大気汚染」（港区ホームページ）
- ・ 「2020年の東京」（平成23年12月）
- ・ 「2020年の東京」へのアクションプログラム2013（平成25年1月）
- ・ 「東京都環境基本計画」（平成20年3月）
- ・ 「東京都電力対策緊急プログラム」（平成23年5月）
- ・ 「東京都気候変動対策方針「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」基本方針」（平成19年6月）
- ・ 「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」施策化状況2012（平成24年3月）
- ・ 「地域におけるエネルギー有効利用計画書制度」（平成22年1月）
- ・ 「ヒートアイランド対策取組方針」（平成15年3月）
- ・ 「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成17年7月）
- ・ 「東京都廃棄物処理計画」（平成23年6月）
- ・ 「東京都建設リサイクル推進計画」（平成20年4月）
- ・ 「東京地域公害防止計画」（平成24年3月）
- ・ 「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成25年7月）
- ・ 「緑の東京計画」（平成12年12月）
- ・ 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針（平成19年6月）
- ・ 「緑の東京10年プロジェクト」の施策化状況2012（平成24年3月）
- ・ 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成24年5月）

- ・ 「東京都景観計画」(平成 23 年 4 月)
- ・ 「目黒区基本構想」(平成 12 年 10 月)
- ・ 「目黒区基本計画」平成 22 (2010) 年度～平成 31 (2019) 年度(平成 21 年 10 月)
- ・ 「目黒区実施計画」(平成 25 年度～平成 29 年度)(平成 25 年 3 月)
- ・ 「目黒区環境基本計画」(平成 24 年 3 月)
- ・ 「目黒区地球温暖化対策推進実行計画」(平成 21 年 4 月)
- ・ 「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」(平成 20 年 3 月)
- ・ 「目黒区都市計画マスタープラン」(平成 16 年 3 月)
- ・ 「目黒区景観計画」(平成 24 年 4 月(改定))
- ・ 「目黒区みどりの基本計画」(平成 18 年 10 月)
- ・ 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」(平成 19 年 3 月)
- ・ 「目黒区総合治水対策基本計画」(平成 22 年 5 月)
- ・ 「公害苦情統計調査」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「東京都一般環境大気測定局の測定結果(24 年度)」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「しぶやの環境」(渋谷区ホームページ)
- ・ 「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)
- ・ 「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)
- ・ 「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)
- ・ 「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(24 年度)」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「平成 24 年度大気汚染常時監視測定結果について」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「しながわの環境」(平成 25 年 12 月、品川区都市環境事業部環境課)
- ・ 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)
- ・ 「平成 20～24 年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「平成 24 年度道路交通騒音振動調査報告書」(東京都環境局)
- ・ 「平成 24 年度自動車交通騒音調査結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「公共用水域水質測定結果データ集平成 23、24 年度 河川」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「平成 21～25 年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)
- ・ 「しながわの環境と清掃・リサイクル平成 21～24 年度版」(品川区)
- ・ 「平成 25 年度版しながわの環境」(品川区)
- ・ 「古川の水質調査」(港区ホームページ)
- ・ 「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「要措置区域等の指定状況」(東京都環境局ホームページ)
- ・ 「平成 24 年地盤沈下調査報告書」(平成 25 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)
- ・ 「地質断面図」(東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ)
- ・ 「東京都目黒清掃工場環境影響評価書」(昭和 60 年、東京都)
- ・ 「東京の湧水マップ 平成 20 年度調査」(平成 21 年 3 月、東京都環境局)
- ・ 「第 4 次レッドリストの公表について」(平成 24 年 8 月、環境省)
- ・ 「第 4 次レッドリストの公表について(汽水・淡水魚類)」(平成 25 年 2 月、環境省)

- ・ 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」（平成25年5月一部修正、東京都環境局）
- ・ 「目黒区いきもの住民台帳－身近に暮らすみどりのなかまたち－【暫定版リスト】」（平成21年7月、目黒区）
- ・ 「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図（東京西南部）」（環境省生物多様性センター）
- ・ 「指定文化財」（目黒区ホームページ）
- ・ 「東京都遺跡地図」（平成22年3月、東京都教育委員会）
- ・ 「一般廃棄物処理基本計画」（平成22年2月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・ 「事業概要 平成25年版」（平成25年7月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・ 「清掃工場等作業年報 平成20～24年版」（東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・ 「都における温室効果ガス排出量総合調査（2010年度実績）」（平成25年3月、東京都環境局）

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

7万5千分の1：数値地図 50000（埼玉県、東京都、神奈川県：平成20年9月1日 国土地理院刊行）

2万5千分の1：数値地図 25000（東京都：平成25年7月1日 国土地理院刊行）

1万分の1、5千分の1、2千5百分の1：東京都2500デジタル白地図（平成23年度版 株式会社ミッドマップ東京発行）

平成 26 年 8 月発行

印刷物登録

平成 26 年度 第 21 号

## 環境影響評価調査計画書

— 目黒清掃工場建替事業 —

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部  
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 1 2 階  
電話番号 03 (6238) 0915

印刷 ダイト印刷株式会社  
東京都江東区海辺 20 番 2 号  
電話番号 03 (3640) 8857

再生紙を使用しています。